長野大学紀要

第３２巻第１号（通巻第１２０号）

佐々木　　淫教　授
森　　源三郎教　授

退職記念号

長　野　大　学

2010年７月

目　　次

スペイン市民戦争の良き後遺症
　―辻邦生の百の短編『ある生涯の七つの場所』から―
　……佐々木　　涇……1

障害程度区分認定制度と特別支援学校高等部生徒の進路指導の方法と課題
　……森　　源三郎……15

＜論　　文＞

英国議会と委任立法
　―制定法的文書統制をめぐる現代的展開―
　……田　中　祥　貴……29

グラムシの「実践の哲学」とヘゲモニー
　―主体と客体の統一の論理―
　……黒　沢　惟　昭……59

元末・明朝前期におけるマンチュリアの社会変動と地域秩序形成
　……塚　瀬　　進……75

＜研究業績一覧＞

2009年　教員研究業績 ……93

＜そ　の　他＞

佐々木涇教授　略歴および主要著作 ……109

森源三郎教授　略歴および主要著作 ……113

長野大学紀要　第32巻第１号　１―13頁　2010

スペイン市民戦争の良き後遺症
―辻邦生の百の短編『ある生涯の七つの場所』から―

La séquelle favorable de la guerre civile en Espagne
― sur les cent nouvelles de Kunio TSUJI : “Les sept endroits d’ Une vie” ―

佐々木　　泝*
Thoru SASAKI

はじめに

小説家辻邦生が数多く書いたエッセーには、政治的発言は少なく、と言うよりも、その種の発言はほとんど見あたらない。発言の場所として彼が設定していたのは長野県の地方紙である「信濃毎日新聞」の金曜日付の夕刊である。週に１度の1000字程度の囲み記事であった。長野県内での同紙の夕刊の読者は少なく、辻邦生の思いや考えにリアルタイムで触れることのできた人は少なかったであろう。幸いに論者はその一人であった。そして多くの辻ファンは、亡くなった翌年、信濃毎日新聞社が2000年７月に発行した『辻邦生が見た20世紀末』で知ることができたのである。このように論者が、同紙が政治的発言の場であった、と断言するのは、生前に本人に確かめていたからである。

しかしながら、小説家辻邦生の政治に関する発言は、彼の作品の中で読み取ることができるし、作者自身もそれを望んでいたに違いない。つまり短篇『影』や『橋』、長篇では『安土往還記』、『嵯峨野名月記』、『背教者ユリアヌス』、『春の戴冠』、『フーシエ革命暦』、『西行花伝』などの作品に登場する人物たちの言動や状況で知ることができよう。そしてここに取り上げる『ある生涯の七つの場所』においても同様に読み取ることが可能だ。

Ⅰ　百の短篇への導入

１　成立事情

辻邦生が『ある生涯の七つの場所』の構想を得て、発表し始めたのは、1974（昭和49）年の１月発行の文芸雑誌「海」で、48歳の時である。この時の第一回作品は「亡命者たち」であり、合わせて＜作者の言葉＞も掲載されている。次にこの＜作者の言葉＞の全文を引用する。

> 『ある生涯の七つの場所』は、ここに独立した短篇を集めて一つの全体を形づくる、いわゆる連作形式の作品の試みです。作者としては作品の一篇一篇は独立した物語とし、それだけでも読めるように書きたいと考えています。連作を関連づける糸は、ある一人の人物の生涯ということで、物語ができあがるにつれて、この人物が何を考え、どんな生活をめざしていたか、浮かび上ってくると思います。私はそれをこの人物の魂のさまざまな場所として七つの形に別けてみようと思いました。その七つが、七色であるが、七変化であるか、七連星であるが、どうにも解釈してよく、特別に意味を与えたわけではありませんが、作品の気分に従って、色彩により挿話を別けようかと思っています。いずれ連作はながくつづきそうです。読者の変わらぬご愛読をいただけ

＊企業情報学部教授（2010.3.31退職）

れば幸せです。(「海」1974年１月号、中央公論社、29頁)

確かにこの連作は長く続いた。連作の最終回は、1988年５月号の「マリー・クレール」に掲載された「桜の国へ　そして桜の国から」である。ほぼ15年かけたことになる。

東京出版が刊行している読書情報誌「新刊ニュース」(1988年９月号)において、「連作『ある生涯の七つの場所』完結記念対談」という題で、書き終えたばかりの辻邦生と文芸評論家の清水徹が対談している。この清水に連作を書くきっかけを問われると、軽井沢の旧道で偶然出会った中村眞一郎との出会いの様子を次のように紹介する。

そしたら、「君、僕はね、これから百の長篇を書くんだよ」と言うんです。「エッ、百？　お書きになるんですか。ずいぶん大変ですね」と言ったら、「うん。でもね、これからいろいろ工夫して、バルザックのことを考えると、やはりそのくらいやらなきゃ」と言うから、「僕は百の長篇は無理だけど、百の短篇をやってみましょうか」という話をしていたんです。百という数字はそこからきているんですよ。

「マリー・クレール」(75号、中央公論社、1989.2)に掲載された「われらの時代への挽歌－＜ある生涯の七つの場所＞を終えて－」という題のエッセーで、百の短篇連作を思いついた経緯が書かれている。鮮明に記憶していた日本の『百物語』、フランスの作家、フランソワ・ド・ラ・サールの『サン・ヌーヴェル・ヌーヴエル（新百物語)』や『百バラード集』などをあげた後、「いつか沢山の短篇を連作風につなげて、ある纏まりのある世界を作ってみたい」とする気持をあらわしている。そしてそれに続く文章である。

その頃、たまたま軽井沢の旧道の雑踏のなかで中村眞一郎にばったり遇った。時あたかも氏の操病期に当っていたのだろう、氏は私に「目下、百篇から成る長篇を計画しているんだよ」と言った。氏の説明によると、それはバルザック的人物再現法を取り入れ、幕末から現代にいたる壮大な現代史の壁画になる、というのだった。私はバルザックよりもむしろゾラの「ルーゴン＝マッカール」叢書のほうを思い描いたが、内心、師匠たる者、すべからくこのようでなければならない、と考えた（中村眞一郎氏が東大フランス文学科の新任講師として初めて講義をしたとき、私も新入生としてこれまた初めて講義に出たので、中村さんは正真正銘私の先生であった)。

私はその時、「百の長篇は無理ですが、百の短篇なら書けそうな気がします」と言ったのを憶えている。それまで漠然と「百物語」と思っていたものが、中村氏と話すことで、ずっと現実の形を取りはじめたような感じがした。それは、単なる空想の段階から、プランを作って、百の短篇を具体的に考える段階へと、気持が進んだことを意味した。(『微光の道』新潮社、2001.4。35頁)

この考え方、すなわち「独立した短篇を集めて一つの全体を形づくる」方法の端緒となるべき考え方は、パリでの模索時代の手記にある。パリ滞在三年目になる1959年６月３日の日記には「主題の動き」について思索を重ね、その関連の文章の中で「だまし絵 trompe l'œil」に触れて主題の呼び起こす「感動」に言及する。「だまし絵」は「部分」を取り出せば、それはそれで一つのまとまった映像である。そして複数の「部分」が集合体となれば、素材の部分的な絵とは関係なく、全く違う絵が出現する。しかしこの時点では未だ辻邦生は明快に納得すべきものを手に入れてはいない。より明快になる時期は、ほぼ五ヶ月後の11月である。「11月４日に『ブッデンブロークス』の分析を始めた」と８日に書き付けている。このトーマス・マンの作品に新たな驚きを持ちながら次のようにも記す。

真の小説は、そうではなくて、それ自体で、現実とは独立した、しかも現実はそこから拡散した結果にすぎぬような原型としての、一宇宙をつくることにほかならない。それは独自の存在理由によって立っている。それによって秩序だっている。(『空そして永遠』河出書房新社、1974。11月３日)

さらに冬の南ドイツを訪れ、パリに戻って森有正に語ることで自ら獲得したことを意識する。

冬の旅をつくる「個」はかくて有限である。ある主題にとって、かかる有限の「個」を見出すこと、その「個」が主題の無数の説明をこえること――そこに物語の「個」の成立の可能性がある。かかる「個」をつぎつぎに示してゆく方法は「札」の表をだけみせるのと似ている。よしんばうらに無数の説明があっても、それを切りすててしまうのである。かくてすべてはこの「事実性」のなかにとじこめられてしまう。このすべてをとじこめた「個」を僕らはその主題における「物語的個」とよぶ。エピソードといってもいい。エピソードとは、かくすべてをとじこめた魔法の箱として、いくらか皮肉をまじえて提出される。僕が森先生のところでこれらのエピソードをかかるものとして語ったとき、そこにおのずと皮肉な、ある距離が生れているのに気がついた。（同書、1961年１月10日）

すなわち辻邦生は、師である森有正に「冬の旅について直接話さず、冬の旅を構成する個々のエピソードを語った」のである。このような語り方、「物語的態度」を手に入れたのである。かくして百の物語を書くべくして書き続けたのである。一つの主題を明らかにするために。

2　掲載誌と百の作品

『ある生涯の七つの場所』が書き始められたのは、先に記したとおり、1974年の１月発行の文芸雑誌「海」からで、最終回の「桜の国へ　そして桜の国から」は、1988年５月号の「マリー・クレール」に掲載された。雑誌名が異なるのは「海」が1984年５月に終刊を迎えたからであり、この最終刊に掲載されたのは「踊るシヴァ」である。そして復刊された季刊誌「中央公論文芸特集」の秋季号に「新世界」が、翌年の春季号に「雪の道」が掲載された。さらに1987年５月号の「マリー・クレール」に十二話が順次掲載された。そして単行本となった『神々の愛でし海』の発刊に伴って、「プロローグ」と「エピローグ」が発表された。『ある生涯の七つの場所』の各短編が発表された雑誌名および発表年を時系列で記しておきたいところであるが、錯綜した感じになってしまうので簡単に整理しておきたい。各短篇の表題は省き、シリーズ名のみを記す。

第一回目は「黄いろい場所からの挿話Ⅰ」で、第二回目は「赤い場所からの挿話Ⅰ」であり、これが「挿話XV」に達するまで交互に書き継いでいる。掲載誌は、いずれも中央公論社発行の文芸雑誌「海」である。次が「緑いろの場所からの挿話」と「橙いろの場所からの挿話」の組み合わせで、Ⅰ～XVまでが同様に交互に書かれている。続いて「青い場所からの挿話Ⅰ～XV」と「藍いろの場所からの挿話Ⅰ～XV」が交互に書き続けられる。そして「菫いろの場所からの挿話」ではⅠとⅡが、雑誌「中央公論文芸特集」復刊１号（春季号）と復刊２号（秋季号）に掲載され、Ⅲ～XVが中央公論社発行の「マリー・クレール」に「エマニュエル物語」という副題が付されて12回に渡って掲載された。ここまでで98篇となり、残りの２篇は「プロローグ」と「エピローグ」である。前者は、単行本として刊行された『神々の愛でし海』（中央公論社、1988.11）の付録として、後者は、同刊行本の「菫いろの場所」シリーズの末尾に収録されて、それぞれが発表された。したがって作者である辻邦生が望む体裁で姿を現したのが、中公文庫に収録された形態であり、新潮社刊行の『辻邦生全集』５、６、７で再現された形態である。すなわち読者は、「プロローグ」から読み始め、「黄いろい場所からの挿話」「赤い場所からの挿話」を交互に、次は「緑いろの場所からの挿話」「橙いろの場所からの挿話」を同じく交互に、そして「青い場所からの挿話」と「藍いろの場所からの挿話」を交互に読んだ後、「菫いろの場所からの挿話」を一気に読み、「エピローグ」で読み終えることになる。すなわち発表順に従った読み方である。

だが、別な読み方があることを作者である辻邦生は、最初の短篇収録集『霧の聖マリ』（中央公論社1975.2）の「あとがき」で書いている。

実は、この作品のタテのストーリーは赤、橙、黄、緑、青、藍、紫の七つの色で分けられ、それぞれ「何色の場所からの挿話Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ……」として示されてゆきます。そしてその挿話の一つ一つは、それらの色を象徴的に帯びた背景ないし小道具が使用されております。たとえば「赤い場所からの挿話」では「赤い花」「赤い襷」「赤い財布」「赤いネオ

ン」「赤いドロップス」といったふうに。もちろん同色の挿話Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ……は、ある物語的な進行を示しますし、直接物語的な進行を持たない場合には、主人公の内的発展が辿られるはずです。

この作品の総題が「ある生涯の七つの場所」となっているのは、一人の主人公がそれぞれ幼年期、少年期、青年前期、後期、壮年前期、後期、老年期に置かれた場所での恋愛なり、不幸なり、戦争なり、革命なりの出来事が示されるからです。この七つの場所に登場するのは同一の主人公です。(『霧の聖マリ』中央公論社、1975.2。303頁)

すなわち各色のシリーズにしたがって読み進める読み方を作者は紹介しているのだ。この引用文の後半では、「一人の主人公」の成長にしたがってそれぞれの時期について書く、としているが、書きあげられた今となって全体を見れば、四人の主人公となっている。この点は当初の計画と異なっている。

ところで作者辻邦生はもう一つの読み方を同じ「あとがき」で紹介している。

しかしこの連作のもう一つの意図は、これらタテのストーリーに対してヨコのストーリーを書いてゆくということです。たとえば「黄いろい場所からの挿話Ⅰ」と「赤い場所からの挿話Ⅰ」と「橙いろの場所からの挿話Ⅰ」というふうにⅠの挿話をまとめて読んでみると、そこに一人の別の人物の物語が示されることになるのです。これは同様にⅡ群の挿話シリーズ、Ⅲ群の挿話シリーズなどにおいても別個の主人公の運命が物語られることになっています。私はこのヨコのストーリーの中では十四人の男女の運命を描いてゆくことを予定しています。(同)

「ヨコのストーリー」を読んでも、必ずしも作者の言う「十四人の男女」の物語というわけではなく、この点でも作者のもくろみどおりではなかった。そして辻邦生の本当の希望を次に引用しておく。

交互に書くというのが基本の方法ですが、本当を言うと、短篇の一篇一篇を薄い小冊子にして、読者が自分の好みで、好きな順序で読んでゆくというのが理想的です。しかし製作や製本の面から、そうした方法は目下のところ難しいし、ごたごたすることも考えられます。もしそういう小冊子形式が意味を持ちだすとすれば、それはやはりヨコのストーリーがはっきり見えてくるときですので、とりあえずこの連作短篇のスタンダードとして本書のような合本形式で編集することにしました。(同書、304頁)

再度言うなら、独立したまとまりのある各短篇を読者の好みで、読み順を変えて読むことを期待し、新たな楽しみが読者の側に現れることを望んだのだ。

Ⅱ　物語の構成

1　主要な登場人物たち

この一連の物語に登場する主要な登場人物は、一名ではなく四名である。わかりやすく言えば、祖父、父、子、孫の四代にわたっての物語である。ただし、孫が登場するのは「エピローグ」だけである。「プロローグ」には「祖父」、「祖母」、「父」が登場する。しかし本論では、この親子関係を、たとえば「祖父」とか「父」などと言う言葉で登場人物を特定すると煩雑になるし、錯綜を招くのでこれらの単語を本論では使用しない。一部の短篇を除いて、各短篇は「一人称」で、すなわち「ぼく」あるいは「私」が語っている。したがって「祖父」を「私１」とし、代が下るに従って「私２」「私３」「私４」とする。

大きな流れは、「私１」が息子である「私２」と妻と別れて「労働調査」としてアメリカに渡り、さらにはヨーロッパに渡り、20年前に亡くなった「宮辺音吉」の行状を調べ始める。一方、日本に残った幼い「私２」の成長、学生時代、就職、結婚までが語られる。この「私２」は「私３」の語る内容から第二次大戦で戦死したことがわかる。「私３」の物語は、成長期のことに触れることなく、成人してからのヨーロッパ滞在から話が始まり、知り合った「エマニュエル」と結婚し、日本に帰る。そしてエピローグで初めて「私４」が登場し、スペインでの殺人事件に遭遇する。

「藍いろの場所からの挿話」シリーズのみが全編、「私」でない三人称の語り口となっている。

そこに登場する中心的人物は、他のシリーズで主人公となる一連の「私」ではない。本論ではこの「藍いろ」シリーズに取り上げられるエピソードを中心に見てゆく。

2　設定された時代

「プロローグ」は、「私２」が両親と共に、父親（「私１」）の渡米を前にして小料理屋での言わば三人そろった最後の晩餐をしている風景である。末尾にある「私２」の日記の日付は昭和11年２月12日となっており、引き続き新聞の記事が付されている。

この日記では、渡米した父からの手紙の一部が語られ、しかもその渡米が五年前と記してある。そして新聞記事の抜粋は、昭和11年２月14日、15日、16日の日付でパリとロンドンからのニュースが記されている。内容はフランス社会党の党首であるレオン・ブルムが王党派に襲撃されたこと、そして襲撃事件後の情勢、英国の軍備拡張、ドイツ再軍備に対するフランスの動向などが中心である。さらに同じ年の６月５日と６日、７日、11日の日付の記事では、フランスでの人民戦線政府の成立、その影響の一つとして労使対立から生じた全国的なストライキのこと、そして人民政府の収集策、人民戦線内閣の亀裂などが報じられている。また７月15日、19日、20日の記事では、人民戦線政府が行った革命記念日の式典の様子、スペイン領モロッコにおけるスペイン人民政府に対するフランコ将軍らによる叛乱のこと、そしてスペインの危機という人民政府の見解を示すことなどが報じられている。

これら一連のことから昭和６年、すなわち1931年前後から物語が始まっていることが解る。そして「エピローグ」での「ぼく（私４）」は語りの中で「ぼくが生まれたのは、第二次大戦が終ってから二十数年も経っている」と言っている。したがって1970年前後に生まれたことになり、このことを口にする「ぼく」が20歳代半ばとすれば、この「エピローグ」の語る内容は1990年前後となる。したがって、この一連の作品は20世紀後半の60年間の時代を設定していることになる。

各短篇に登場する場所であるが、「私」たち四人の過ごした、あるいは行った場所に限れば、東京を中心とした関東南部、長野県、北海道であり、国外では、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、イギリス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、ギリシアなどである。

Ⅲ　スペイン市民戦争に関わるエピソード

連作短篇の第一回作品は、「黄いろい場所からの挿話Ⅰ」で「亡命者たち」である。「私３」が住むホテルに20年も住んでいたゲオルグが拳銃で殺される。しかしその理由は明らかにされてはいない。読者はこれが念頭に刻み込まれて、次の「赤い場所からの挿話」に導かれるのだが、そこでの主人公は「私２」である。ここでは別な関心事が読者に湧いてくる。煩雑になるのでゲオルグ関係のみを追う。

1　ゲオルグの登場する作品群

ゲオルグが直接登場する作品、またはゲオルグの名前が登場する作品を書き進められた順に列記しておく。

最初に登場したのは、先に記したように第一作の「黄いろい場所からの挿話Ⅰ」で「亡命者たち」である。次が三十作目にあたる「ドーヴァの眺め」（緑いろの場所からの挿話Ⅰ）、続いて五十八作目の「雨季の終り」（藍いろの場所からの挿話Ⅰ）、七十作目の「鳥たちの横切る空」（藍いろの場所からの挿話Ⅶ）、七十四作目の「雨の逃亡者」（藍いろの場所からの挿話Ⅸ）、七十六作目の「黄いろい海」（藍いろの場所からの挿話Ⅹ）、七十八作目の「静かな村外れの十字架の前で」（藍いろの場所からの挿話Ⅺ）、八十二作目の「薔薇の睡り」（藍いろの場所からの挿話Ⅻ）、八十四作目の「踊るシヴァ」（藍いろの場所からの挿話ⅩⅣ）、そして最後の短篇となる百作目の「エピローグ」である。すなわち十点の作品にゲオルグまたは名前が登場するのである。このゲオルグが、中心的な主人公である「私」たちとその家族を除き、スペイン市民戦争関係では主人公的な役割であると言えよう。これらの作品でゲオルグがどのように語られているかを上記の作品順に見ておきたい。

「亡命者たち」では、二十年もホテルに住んでいるゲオルグと親しくしているレモン売りの盲目

の少女のことを「私３」が語る内容である。ある日、少女は、ゲオルグにここから立ち去るように説得することを「私３」に求める。少女はゲオルグが殺害されることも予言した。事実、ゲオルグは若い三人の男に拳銃で殺される。以後ホテルの前に少女は来なくなり、「私３」もホテルを離れる。

「ドーヴァの眺め」では、近代社会思想史の研究者である「私１」が、二十年前に死んだ宮辺音吉が1926年に静養に来ていたドーヴァーを訪問する。アイザック爺は宮辺を立派な人と見なしていた。このアイザック爺の話す昔の事件話にゲオルグが登場する。この村の出身であるルイスはゲオルグと外国で知り合った。旅籠に逗留して書き物の仕事をしていたゲオルグの部屋で村人たちの知らぬ男が殺され、ゲオルグとルイスは行方不明になった。しかしルイスはこの事件には直接には関わってはいなかった。

「雨季の終り」は、先にも記したように「藍いろ」シリーズで「私」でない三人称の語り口となっている。最初に登場する「男」はホッターと言い、ゲオルグの弁護士である。九年半前にホガース医師が自殺したが、殺されたことが七年後に判明した。ホガース医師の死後、ホガース夫人は故郷に帰りはするものの、行方不明となる。ホガース医院の最後の患者がゲオルグだったため、犯人とされた。いわばホガース医師とアンダースン医師、ホガース夫人の三角関係がもつれての殺人事件だった。行方知れずになったホガース夫人は、この町でアンダースン医師夫人として住んでいたのである。夫人が亡くなったため、その知らせが夫人の故郷に伝わり、ホッター弁護士がアンダースン医師を捜し当てたのである。そして弁護士はロンドンにアンダースンを連れて行く。したがってこの作品ではゲオルグの名前のみが登場する。

「鳥たちの横切る空」も藍いろシリーズの作品である。スペインで反革命軍と戦う国際旅団の一員であるペーター・シュルツは、ゲオルグの命令に従って、フランスで飛行機を秘密裡に調達するためにミッシェルをフランスに近い国境の村で待っていた。レオン・ブルム内閣が武器搬出を禁止したためであった。シュルツは、テレサとその祖父である老人と親しくなる。老人は殺し屋たちが来ていることをシュルツに伝え、テレサと国境を越えるよう進言する。老人自ら藍色のジャンパーを着ておとりになり、攪乱させる役目を果たす。向かい側の山からシュルツとテレサは老人の倒れるのを見る。ここでは直接指揮をとっていたのがゲオルグであることが判り、飛行機の調達を命令した人物としての名のみの登場である。

「雨の逃亡者」でもゲオルグは名のみである。パブロの運転するトラックでマチゥとルイは、招集を発した革命本部に行く。そこでルネ・フェロンの処刑の確認を求められる。実はマチゥはフェロンと親友のため処刑を偽装したのである。マチゥはルイを誘って革命本部から逃げ出す、という内容である。一連の事情を調査するクラインは、ゲオルグの信頼が厚く国際旅団の組織をうまくまとめ上げていた。そのため偽装処刑ではないことを明らかにするための尋問であった。しかし偽装を見抜いたものによる告発があったことを知ってマチゥたちは逃げ出したのである。ここではゲオルグの国際旅団での立ち位置が明確になる。

「黄いろい海」という作品では、ペーター・シュルツとミッシェル（印刷工）がスペインに持ち込んだ偵察機を使えるように、ゲオルグは腐心していた。戦況不利な状態でシュルツはスターリンを始めとして、革命本部に不信感を持っていたが、とにかくゲオルグ隊長の戻りを待つ。シュルツは、反革命のレッテルを貼られて処刑された仲間たち、徹底革命を主張したアルフォンソ（マドリッドの労働者）の処刑を苦々しく見ていた。戻って来たゲオルグは退避を言うが、ミゲル（スペイン人）らは反革命軍を先制攻撃することを主張する。そして重傷のマイヤーを連れてマルティンはシュルツを脅しながら飛行機に乗り込む。止めにかかるミゲルを振り落とし飛行機は飛び立つ。ゲオルグの視点が革命本部のそれではなく、現場主義的な発想で行動する姿勢の持ち主であることが解る。

「静かな村外れの十字架の前で」では、フランスに逃れたゲオルグが旅籠での一夜で見た夢、それは革命軍の一団に捉えられ、拷問されそうになり、逃げ出した内容となっている。夢から覚めたゲオルグは、村の静かさを味わいつつ、山脈の向

こうの戦場となった村々と比べる。この落差を「ばかげている」とする。そして殺人事件に巻き込まれるが、事なきを得てこの村を離れる。

「薔薇の睡り」では、半世紀前に起きた悲恋物語を前提にした殺人事件を、ゲオルグが目撃した内容となっている。平和な世界での事件性、しかも殺人をせざるを得ない人間の感情の高揚の場にゲオルグを立ち会わせたのである。

「踊るシヴァ」では、ゲオルグが国際旅団との関わり合い、第二次大戦中の行動、そして戦後の行動などが、かつての仲間の妹の自殺をきっかけに明らかになる。その原因をめぐって国際旅団の仲間たちの関係も明確になる。いわばスペイン市民戦争関係のエピソードのまとめの部分と考えてよい。ゲオルグはパリにあるギメ東洋美術館にある青銅の「踊るシヴァ」を気に入っていたこと、到達した考えが「非暴力」であることなどが書かれている。その点をとりあえず指摘することにとどめておく。

そして「エピローグ」では、先にも記述したとおり、「私４」となる人物が登場し、ゲオルグらに対する復讐の念を持つミゲルの考えに、言及する内容となっている。登場するのは、アメリカ人らしい老人で、ミゲルは直接登場することはなく、老人宛に残された手紙でミゲルの考えが理解できる。そしてマドリードで開かれた集会での狙撃事件を聞いて、「私４」は老人がミゲルに狙われたと推測する。

2　ゲオルグの思い

これまで見てきたゲオルグの登場する作品からゲオルグの立場は容易に理解できよう。

まず、ゲオルグの出身である。18世紀にアルザスに移住したドイツ人の家系で、父親はルーアンで工場を経営し、スペイン人女性と結婚し、ゲオルグが生まれた。ゲオルグは一度だけ母の故郷であるブルゴスへ連れてゆかれたことがあり、このことが、その母の故郷で起ったスペイン内戦に加わったゲオルグの最大の動機であった。高校の教員だったゲオルグは、国際旅団では小隊長として活動した。組織内には一定の対立はあった。たとえばフランスから偵察用の飛行機を手に入れても、その使用方法に異論が出た。また退却の決定も出すこともあったが、それに抵抗する同志もいた。そしてゲオルグの登場する作品の中では決定的な争いは見られぬが、戦線を離脱したことはうかがい知ることができる。

ともかくも第一話の「亡命者たち」でゲオルグは射殺された。このことを事前に察知したレモン売りの盲目の少女が、この街を立ち去るようにゲオルグに求めたにも関わらず、彼は立ち去ることはない。そのレモン売りの少女の言葉を伝える「私３」に対して、答えるゲオルグの言葉は怪訝なものであった。

> 「あの子が私に出てゆけと？」ゲオルグは黒眼鏡の向うから尊大な表情で私を見て言った。「無用なことだよ、君。それは無用なことだよ。私はここで満足している。それなのに何んで他処（よそ）へ出かける必要があるんだね？　あの子には私からそう言ってやろう。君はいい。君には関係のないことだ。ともかく人間はこうやって生きることが大切なんだ。そうだ、誰かの役に立っていると思えることがね。そんなときは、何も恐れないですむ。それが大切なんだ」（「亡命者たち」、『霧の聖マリ』中央公論社、1975。28頁）

再度確認しておくが、この作品が百の短編シリーズの最初である。「私３」とのやりとりの中でこのように人生における本質的な考え方が示されているのだ。「人間はこうやって生きることが大切なんだ」と口にするゲオルグは、この作品を読む限りでは、孤独な状態ではあるが、暗いイメージはなく、むしろ街に住む人々とは陽気にやりとりし、品位さえある。その彼が殺されてしまうことから百の短篇シリーズは始まるのだ。

3　ゲオルグの参戦姿勢

このゲオルグの考え方がどのようにしてゲオルグ自身に備わったのか。スペイン内戦に義勇兵として行動を起こすことについて、先にも記したが母親がスペイン人であることに加えて抽象的な理由を挙げることができる。八十二作目である「薔薇の睡り」に次のような一節がある。

> もともと理性を擁護するつもりで反革命軍と戦う

決心をしたのだった。ゲオルグにとって、より多くの民衆に幸福をもたらすはずの革命こそが、理性の命じる行為であると思えたのである。
（「薔薇の睡り」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。289頁）

理性の下で革命運動に取り組んだことが、参戦の理由である。そもそもフランス革命は啓蒙主義に端を発し、イギリスの産業革命を象徴とした科学的なものの見方を援用しつつ、非合理性や不合理を追求したことから始まっている。したがって1910年代に育った若者たちは、第一次世界大戦を背景とした戦争に対する気持や考えを発展させて、より理想的な世界を作るという意味で社会主義を志向したのである。引用に見るゲオルグの考えは彼一人の考えではない。このことは日本にいた若者たちにしても同様で、辻邦生が旧制松本高校を受験する際に兵役を逃れるために理系の勉強をしたいとするのも、それの表れである。

そのゲオルグは革命政府を支持する国際旅団の小隊の隊長の任にあり、指揮は感情にとらわれることなく理性的であった。ペーター・シュルツとミッシェルにフランスで航空機の調達を命じたのも、航空機による情報収集がいかに有意義であったかを知っていたからである。また「黄いろい海」という作品ではゲオルグの小隊が危機に瀕する場面がある。反革命軍が近くに迫っていた。

ゲオルグは望楼に歩哨を残して母屋に全員を集めた。
「おそらく敵は夜のあいだは動くまい。われわれのとるべき方法は、先手を打って敵に夜襲をかけるか、あるいは夜のうちに退避するか、どちらかだ。ただ、あとの場合、飛行機の爆破は不可能だが」
夕日が雲のあいだに隠れ、中庭が暗くなった。しばらく彼らは黙って物思いにふけっていた。
「われわれが先手を取ったのだから、俺は攻撃すべきだと思うね。彼らが寝込んだところを襲えば、十分勝ち目がある。もし俺たちが逃げたところで、どうせすぐ追いつかれるし、ひょっとしたら包囲されるおそれだってある」
ミゲルは眼を光らせて低い声で言った。
ゲオルグはそれに対して退避を主張した。よしんば敵の先遣分隊を全滅させても、ここまで敵が浸透している以上、かなりの本隊が背後につづいていると考えるべきだ。戦闘行為によってこちらの存在を後方の本隊に察知されるより、このまま退去して、味方の戦線と合流するほうが効果的ではないか――ゲオルグはそう言った。彼は、アナーキスト系の民兵も含まれていることを考慮して、一応兵士間の討議を提案した。（「黄いろい海」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。114頁）

ゲオルグの冷めた状況判断は的確である。ここに登場するミゲルはスペイン人の民兵であった。当然のことながら、国際旅団に属するゲオルグを始めとした外国人とは異なる。すなわち外国人である義勇兵のようにミゲルらはスペイン国外に逃亡することはできない。だからあくまでも戦うことを感情的に主張するのだ。ここに対立の萌芽を見ることができる。

4　戦線を離れたゲオルグ

ゲオルグがどのような経緯を経てピレネー山脈を越えたかは、作品群からは読み取ることができない。ゲオルグが山の向こうの戦闘あるいは戦地のことを思いやる回想の場面をいくつか引用しておく。戦線を離れたばかりのゲオルグの様子が描かれているのは「藍いろ」シリーズⅩⅣに当たる「静かな村外れの十字架の前で」である。この作品の冒頭部分では、ゲオルグの下で活躍していた官吏出身のクラインにゲオルグ自身が捕らえられるという悪夢が描き出される。その夢を見たのも山脈を越えたフランスにあるホテルの一室であった。この悪夢の中での出来事が描写されており、クラインに拳銃を突きつけられたところでゲオルグは目が覚めるという設定だ。この夢の中では彼が捕らえられることだけでなく、群衆が射殺される場面もある。いわば激しい場面が描かれており、それに対比するように描かれているのが、ゲオルグがホテルを出てからの場面である。

街角のカフェまで彼はまるで距離を計るように歩数を数えながら歩き、カフェのテラスの鉄製の椅子に腰を下した。彼は顔を出した赤毛のそばかすのある女にクロワッサンとカフェ・オ・レを頼み、両手

を胸のポケットに差し込みながら、向いの雑貨屋で荷物の積み下しをやっている荷馬車を眺めていた。……略……

村の通りには秋の曇り日らしい霧に濡れた早朝の匂いがまだ残っていた。ゲオルグは牛乳の泡を欠けた白い茶碗の縁までなみなみと満たしたカフェ・オ・レの中に、ざらざらした白砂糖を沈めた。砂糖の粗い粒子に茶色のコーヒーがじわじわと沁み、ゆっくりと崩れ、牛乳の泡の中に消えていった。

ゲオルグはこうしたすべての物の形や色をまるで博物館に陳列された貴重な品々を見るように、丁寧に、心を集中させて眺めた。カフェの奥では朝のニュースが、ミュンヘン会談の模様を伝えていた。スペインでは叛乱軍の勢力が革命政府軍の前線に打撃を与えつつあると、アナウンサーは、この国と無関係な世界の出来事を報じるような、楽しげな、陽気な調子で喋っていた。そのあと、その調子にふさわしいシャンソンが流れてきた。……略……

ゲオルグが村を出ると、街道は二つに分れていて、一つは雲の垂れた山脈のほうに向い、もう一つは森と牧草地の拡がる北東へ伸びていた。その別れ道の角に、黒ずんだ切り石を積んだ土台のうえに錆びた鋳鉄の十字架が立っていた。その十字架の根元に藍いろの布きれが結びつけられていた。十字架は透かした荊の蔓で埋まり、荊の冠をつけたキリストは、ぐったりと垂れた全身の重みを釘づけにされた両手にかけてでもいるように、手を高くあげるようにしてぶらさがっていた。……略……ゲオルグの眼には、その半裸のキリストの屍体が、山脈の向う側で、ほとんど無意味に殺されている革命軍の兵隊たちの姿と重なってくるのをどうすることもできなかった。

「静かだ」とゲオルグはつぶやいた。「信じられないほど、静かだ」

……略……

ゲオルグはその小川の岸に腰を下して、引きぬいた草の白い茎を噛みながら、ぼんやり物想いにふけった。

彼には村の暮しの静かなたたずまいが胸のなかにすっきりと落ち込んでこなかった。山脈を一つ越えた向うでは、いたるところで町が破壊されていた。森でも野でも小銃や機関銃を撃ち合う音が絶えず聞えていた。（「静かな村外れの十字架の前で」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。162～164頁）

山脈一つを挟んだ似たような山岳地帯が対比されているのだ。この点を明瞭に認識したゲオルグは深慮と懊悩に陥る。

そうした彼の心を悩ましく捉えていたのは、ただ一つの山脈、ただ一本の国境線の向うとこちらとで、まったく別の現実、別の暮しが支配しているということだった。

「こんなばかげたことはない。こんなばかげたことはあってはならない」

ゲオルグは小川がきらきら光りながら素早く流れるのをじっと眺めながら、何度もそうつぶやいた。彼は自分が何を考え、何を理解しているのか、はっきり分らなかった。ただそう言う以外に、山脈の向うとこちらとのこの奇妙な落差を表現する手段はなかった。

「たった一本の国境線か？」彼は噛んでいた茎を小川に投げ棄てながら言った。「だが、国境線は一本だが、その間には無数の境界が横たわっている。向うとこちらとでは、まるで別世界だ。だが、たとえそうであるとしても、ただ人々は山脈を一つ越えるだけで、この平穏な、秩序のある、清潔な暮しに入ることができるのだ。ここでは森の梢を吹いてくる微風まで甘い香りを運んでくる。牧草地の草はみどりで豊かだ……。……略……

「ああ、乾いた、赤茶けた、砂漠性の大地の住人が、激情的であり、神秘的であり、反抗的であり、専制的となるのはよく分る。それに反して緑濃い豊饒な大地では、人々は柔和で協調的になるのは当然だ。彼らは激情を好まない。感情も細やかで優雅だ。専制を憎み自由を愛する。それだけの違いが、この山脈の分ける風土の違いから生みだされているのだ」

ゲオルグは頭を振り、小川の岸から立ち上ると、遠くの山脈をもう一度眺めた。朝のうち、重く垂れていた雲が幾分動き、幾つかの連峰の頂が尖った頭を雲のあいだに見せていた。……略……

自分の中で、妥協しない二つの世界がうまく調和点を見出すまで、この村から外に出られそうもないと思ったのだった。（同、166～167頁）

山脈一つを隔てたそれぞれの土地の気候風土の違いによって人々の特徴を捉えたのだ。しかしそれは調和点を見出すには至らない。

ところで、ゲオルグは密かに戦線を離れたのではない。国際旅団が解散となったのだから戦線離脱は違法ではなく、従って積極的な意志に基づいているわけでもない。ただ戦う場所を失ったのだ。その辺がどうであれ、反革命軍への抵抗を放棄したのは事実である。そして国境を越えて戦地でない地域とそこの住人を見ることで意識しだしたのは「国境線」である。それゆえにゲオルグの思いは、「調和点」を見いだすために思いは展開されてゆく。

そして「薔薇の睡り」であるが、先に引用した部分の直後である。すなわち革命が理性によるものとの思い込みを否定する現実の例示である。

> ゲオルグが山脈の向う側で見たものは、理性の名のもとに強行された野蛮にすぎなかった。理由のない殺戮、党派性をむき出しにした憎悪、安価なヒロイズムと自己顕示へ鉄の規則に縛られた冷酷な非人間的行為、集団が必然的に生みだす無反省な衝動的判断、理想主義が持つ潔癖な排他性――こうしたものがすべて革命擁護の戦いから生み出されていた。革命を擁護するとは、理性の果すべき最大の行為ではなかったろうか。それがゲオルグの前で無残に崩れつづけたのだ。（「薔薇の睡り」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。289～290頁）

明らかにゲオルグの考え方のみならず、生き方さえ否定せざるを得ない事態が目の前に展開されたのだ。人間が獲得した考え方の到達点「理性による」とらえ方、考え方である。それらが殺人をはじめとした非人間的な行為が展開さるという事態さえ導かれたのである。そのような知り得なかった現実の側面を明瞭に見せたのが、国境の彼方だったのだ。国境を越えなければその現実を見ることなどしなくて済んだのだ。したがって、一本の線、大地に目に見える形で存在しているわけではない国境線は、現実を知らしめる象徴となっている。

5　パリでのゲオルグ

ゲオルグがピレネー山脈のこちら側で見たのは平和そのものの人々の生活である。その生活を具体的に辻邦生は描写している。それを見ておきたい。平和な町を見てのゲオルグの思いである。

> 彼が山脈のこちら側に戻ってきて見たものは、単純な市民的秩序だった。どの都会でも朝になると心楽しい活動がはじまり、工場労働者や職人や会社員が通勤バスに溢れ、電車に溢れた。ゲオルグが首都に戻ったとき、よくヴェルレーヌの「かの穏やかな響きは都会より来る」という詩句を思い出した。石工は石を刻み、左官は壁を塗り、お針娘は洋服を縫い、銀行員は金を数える。都会の活動は一分も休むことはない。一人一人は機械の歯車のように働き、その歯車は他の歯車と噛み合って、正確に、刻々と動いてゆく。破壊もない、中断もない。そこにあるのは神の与えた平穏なのだ。この落着き、この一定のリズム、この秩序こそが、理性というものではないか、幸福というものではないか――ゲオルグは胸の奥から叫び出しそうになるそうした声を抑えた。「いや、いや、この秩序は見せかけの秩序なのだ。山脈の向うで炎を見たからといって、それに脅えるあまり、この事実を見誤ってはならない」
>
> ゲオルグが不眠症にとりつかれたのはこうした内心の葛藤が止むことなく彼を苛んだからであった。（「薔薇の睡り」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。290頁）

戦時ではない平常時の生活も確かに一定の秩序に基づいて存在する。しかしそれは人間が構成する社会の一面であって全方位から見た姿ではない。しかも革命家らしくその世界を見れば、搾取された人々が思想や制度などは明確に見定められない世界、いわば欺瞞に満ちた世界ということになる。だからゲオルグは「見せかけの秩序」とするのだ。とはいえゲオルグの心に調和が容易に訪れることはない。それが訪れるのは、ナチス・ドイツ軍のポーランド侵入で始まった戦争が何年かして終わってからである。

スペイン内戦にゲオルグが母親の関係で参加したのに対して、大学で知り合った友人フェロンは思想的な面からであった。内戦離脱からパリに

戻った二人は、フェロンの家業である出版業務に携わるようになる。パリがドイツ軍に占領される前に、二人は議論し、フェロンがドイツ軍の非占領地であるボルドーに移り、ゲオルグがフェロン書店を経営することになる。そのときのゲオルグの考えは「もう戦ったり、逃亡したりすることに意味を見出し得な」いからであった。強制収容所に連行されるような運命となっても、それを迎えるように行動するだけという考えにさえ至った。ただきちんと受け止めるべき事柄として「日々の市民的義務を果たすこと」が、「非戦闘員としては重要であ」るとフェロンに語り、レジスタンスには加わらず、ドイツ語が解ると言うことでドイツ軍の仕事さえもした。

すべて日々の義務と思えるものを担ってゆこうとしたにすぎなかった。

戦争中の日々はむしろゲオルグにとって、山脈の向側で受けたさまざまな心の傷を癒やすための治療期間の趣を持っていた。戦争の規模は大きかったし、異国間の戦は内戦よりもはるかに単純な力関係で割りきることができた。

いろいろの点で、ゲオルグは内戦時とは別個の生き方ができるような気がしていた。それにどのような理由があろうと戦争にまったく荷担しないという決意は、重苦しい占領下のパリ生活に対しても、ある距離をとることを許したのだった。(「踊るシヴァ」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。346頁)

確かに国と国との戦いは国内戦より単純である。同じ言語を使わないから区別が容易である。容貌さえも異なる人間たちの戦いもある。まさしくゲオルグの思う「単純な力関係」である。そしてこの引用文にある「ある距離をとる」という発想についてゲオルグはパリに来たフェロンに語る。

地下室には短波受信機が隠してあり、ロンドンからの自由フランスの放送を聞くことができた。フェロンは雑音のなかから聞える将軍の声に耳を傾け、もう間もなく解放軍が上陸するだろう、と言った。

「ぼくは、人を殺すという手段を、絶対的に排除しなければ、人間は理想を実現できまい、と思っているのだ」ゲオルグは疲れた表情でフェロンの尖った、細長い顔を見ていった。「この頃ぼくはギメ東洋美術館にゆく。そしてインドの神像を見てくるんだ。……略……インドの神々のなかでもとくに美しい青銅の踊るシヴァの彫刻が飾ってある。豊満な肢体を持った女神で、片脚をあげ、両手を拡げて——もっとも両手といっても四本あるが——軽やかに、奔放に踊っている。踊っている肢体を囲んで、火焔の燃える大きな円環が取り巻いているから、この豊饒の女神はあたかも火焔の円のなかで永遠の生成の舞踏を踊っているように見えるのだ。説明によると、この火焔の円環は宇宙の生成を表わし、生死の無窮の輪廻を象徴しているという。ショーペンハウエルの説く盲目の意志に衝き動かされる永遠の生成と崩壊との車輪だ。ぼくは藍のビロードの背景の前に浮び上る青銅のシヴァを見ていると、何か自分がそうした無窮動の車輪の外へ出て、この世を静かに眺め下しているような気になるんだ。カルーセル門の前を示威行進するドイツ軍を見ても、……略……こうした大きな車輪が廻ってゆくのを眺めているような気になるのだ。この際ぼくは何一つ意志を持たない。何一つ目的を持たない。ただ腹がへるのに従って食べ、寒さがくるに従って着る。そして目の前にある仕事をやるだけだ。通訳を命じられればやる。帰れと言われれば帰る。ただ命じられたとしてもやらないことは殺すことだ。殺さない——これだけが唯一の掟だ。ぼくはかつてガンジーの無抵抗主義を時には感心し、時に苛立って見てきたものだ。だが、ガンジーには無窮に動く輪廻の環が見えているのだ。……略……彼はヨーロッパ流の合理主義や暴力主義がこの世をよく変え得るとは思ってもいない。ぼくは藍地の上に踊るシヴァのほうが遥かに人間の真実を表わしていると思えてならないんだ。そこでの掟はただ一つ——殺すな、ということだ。分るだろう、これがぼくの決意さ。これが山脈の向うで得た決定的な教訓なのだ」(「踊るシヴァ」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。347～348頁)

理性を絶対とする考え方によって目指すべきは、人間のあらゆる面での公平さ、そしてやがてはそれが人々の幸福をもたらす。その考え方を持ってスペイン戦争に臨んだ。しかしながら現実はそうではない。人間のさまざまな醜い部分が露

見し、ゲオルグに衝撃を与えたのだ。そしてここに辻邦生は、パリにあるギメ東洋美術館の「踊るシヴァ」を登場させた。すなわち、破壊神であると共に創造神であるシヴァが永遠に踊り続ける姿にゲオルグは魅せられたのである。踊る姿が自分たち人間である限り、この桎梏から解き放たれることはない。しかしゲオルグは、この状態を見ることができたのだ。別な言い方をすれば、自分を含めて世界のすべてを客観的に見ることができるようになったのだ。そして、してはならぬ一つの掟、それが「人を殺してはならぬ」を守らなければならぬとしている。

そしてフェロンの反論めいた問いかけが続く。

「じゃ君は暴君的なフューラーに対しても無抵抗でゆくのか？」
「そうだ」
「向うはぼくらを皆殺しにするんだぜ」
「だが、ぼくは非暴力だ」
「それが間接的に殺人になってもか？」
「前に言ったろう。そのときぼくは不服従だ」
「死でおどしてくるさ」
「そのときは死を選ぶ」
「では、われわれは敗(ママ)けるだろ。」
「いや、敵だって人間を絶滅はできない。必ず生き残る。生き残った者たちは非暴力を生きぬいたのだ。身を潔めた民なのだ。彼らだけが新しい理想社会を作る資格を持つだろう」
（「踊るシヴァ」『椎の木のほとり』中央公論社、1988。348～350頁）

これに対し、フェロンは「自分の信じる戦をつづける積りだ」と言い、そのわけを語る。そしてそれに応じるゲオルグが到達した考えを見ておく。

「理想は守られ、意志されるから理想なのだ。意志を放棄したら、人間は獣に戻るしかない」
「どうかな」ゲオルグは首を振って言った。「それはヨーロッパ的人間の傲慢ではないかね？　人間という観念が古代ギリシアで生れたと固く信じている。その人間に合わせて時間と空間が作り出され、人間の在るべき姿を示すのが理性ということになる。だが、人間はもっと巨大なものの内部で育てられている。時間も空間も人間的時間、空間より遥かに巨大な時間があり、遥かに巨大な空間がある。それは人間が利用し役立てる畑のようなものじゃないのだ。ぼくはドイツ軍がパリを占領する期間がどれほど続こうと、逆に解放されようと、この巨大な時間、空間にはまったく無縁のことだと思う。ヨーロッパ的人間は自分たちの暴力主義のなかで没落しているにすぎないのだ。この没落のあとに新しい種属がくる」
「アジア人か？　アフリカ人か？」
「いや、アジア人でもアフリカ人でもない。戦争を認めない人々だ。殺すなという掟をもった人々だ。たとえアジア人だってアフリカ人だって戦争を手段と認める以上は、依然として古い人間、古い文明に属するのだ」
「君はドイツ人の占領下でそんな超人思想を育てているのか？」
「超人思想なものか。ぼくは新しい種属の最初の人間でありたいと思っているだけだ」
ゲオルグはそれを特別に深化させたり理論づけたりしたいとは思わなかった。非暴力がただ実践によって深まるほかないと信じられたからであった。
（同）

Ⅳ　辻邦生の語るもの

辻邦生には、小説を書きたくても書けない状態が30歳代半ばまで続いた。初めて訪れたパリで、文学そして小説に関する思索を続けた。そして見出したのは自らの独自の世界を持つこと、その世界を描くことによって小説となることを知った。すなわち小説を書く根拠を見出したのだ。ここに至るまでの過程で知ったことは、自分のことのみならず世界の状況を、ゲオルグのように「理性」で捉え、理想の実現、そして小説を書くにしても不可能ということであった。言い方を換えれば、辻邦生の創作不能は、時代の病と重なっていたのである。

時代の主流は、物事を捉え、考えるために科学的なものの見方、考え方であった。これを手段としての革命の実践、理想の実現があった。ところが戦術、戦略の方法に手段として応用するには限界があり、手に余るところに非合理、不合理さが

生じた。この考え方一辺倒に陥ることが「時代の病」であるのだ。理性に基づくもののとらえ方、考え方で納得しうることが実現できても、人間の果てなき欲望の実現に悪用されるならば、それは否定されなければならぬ。

辻邦生の創作不能状態は、簡単に言うなら、次のような状態である。小説の世界をリアルに描くためには科学的なものの見方、考え方に基づく描写が有効である。しかしながら、それはジャーナリストや科学者の記す客観的に書かれた報告書とも言うべき文章には勝てない。この考えを抱いている限り創作不能の状態である。

ゲオルグは、踊るシヴァの女神像を見る視点を手に入れた。すなわち「何か自分がそうした無窮動の車輪の外へ出て、この世を静かに眺め下しているような」状態の視点である。この視点は、辻邦生自身の小説を書くためのそれであり、それゆえに辻邦生自身の世界がどのような状態にあるかを理解せしめる視点でもあった。「亡命者たち」でゲオルグが「私３」に伝えた言葉「人間はこうやって生きることが大切なのだ」については、ここまで見てくれば容易に理解できよう。

「あるがまま」を捉えるためには、科学的なものの見方によって、誰もが納得せざる得ない方法で語ることだ。しかし、その方法で捉えることができないのが、先にゲオルグの言う「巨大な時間」と「巨大な空間」である。いわば不可知論的な考え方ではある。しかしゲオルグは、「ヨーロッパ的人間の傲慢」さは、巨大な時間と空間とは折り合うことのない「人間の理性」であるとしている。その意味ではその「人間の理性」を否定せざるを得ないのだ。そして辻邦生が登場させるのは「戦争を認めない人々」で「殺すなという掟をもった人々」である。さらにゲオルグに「ぼくは新しい種属の最初の人間でありたい」と言わせる。作者である辻邦生が、ゲオルグにガンジーのことを言わせたのは、あるべき人間の姿の一つの例、唯一の例を示したかったのであろうと思われる。なぜならば、ゲオルグの考えと信じる点を示しただけであるから。すなわち、ガンジーは、このありようを「特別に深化させたり理論づけたり」することなく、「非暴力がただ実践によって深まるほかない」とする証なのだ。

長野大学紀要　第32巻第１号　15―28頁　2010

障害程度区分認定制度と特別支援学校高等部生徒の進路指導の方法と課題

Methods and Problems in Degree Assessment of Disabilities on Educational and Vocational Guidance in Special Support High School

森　　源三郎*

Genzaburou MORI

要旨　介護保険制度、障害者自立支援法のもとに高齢者・障害者の医療・福祉サービスをナショナル・レベルで総合的、統一的にサービスの内容とサービスの利用を標準化し、すべての国民に開かれた制度・政策が拡充されてきている。障害者福祉分野においては平等、人権、尊厳、自立、参加などの理念の共有の広い深化を目指した社会環境の構築が進行して来ている。障害者自立支援法の施行に伴い障害者の福祉サービスの受益は大きく前進した。障害者の『無医療・無介護』をなくする政策展開の中で特別支援教育の就学生徒の社会参加と進路保障は国民的課題として、その理解の浸透が進んできていると評価できるであろう。特別支援学校高等部３年生徒の進路学習・進路指導の在りようを模索する中で、障害者自立支援法に依拠して障害程度区分認定の法的権利を獲得し、活用する自覚と執行力の形成を目標としてほしい。障害程度区分の制度発足以来４年間の判定審査の実際を報告し、障害者自立支援法障害程度区分認定を生かした進路指導の課題を論述した。

Keyword　知的障害者、介護保険法、障害者自立支援法、障害程度区分、個別の指導計画、個別の教育支援計画、進路指導、個別移行支援計画、社会参加

１．はじめに

少子高齢化社会の到来のもとに「介護の社会化」を目指して介護保険制度（2000）がスタートした。引き続き2005年には障害者自立支援法、2006年には発達障害者支援法が成立し、高齢者・障害者が対等・平等に介護を受け、積極的に社会参加していく社会の仕組みを構築することを目指したものである。21世紀のわが国の社会保障の基本理念を「社会連帯」と「自立支援」に収斂させることを目標に、介護、医療、教育、福祉のサービスを提供する側の人的資源と、高齢者・障害者が受益を受けながら自立していく方略――すなわち①自己決定、②自己啓発、③自己運営（自律性）の３つの目標概念を実体化しようと論ずる京極（2008）の思想などは追及して止まないものである。即物的な価値を乗り超えていく生きる姿、行動の主体性の追求であるのかも知れない。

介護、医療、教育、福祉のサービスが量的にも質的にも共にある即物的尺度、対価換算値にならざるを得ない社会経済システムとパラダイムの中ですべての市民が「自立」を追求しなければならない時代であると言えよう。

21世紀社会を迎えて介護保険、障害者自立支援

＊社会福祉学部教授（2010.3.31退職）

発達障害者支援、特別支援教育制度と急速に新しいモデム体系が創設され、2010年のいま、ほぼ成熟期に入らんとしている。

障害者が自立し、社会参加する生活行動の支援の技術的な手段・手法として障害者介護給付費制度を捉える。障害福祉サービスを⑴介護給付、⑵訓練等給付、⑶自立支援医療、⑷補装具サービス⑸地域生活支援サービスに分節・分化させながらこれらへのアクセス保障として障害者自立支援法では介護給付費等の窓口公開申請と「自立」した執行力すなわち契約方式による医療・福祉サービスの消費・購買力を保障しようとしたのである。（Appendix１．参照）

明治以来平成14年までの行政力による措置制度（施しの福祉）の時代、平成15年から平成17年までの支援費（お仕着せの福祉）の期間から、平成18年10月からの契約方式（直接契約―利用・消費方式）へと改革移行した。

このような福祉サービス・システムのパラダイム変換のもと、17歳～18歳の特別支援学校高等部３年生徒が社会への門出に立つ時、自覚的に自立して自己の進路を切り開くことは生きる大きな目標であり喜びであるであろう。はじめて自ら申請して法の下での給付資格を獲得しようする自立心こそ貴い青春の証しであると考えたい。

筆者が４年間、審査を自験したが対面し得なかった若者たちの進路開拓のマイルズ・ストンに彼らのニーズの群像を描き出すことが本稿の達成目標である。

２．方法

１）被験者　特別支援学校高等部３年在学の生徒で障害者自立支援法第４条第４項に定める「障害程度区分」（Appendix２．参照）の判定審査を申請した生徒45名を検討事例とした。申請者の年齢は17歳から18歳である。休学等によると推定できる19歳の生徒が１名いる。

２）手続き　筆者はＵ地域広域連合の広域連合長により学識経験を有する者として任命（法第16条２項）を受け、Ｕ地域広域連合の介護給付費等の支給に関する審査会に参席し、判定審査業務に従事した。

審査会では申請者の名前は個人情報として委員には知らされず完全な多重盲検法で行われ、もし申請者を審議委員が病院、福祉施設等での日常体験で明らかに本人を推定できる場合は自発的に退席することが励行された。審査会での書面審査は完全に盲検法手続きが履行され、障害と介護に関する個人情報の守秘事項の履行を厳守している。

筆者は本研究を推進する基本的手法・手続きとして申請者個人の縦断的研究法および個人プロフィールによる症例研究の方法を排し、あくまでも障害程度区分の等級別のグループ・プロフィールと等級別横断的研究の手法を試み、申請者個人の同定につながらないデータ処理を試行した。同時に本研究の結果データ表示の被験者仮番号は表２～表４のグループ内で常にシャフルされている。障害等級区分別グループ特性を表示できると考えている。

しかしながら申請者個人が後日、学校、病院、社会福祉施設等で自己の障害程度区分を開示し、下記に示す調査（項目群等）を再試行、再問診し、公開のマニュアルに従って数値計算を試みるならば、本研究のどの等級の被験者仮番号の個人であるかを非常に低い確率ではあるが推定することに成功する可能性（再現性）がある。学術論文としてデータの正確性・信頼性（再現性）と個人情報の守秘事項との葛藤が残る。

障害のある当事者から申請書が提出された段階で市町村は障害程度区分の審査判定資料の作成のための調査活動を開始する。認定調査員が申請のあった本人および保護者等と面接し、①Ａ項目群（79項目）調査（Appendix３．参照）を行う。本人、家族の状況、現在受けている福祉サービス内容など介護状況を②概況調書に詳しく記載する。さらに申請者には医師の受診を必ず受けるよう助言し、医学的所見と合わせて介護に関する所見を記載した③医師意見書の発行を求める。

このような書類が揃った段階で障害程度区分審査段階に入るが、そのプロセスは３段階に区分されている。

プロセスⅠは介護保険法による65歳以上の個人の介護の必要度を判定するＡ項目群（79項目：要介護認定調査項目）調査によって、申請者の介護に必要とする要介護基準時間（基準時間：実際に

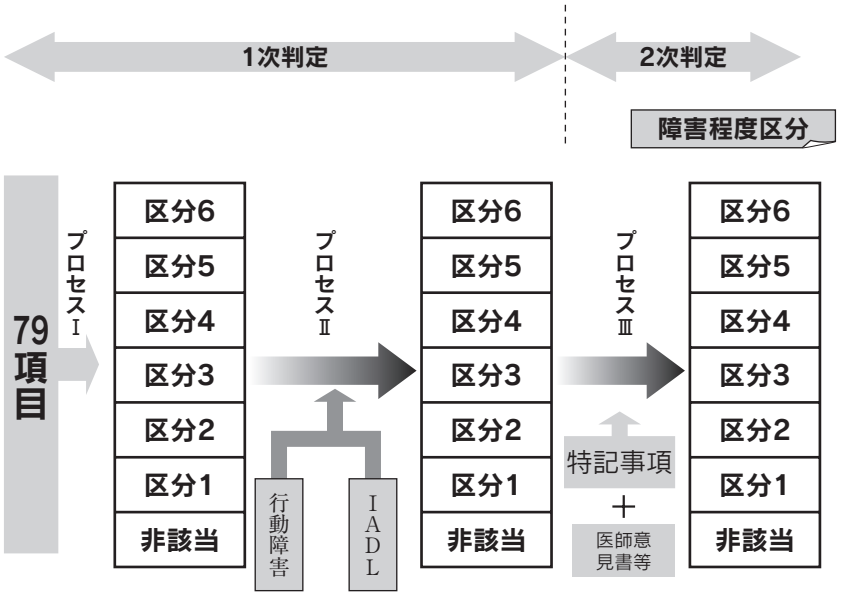

図１　障害程度区分の判定プロセス

表１　障害程度区分の認定者数

年度	障害程度区分							変更例数　%	
	1	2	3	4	5	6	計		
2006	0	2	1	2	0	1	6	3	50.0
2007	0	1	2	1	0	0	4	2	50.0
2008	0	1	5	4	0	1	11	4	36.4
2009	3	8	3	2	1	7	24	3	12.5
計	3	12	11	9	1	9	45	12	26.7
%	6.7	26.7	24.4	20.2	2.2	20.2	100		

必要とする実時間ではない尺度値）をコンピューター処理により算出する。

次にプロセスⅡに移り、①IADL スコア表（７項目で６点満点のスコア値が大きいほど介護を必要とする数値）、および②行動障害スコア表（19項目で６点満点のスコア値が大きいほど介護を必要とする数値）のスコア値を算出する。（Appendix４．参照）また障害程度区分判定に直接的に関係しないが訓練等給付値をも算出する。

次に２次判定（プロセスⅢ）の段階に進む。この段階では１次判定結果（プロセスⅡの結果）に①特記事項、②Ｂ１項目群（７項目）得点、③Ｂ２項目群（９項目）得点、Ｃ項目群（11項目）得点が算出される。Ｂ１項目群（７項目）、Ｂ２項目群（９項目）、Ｃ項目群（11項目）は自立支援法による障害程度区分判定において、独自に新設の追加された要介護度の評定尺度である。プロセスⅠ、プロセスⅡの段階での障害程度区分判定を変更させるパワーを付与された測定尺度値である。最後に④医師意見書を加えて最終的な審議判定の資料として審査会は協議を行い、２次判定（プロセスⅢ）で障害程度区分が確定されることになる。

３．結果

平成18（2006）年６月から平成22（2010）年３月まで４年度間にわたり、Ｕ地区広域市町村の障害者自立支援法による障害程度区分審査判定で自験した、特別支援学校高等部３年生徒の審査認定者数の総括結果を表１に示した。

この制度は平成18年度からスタートし、18年６月から申請者の審査が始まったが、旧制度からの移行開始期であり、18年度、19年度は申請者は各年齢とも少なかった。とりわけ特別支援学校高等部生徒の申請者数は２年間でわずか10名の少人数であった。第１期２年間の審査会委員の任期終了により、平成20（2008）年筆者は引き続き第２期審査会委員を拝命した。養護学校の学校評議員会校内研修会等で障害者自立支援法およびこれからの特別支援学校高等部生徒の進路学習、進路指導で欠かせない課題であることや制度説明と普及を促す働きかけを行った森（2006）の活動等がある。

平成21（2009）年度は認定有効期間の標準３年間の認定期限問題等もあり一般障害者の再申請、新規申請者は急増した。特別支援学校高等部生徒の保護者、教員にこの制度への理解が浸透して来、年間24名の申請があった。

表１に示す障害程度区分別の人数分布は少数例データであるが、障害程度区分２、３、４および６区分で20％台を示し、障害程度区分の区分別分布数は平坦性を示唆していると考えられる。

被験者（申請者）、特別支援学校高等部３年生徒45名の１次判定（プロセスⅠ、プロセスⅡ）段階と２次判定（プロセスⅢ）の諸数値を審査確定した障害程度区分群別に表２に掲載した。

⑷ 確定された障害程度区分１の者３名の個人別の各種の計測値が表２に記載されている。

３名の内、事例番号30はプロセスⅠ段階でＡ項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間25以上に達していない。しかしプロセスⅡ段階でＢ項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアの審査で１次判定区分１と判定された。更にプロセスⅢの段階でも２次判定区分１と確定判定がなされた。

⑸ 確定された障害程度区分２の者12名の個人別の各種の計測値が表２に記載されている。

12名の内、事例番号５、43、45はプロセスⅠ段階でＡ項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間32以上に達していない。しかしプロセスⅡ段階でＢ項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアで事例番号43、45の２名は２次判定区分２と変更決定された。残る事例番号５はプロセスⅢ段階で特記事項の記載項目の審議の結果、区分変更理由に該当すると審査判定され、２次判定は障害程度区分２と確定された。

⑹ 確定された障害程度区分３の者11名の個人別の各種の計測値が表２に記載されている。

11名の内、事例番号８、10、13、16、11、24、31、32の８名はプロセスⅠ段階でＡ項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間50以上に達していない。しかしプロセスⅡ段階でＢ項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアで事例番号31、32の２名は２次判定区分３と変更決定された。残る事例番号８、10、13、16、11、24の６名はプロセスⅢ段階でＢＣ項目群、特記事項等で区分変更理由に該当するとの審議があり、障害程度区分３の２次判定が確定した。このような審査過程を経て障害程度区分３の確定者のうち８名は区分変更が修正確定されたことになる。障害者自立支援法の審査手順の特色であろう。

⑺ 確定された障害程度区分４の者９名の個人別の各種の計測値が表２に記載されている。

９名の内、事例番号３、19、23、の３名はプロセスⅠ段階でＡ項目群得点による要介護基準時間が法定基準時間70以上に達していない。しかしプロセスⅡ段階でＢ項目群得点によるIADLスコア、行動障害スコアで事例番号３、19、23の３名は変更理由に該当しなく１次判定結果は障害程度区分３であった。しかしプロセスⅢ段階でＢＣ項目群、医師意見書の審議から区分変更理由足り得ると審議され２次判定区分４に確定変更された。

２次判定で障害程度区分９名中３名がこのような審査会の審議経過を経て変更されたことは障害者自立支援法の審査手順の特色である。

⑻ 確定された障害程度区分５の者１名の個人別の各種の計測値が表２に記載されている。事例番号22はプロセスⅠ、プロセスⅡの段階で区分５の判定を受け、２次判定でも障害程度区分５の審査が確定している。

⑼ 確定された障害程度区分６の者９名の個人別の各種の計測値が表２に記載されている。事例番号２、27はプロセスⅠの段階でＡ項目群得点の要介護基準時間110以上の法定基準に達していない。更にプロセスⅡの段階のＢＣ項目群IADLスコア、行動障害スコアの審査でも変更理由に該当

表２　１次判定と２次判定の結果

障害程度区分	事例番号	障害種別			年齢	性別	１次判定						２次判定	
							A項目		B項目				障害程度区分判定	
		身体	知的	精神			プロセスⅠ区分	基準時間	プロセスⅡ区分	IADL	行動障害	訓練等給付	特記事項医師意見書	２次判定（プロセスⅢ）
1	29		○		18	男	1	28.7	1	2.57	0.94	4.07		1
1	30		○		18	男	非該当	23.0	1	3.0	0.15	3.75		1
1	35		○		18	女	1	26.4	1	2.57	0.15	2.57		1
2	1		○		19	女	2	35.5	2	5.14	1.65	5.89		2
2	5		○		17	男	1	29.8	1	2.57	0.15	4.07	特記事項	2
2	9		○		18	女	2	40.9	2	0.85	1.81	0.85		2
2	20		○		18	男	2	37.4	2	2.57	1.42	5.57		2
2	33		○		18	男	2	42.8	2	3.0	1.02	3.75		2
2	34		○		17	女	2	34.3	2	1.71	0.55	1.71		2
2	36		○		18	男	2	49.4	2	3.85	3.39	6.85		2
2	38		○		17	女	2	28.3	2	3.0	2.05	5.25		2
2	41		○		17	女	2	32.1	2	3.0	1.26	3.75		2
2	42		○		18	女	2	34.8	2	4.28	0.94	5.03		2
2	43	○			18	男	1	30.5	2	3.85	0.0	4.6		2
2	45		○		18	男	1	30.8	2	3.85	0.55	5.35		2
3	6		○		18	男	3	62.9	3	4.71	2.13	7.71		3
3	8		○		18	男	2	44.1	2	3.42	1.02	4.17	BC 項目群	3
3	10		○		18	男	2	34.7	2	3.85	2.05	5.35	BC 項目群	3
3	12		○		18	男	3	63.5	3	3.85	1.89	7.6		3
3	13		○		18	女	2	46.1	2	4.23	1.97	7.28	BC 項目群	3
3	14		○		18	女	3	50.9	3	5.14	1.26	8.14		3
3	16		○		18	女	2	37.2	2	3.0	2.92	5.25	BC 項目群	3
3	11		○		18	男	2	38.5	2	2.57	2.05	3.32	特記事項	3
3	24		○		18	男	2	37.5	2	3.42	2.44	6.42	BC 項目群	3
3	31		○		18	男	2	48.9	3	4.71	0.94	9.96		3
3	32		○		18	男	2	42.0	3	6.0	0.23	11.25		3
4	3		○		19	男	3	66.5	3	5.57	2.68	10.82	BC 項目群	4
4	4	○			19	男	4	74.1	4	3.42	0.0	4.17		4
4	7		○		17	男	4	71.0	4	3.85	3.39	9.1		4
4	15		○		17	男	4	71.8	4	6.0	0.86	12		4
4	18		○		17	男	4	74.3	4	5.57	1.34	10.82		4
4	19	○	○		18	男	3	66.9	3	6.0	3.15	7.5	BC 項目群	4
4	21		○		18	男	4	72.2	4	8.0	0.71	12		4
4	23		○		18	男	3	53.0	3	5.57	0.47	7.82	医師意見書	4
4	40		○		18	女	4	71.3	4	6.0	2.44	10.5		4
5	22	○			18	男	5	93.4	5	5.57	0.0	8.27		5
6	2		○		17	男	5	91.5	5	5.57	3.94	11.57	BC 項目群	6
6	17		○		17	女	6	124.3	6	5.57	4.02	10.86		6
6	25	○	○		17	男	6	120.2	6	6.00	0.0	12.0		6
6	26	○			17	男	6	116.7	6	6.00	0.0	12.0		6
6	27	○	○		17	女	5	91.4	5	6.00	2.05	12.0	BC 項目群	6
6	28	○	○		17	男	6	115.8	6	6.00	0.23	12.0		6
6	37	○	○		17	男	6	116.4	6	6.00	3.86	12.0		6
6	39	○			18	男	6	119.3	6	5.14	0.0	10.39		6
6	44		○		17	女	6	111.9	6	5.57	1.42	11.57		6

表３　Ａ項目群（79項目）得点による要介護基準時間値

確定障害程度区分	事例番号	基準時間	障害程度区分基準時間細目							
			食　事	排　泄	移　動	清潔保持	間　接	行　動	機能訓練	医療関連
1	１Ａ	26.4	0.7	0.5	1.0	4.2	7.3	0.4	3.2	9.1
1	１Ｂ	23.0	0.7	0.5	1.0	4.2	7.3	0.4	3.2	5.7
1	１Ｃ	28.7	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	0.4	1.5	5.7
2	２Ａ	29.8	5.7	2.4	1.0	4.2	7.3	1.1	2.4	5.7
2	２Ｂ	35.5	0.7	0.5	1.0	9.2	14.7	0.4	1.5	7.5
2	２Ｃ	40.9	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	5.0	5.7	9.1
2	２Ｄ	37.4	0.7	2.4	2.7	10.7	9.1	0.4	5.7	5.7
2	２Ｅ	42.8	0.7	2.4	1.0	4.2	14.7	5	5.7	9.1
2	２Ｆ	34.3	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	2.6	1.5	9.1
2	２Ｇ	49.4	0.7	4.8	6.0	4.2	14.7	7.6	5.7	5.7
2	２Ｈ	28.3	0.7	2.4	2.7	4.2	14.7	2.2	5.7	5.7
2	２Ｉ	32.1	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	0.4	1.5	9.1
2	２Ｊ	34.8	0.7	2.4	1.0	4.2	14.7	0.4	5.7	5.7
2	２Ｋ	30.5	0.7	2.4	1.0	5.7	5.1	0.1	3.9	11.6
2	２Ｌ	30.8	0.7	2.4	1.0	4.2	7.3	0.4	5.7	9.1
3	３Ａ	44.1	0.7	2.4	2.7	14.0	9.1	0.4	5.7	9.1
3	３Ｂ	34.7	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	2.2	5.7	5.7
3	３Ｃ	46.1	0.7	2.4	5.5	9.2	14.7	2.2	5.7	5.7
3	３Ｄ	37.2	0.9	0.5	1.0	4.2	7.3	8.7	5.7	9.1
3	３Ｅ	38.5	0.7	0.5	1.0	4.2	14.7	2.6	5.7	9.1
3	３Ｆ	37.5	0.7	2.4	2.7	4.2	14.7	2.2	1.5	9.1
3	３Ｇ	62.9	0.7	8.7	6.0	16.4	14.7	5.0	5.7	5.7
3	３Ｈ	63.5	5.7	8.7	6.0	16.4	14.7	4.8	1.5	5.7
3	３Ｉ	50.9	5.7	4.8	6.0	16.4	4.0	2.6	5.7	5.7
3	３Ｊ	48.9	3.1	8.7	6.0	14.0	9.1	0.4	1.9	5.7
3	３Ｋ	42.0	3.1	4.8	6.0	10.7	9.1	0.4	2.2	5.7
4	４Ａ	66.5	3.1	12.4	13.8	14.0	4.8	10.5	2.2	5.7
4	４Ｂ	66.9	0.7	6.4	16.7	13.2	7.9	5.4	5	11.6
4	４Ｃ	53.0	0.7	12.4	13.8	14.0	4.0	2.6	2.2	3.3
4	４Ｄ	74.1	0.7	3.1	9.4	20.0	14.0	0.1	10.6	16.2
4	４Ｅ	71.0	14.6	3.0	6.0	17.1	4.8	20.3	1.9	3.3
4	４Ｆ	71.8	16.0	10.5	13.8	17.1	4.1	4.8	2.2	3.2
4	４Ｇ	74.3	5.7	18.1	13.8	17.1	9.6	4.8	1.9	3.3
4	４Ｈ	72.2	19.9	10.5	13.8	10.4	4.8	7.3	2.2	3.3
4	４Ｉ	71.3	14.6	10.5	11.8	17.1	4.1	5.7	2.2	3.3
5	５Ａ	93.4	0.7	26.7	16.7	27.4	13.2	0.1	2.5	6.1
6	６Ａ	91.5	16.0	10.5	15.7	18.1	5.4	20.3	2.2	3.3
6	６Ｂ	91.4	12.7	22.6	24.1	14.2	6.2	2.1	2.2	4.3
6	６Ｃ	124.3	5.7	24.8	24.1	24.6	18.3	20.3	2.2	4.3
6	６Ｄ	120.2	46.7	21.6	12.1	16.8	10.0	0.1	0.4	12.5
6	６Ｅ	116.7	46.3	21.6	14.6	16.8	10.0	0.1	0.4	6.9
6	６Ｆ	115.8	46.0	18.2	16.9	18.9	10.0	0.1	1.4	4.3
6	６Ｇ	116.4	40.8	21.6	16.9	19.9	10.0	1.4	1.7	4.1
6	６Ｈ	119.3	14.6	21.6	16.0	24.2	13.2	0.1	11.9	17.7
6	６Ｉ	111.9	5.7	22.6	17.8	24.6	14.0	4.1	16.7	5.7

表４　プロセスⅡのＡ項目群（79項目）及びＢ１項目群（７項目）、Ｂ２項目群（９項目）、Ｃ項目群（11項目）得点表

障害程度区分	事例番号	Ａ項目群得点								Ｂ１項目群	Ｂ２項目群	Ｃ項目群
		１麻痺拘縮	２移動	３複雑行動	４特別介護	５身の回り	６意志疎通	７行動	総計	７項目得点	９項目得点	11項目得点
1	1 A	100.0	100.0	99.9	100.0	84.4	100.0	96.8	681.1	6	2	1
1	1 B	100.0	100.0	99.8	100.0	77.1	90.2	95.1	662.2	6	0	1
1	1 C	100.0	100.0	99.9	100.0	76.0	94.4	85.9	656.2	6	0	3
2	2 A	100.0	90.8	74.3	63.6	70.8	94.4	95.0	588.9	6	0	0
2	2 B	100.0	100.0	99.0	100.0	94.0	91.9	92.0	676.9	7	0	2
2	2 C	100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	86.3	85.1	660.9	2	4	5
2	2 D	100.0	100.0	100.0	100.0	53.3	86.3	34.1	573.7	5	2	1
2	2 E	100.0	100.0	99.9	74.7	71.9	86.3	85.4	618.2	7	1	2
2	2 F	100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	87.6	93.7	670.8	4	1	3
2	2 G	100.0	100.0	99.9	98.1	42.0	71.8	52.0	563.8	7	6	6
2	2 H	100.0	100.0	99.9	98.1	62.1	73.5	71.3	604.9	5	5	6
2	2 I	100.0	100.0	99.8	100.0	79.2	94.4	91.5	664.9	6	3	4
2	2 J	100.0	100.0	99.9	98.1	74.8	61.4	94.1	628.3	7	2	2
2	2 K	37.7	49.6	44.0	98.1	73.4	100.0	100.0	502.8	6	0	0
2	2 L	100.0	100.0	99.9	90.2	68.2	82.1	94.0	634.4	7	1	1
3	3 A	100.0	100.0	99.9	80.9	59.9	86.3	85.8	612.8	7	2	2
3	3 B	100.0	100.0	100.0	98.1	76.0	70.7	71.4	616.2	7	4	6
3	3 C	100.0	90.8	100.0	98.1	56.1	86.3	68.0	599.3	7	5	6
3	3 D	100.0	100.0	100.0	76.6	76.1	79.9	66.0	598.6	7	6	8
3	3 E	100.0	100.0	99.9	98.1	77.7	82.1	74.8	632.6	4	2	5
3	3 F	100.0	100.0	100.0	90.2	49.5	94.4	70.7	604.8	6	3	3
3	3 G	100.0	90.8	45.4	79.1	39.8	74.2	82.9	512.2	7	4	9
3	3 H	100.0	90.8	99.9	65.7	31.8	90.2	85.6	564.0	7	3	3
3	3 I	100.0	90.8	74.2	76.8	38.4	67.6	80.6	528.4	7	2	4
3	3 J	100.0	100.0	77.0	87.0	21.9	83.3	93.2	562.4	7	2	4
3	3 K	100.0	100.0	77.0	98.1	32.5	74.8	92.0	574.4	7	1	5
4	4 A	100.0	100.0	77.0	78.1	22.5	59.9	59.9	497.4	7	5	7
4	4 B	40.2	22.5	38.0	59.9	59.9	94.4	60.6	375.5	7	4	4
4	4 C	100.0	100.0	77.0	79.4	35.7	36.9	93.5	522.5	7	0	4
4	4 D	67.0	42.6	28.9	88.2	74.9	100.0	100.0	501.6	6	0	0
4	4 E	100.0	90.8	68.3	40.2	17.8	53.9	58.8	429.8	7	9	8
4	4 F	100.0	90.8	51.3	62.1	8.6	36.9	86.5	436.2	7	2	5
4	4 G	100.0	87.5	100.0	66.0	17.8	42.8	87.8	501.9	7	3	6
4	4 H	100.0	90.8	74.3	38.7	12.4	36.9	85.4	438.5	7	3	7
4	4 I	100.0	90.8	51.3	48.7	27.5	40.8	69.3	428.4	7	2	6
5	5 A	38.2	10.0	5.9	59.0	45.2	100.0	100.0	358.3	7	0	0
6	6 A	100.0	82.5	74.3	41.3	11.5	36.9	45.6	392.1	7	8	5
6	6 B	100.0	62.7	15.0	31.9	11.5	36.9	74.8	332.8	7	2	4
6	6 C	100.0	74.7	77.0	39.4	16.2	36.9	51.8	396.0	7	6	9
6	6 D	84.0	0.0	5.9	21.2	0.0	0.0	100.0	211.1	7	0	4
6	6 E	26.8	0.0	5.9	19.3	0.0	17.4	98.4	167.8	7	0	2
6	6 F	26.8	19.3	5.9	34.8	2.9	20.9	94.5	205.1	7	1	3
6	6 G	84.0	11.7	15.0	21.2	0.0	32.3	61.5	225.7	7	8	5
6	6 H	54.0	0.0	5.9	31.9	22.8	100.0	100.0	314.6	7	0	0
6	6 I	87.5	74.7	44.0	47.9	14.8	55.5	89.7	414.1	7	3	4

しなかった。しかしプロセスⅢ段階で特記事項、ＢＣ項目群の記載事項等が区分変更理由足り得るとの審査会の判定により２次判定（プロセスⅢ）は障害程度区分６と確定された。９名の障害程度区分６の確定者中、２名が審議プロセスにおける区分変更があった。重度障害の申請者のＢＣ項目群、医師意見書による区分変更が自立支援法手続きによって配慮されている。

表２に示めされた特徴は45名の障害程度認定審査申請者のうち17名の申請者が区分変更によって最終区分確定がなされたのである。１次・２次判定を含めて障害程度区分の変更率は37.8％である。

表３はプロセスⅠにおける要介護基準時間細目を２次判定で確定した障害程度区分グループ別の個人別の食事、排泄、移動、清潔保持、間接行動（コミュニケーション行動、記憶・理解）、行動、機能訓練、医療関連の細目別の要介護基準時間の数値表である。

確定した障害程度区分６の生徒達は食事、排泄、移動、清潔保持の要介護基準時間値が高く、重度重複障害の生徒たちであることが想像できる。また確定した障害程度区分２、および区分３の特別支援学校高等部生徒たちの間接行動、機能訓練の要介護基準時間値が高いなどの区分群の症状のプロフィールが示されている。

表３から障害者自立支援法に基づく障害程度区分判定において確定した障害程度区分群別の群プロフィールが明確となり、障害程度区分２、区分３に確定した申請者はコミュニケーション行動、記憶・理解に対する要介護ニーズの高い症状群である。障害程度区分４に確定した申請者たちは排泄、移行、清潔保持に対する要介護度の高い症状群である。障害程度区分５、区分６に確定した申請者たちは食事、排泄、移動、清潔保持に対する要介護ニーズの高い症状群であることが判明した。介護に対する生徒達のニーズを的確に分析的に捉えられているプロファイリングである。

表４はプロセスⅢ（２次判定）の審査参考資料であるが、Ａ項目群（79項目）での動作遂行力の集計値の算出である。障害程度区分６の確定判定を受けた申請者生徒たちは⑴麻痺・拘縮の保有率が高く、⑵移動能は低く、⑶複雑行動能が低く、⑷特別介護の必要量が高く、⑸身の回りの日常生活能の規制が強いという群症状プロフィールを持っていると理解できる。

更に表４ではＢ１項目群（７項目）に症状が認められると答えた項目数、Ｂ２項目群（９項目）に症状が認められると答えた項目数、Ｃ項目群（11項目）に症状が認められると答えた項目数を個人別に表示した。45名のほとんどの特別支援学校高等部生徒はＢ１項目群で７項目中７項目とも何らかの症状の訴えをもち、Ｂ２項目群では９項目中２～４項目での症状の訴えをもち、Ｃ項目群では11項目中５項目以上の症状の訴えをもつ生徒が17名いた。

区分グループとしてのプロファイリングを目的とする本研究の結果の分析でＡ項目群（要介護基準時間）、IADL スコア、行動障害スコア、Ｂ１項目群、Ｂ２項目群、Ｃ項目群の６変数を操作測定して障害程度区分各区分グループの特性を明らかにした。

障害者自立支援法に基づく障害程度区分の２次判定結果を区分グループデータとして理解することができた。表２から表４にわたるいづれの表示法も確定した障害程度区分群毎に個人データを記載した。障害程度区分群別の横断的分析と特性解釈で個人情報の守秘性を確保した。

４．考察

上記の結果、表１～表４に示された①Ａ項目群得点、②IADL 項目スコア、③行動障害項目スコア④Ｂ１項目群得点、⑤Ｂ２項目群得点、⑥Ｃ項目群得点の６変数が特別支援学校高等部生徒の障害程度区分判定確定に関わる数量関数の実際であることが明らかになりつつある。これらの６変数と⑴個別の指導計画の立案と実施の目標達成度の方向性、⑵個別の教育支援計画の立案と実施の目標達成の方向性、⑶６変数にＢ項目群の訓練等給付スコアの変数を加えた７変数による特別支援学校高等部生徒の卒業後の就労支援サービスの選択とその目標達成度の予知、予測性について総括的な考察を行う。

⑴ 特別支援学校高等部生徒の個別の指導計画の立案と実施について

生徒一人ひとりの身体的発達、精神的発達の特性プロフィールを分析・理解し、生徒の個別の指導計画の立案が強く求められ、その達成目標に向けた実践計画の教材・教具の具体的な設定が求められる。

その際に参考すべきことがA項目群（79項目）である。このA項目群課題を踏まえた運動・遊びの指導等の計画立案が重要である。安川（2009）の報告では本人や保護者との発達障害の理解と受容の重要性を指摘しているが、更には本論文に示す具体的な障害程度区分の評価項目について診断的、評価的な取り入れが望まれるであろう。

文部科学省の「高等学校における発達障害支援モデル事業」指定校報告（2009）にある山口（2009）、宮川（2009）等の実践報告の内容の発展的な取り組みとして障害程度区分判定に学ぶ方向性が求められるであろう。

⑵ 特別支援学校高等部生徒への個別の教育支援計画の立案と支援法

今日、特別支援学校高等部の教育課程で最も重要な柱として一人ひとりの個別の教育支援計画の立案とその目標達成に向けた教育課程の実施が大きく求められている。教育支援計画は長期的な教育の継続と見通し、本人の能力開発の予測を含むものであり、上級学校、上級指導機関、社会福祉サービス事業（所）等への移行計画を内包したものである。宮崎（2004）、原ら（2004）は教育支援計画における支援内容と目標達成のための進路学習と進路指導の具体的展開を論じているが障害者自立支援法に基づいた障害程度区分判定審査での発達診断的手法の活用も今後の進路指導の視点として重要な課題になっていると言わざるを得ない。

大谷（2009）は１名の知的障害者の企業就労のための移行支援過程の分析で、特別支援学校高等部における進路指導実践例として、「支援シート」の活用を通して移行支援の事前・事後プロセスを分析しているが、今後は移行支援に決定的な関与をもたらすであろう障害者自立支援法に基づく障害程度区分判定の意義を軽視しては、移行支援を展開することが不可能となるであろうと推測できるのである。

⑶ 特別支援学校高等部生徒の卒業時の就業支援サービスの選択と目的達成の課題

障害者自立支援法の施行後３年目の見直しの課題（平成20年12月16日発表）と改正案の審議が進行しつつある。障害者自立支援法では一般就労を希望する障害者を対象とする「就労移行支援」と「就労継続支援（A型・B型）」に再編して就労支援の強化を図ろうとしている。

このような就労移行支援と就労継続支援の分岐策でも①障害種類の多様化と②障害程度区分の障害種による判定格差など論議すべき論点を明確にしなければならないであろう。松為（2009）の報告によれば特別支援学校生徒の一般就労への移行の在り方について、卒業後ただちに一般就労する人、卒業後一定の期間の訓練を経ることで一般就労できる可能性がある人に教育・雇用・福祉の関係者の緊密な連携による卒業時の支援を課題として論じている。

就労継続支援A型事業（所）への移行支援のため新たに「移行助成事業」が導入されようとしているし、就労継続支援B型事業（所）への移行支援のために新規に利用を希望する場合、事前に就労移行支援事業（所）でアセスメントすることを原則提案されている。特別支援学校高等部生徒に対して不都合、不利益な形で卒業時点での進路が明確にならないような事態が生じる可能性が心配されている。

就労継続B型事業（所）は「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」を対象としているが、本論文で記述した表２～表４に示した障害程度区分４、区分５、区分６の特別支援学校高等部生徒の卒業時の進路指導、進路開拓が困難になる可能性を危惧せざるを得ない。

５．まとめ

障害者自立支援法に基づく障害程度区分判定制度が平成18（2006）年度からスタートし、平成21（2009）年度まで、４年間U広域市町村の審議会で特別支援学校高等部生徒計45名の審査請求と判定審査を自験した。この申請者45名の障害程度区

分判定業務は完全な多重盲検法による判定作業であるが、最終（２次判定）の区分判定結果は申請当事者の生活全体を支える法的な費用負担能力を担保するものであり、20歳以後に申請し認定を受けるであろう障害者年金（１級、２級）の受給とともに申請当事者の生活を支える重要な経済的基盤となるものである。

養護学校（現特別支援学校）の卒業生の進路指導、就労等進路開拓は担当教員、父母、本人とも苦渋に満ちた体験を重ねてきた歴史がある。措置費時代は措置権を握る公職者に陳情、依頼するしか方法の無かった時代から、21世紀の障害者自立の時代を迎え、障害当事者が雇用者・福祉サービス提供者と契約し、経費支払いのマネージメント責任を持つ時代に変革した。卒業式に列席して卒業式で進路先の報告を聞くと卒業後在宅のままの生徒がいなくなった今日この頃である。ハローワークの支援も非常に障害者中心の相談に改善され、法定障害者雇用率の達成を支援する立場から雇用側と障害者側との多様なマッチングに取り組まれている。特別支援学校における進路指導の在り方を障害者自立支援法を軸にした今後の指導の方向性を論じた。

引用・参考文献

１．京極高宣（2008）障害者自立支援法の課題中央法規

２．山口比呂美（2009）特別支援教育――０からの出発　発達障害研究　vol.31.(3).188～197.

３．宮崎英憲（2009）特別支援教育の展開と課題　日本特殊教育学会第47回大会　特別講演

４．大谷博俊（2009）特別支援学校高等部における知的障害児の進路指導に関する考察　―A児に対する企業就労のための移行支援の分析を通して―　職業リハビリテーション　vol.23.10～16.

５．松為信雄（2009）就労支援サービスの３年目見通しと課題　発達障害研究　vol.31.(4).278～285.

６．森源三郎（2006）障害者自立支援法と障害者介護給付費制度に直面して　平成18年度長野県諏訪郡社会福祉大会講演

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部　市町村審査会委員マニュアル（2006・３・17）事務連絡

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部　認定調査員マニュアル（2006・３・17）事務連絡

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害程度区分係長　障害程度　区分二次判定事例の提供について（2009・５・15）事務連絡

障害者自立支援法―新法と主要関連法新旧対象表（2005）　中央法規

全国社会福祉協議会編、京極高宣著（2005）障害者自立支援法の解説

障害者自立支援基礎法令集（2006）　中央法規

障害者福祉研究会監修　障害者自立支援法障害程度区分認定ハンドブック（2006）　中央法規

東京都社会福祉協議会編　障害者自立支援法資料集＜第７集＞（2006）所収　障害児支援の見直しに関する検討会報告書

宮武剛（2006）介護保険の再出発　保健同人社

平成16年度介護給付費実態調査結果の概要（2005・５～2006・４）　厚生の指標（2005）52.(15).41～45.

平成17年度介護給付費実態調査結果の概要（2006・５～2007・４）　厚生の指標（2006）53.(13).47～52.

平成19年度介護給付費実態調査結果の概要（2007・５～2008・４）　厚生の指標（2008）55.(13).44～49.

平成20年度介護給付費実態調査結果の概要（2008・５～2009・４）　厚生の指標（2010).57.(1).51～45.

全国特殊学校長会編（2002）障害児・者の境参加をすすめる個別移行援助計画　ジアーズ教育新社

文部省（1996）精神薄弱養護学校高等部の指導の手引　海文堂出版

文部科学省（2008）特別支援学校高等部学習指導要領

全国特別支援学校知的障害教育校長会編（2009）研究紀要　第23集所収　平成19年度・20年度文部科学省委託事業「職業自立を推進するための実践研究事業」報告　千葉県立千葉特別支援学校・千葉県立つくし特別支援学校・千葉県立君津特別支援学校

全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会編（2008）もっと勉強したい！　クリエイツ　かもがわ

上田敏（2005）国際生活機能分類　ICF の理解と活用　きょうさくれん

大川弥生（2007）生活機能とは何か　ICF：国際生活機能分類の理解と活用　東京大学出版会

国立特別支援教育研究所編（2007）ICF 及び ICF-CY の活用　試みから実践へ―特別支援教育を中心に―　ジアーズ教育新社

Appendix 1　障害者自立支援法に係る介護給付と訓練等給付

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する
	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する
	生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する
	児童デイサービス	障害児につき、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の便宜を供与する
	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供すること
	共同生活介護	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
	施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する
	共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと

Appendix 2　障害程度区分の基準時間

区分１	障害程度区分基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分２	障害程度区分基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分３	障害程度区分基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分４	障害程度区分基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分５	障害程度区分基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態
区分６	障害程度区分基準時間が110分以上である状態又はこれに相当すると認められる状態

Appendix 3　認定調査項目（106項目）と項目群（A、B１、B２、C 項目群）の内容

		項　　目	項目群
1	1–1	左上肢麻痺等	A
2	1–1	右上肢麻痺等	A
3	1–1	左下肢麻痺等	A
4	1–1	右下肢麻痺等	A
5	1–1	その他麻痺等	A
6	1–2	肩関節の動く範囲の制限	A
7	1–2	ひじ関節の動く範囲の制限	A
8	1–2	股関節の動く範囲の制限	A
9	1–2	ひざ関節の動く範囲の制限	A
10	1–2	足関節の動く範囲の制限	A
11	1–2	その他の関節の動く範囲の制限	A
12	2–1	寝返り（体位交換）	A
13	2–2	起き上がり	A
14	2–3	座位保持	A
15	2–4	両足での立位保持	A
16	2–5	歩行	A
17	2–6	移乗（車いすとベッド間）	A
18	2–7	移動	A
19	2–1	立ち上がり	A
20	3–2	片足での立位保持	A
21	3–3	洗身（入浴行為以外）	A
22	4–1ア	じょくそう（床ずれ）等	A
23	4–1イ	じょくそう以外で処置や手入れが必要な皮膚疾患等	A
24	4–2	えん下	A
25	4–3	食事摂取	A
26	4–4	飲水	A
27	4–5	排尿	A
28	4–6	排便	A
29	5–1ア	口腔清潔	A
30	5–1イ	洗顔	A
31	5–1ウ	整髪	A
32	5–1エ	つめ切り	A
33	5–2ア	上衣の着脱	A
34	5–2イ	ズボン、パンツの着脱	A
35	5–3	薬の内服	A
36	5–4	金銭の管理	A
37	5–5	電話の利用	A
38	5–6	日常の意思決定（日常生活における不安、悩み等に関する相談）	A
39	6–1	視力	A
40	6–2	聴力	A
41	6–3ア	意思の伝達	A
42	6–3イ	本人の独自の表現方法を用いた意思表示	C
43	6–4ア	介護者の指示への反応	A
44	6–4イ	言葉以外の手段を用いた説明理解	C
45	6–5ア	毎日の日課を理解することが	A
46	6–5イ	生年月日や年齢を答えることが	A
47	6–5ウ	面接調査の直前に何してたか思い出すことが	A
48	6–5エ	自分の名前を答えることが	A
49	6–5オ	今の季節を理解することが	A
50	6–5カ	自分いる場所を答えることが	A

		項　　目	項目群
51	7ア	物を盗られたなどと被害的になることが	A
52	7イ	作話をし周囲に言いふらすことが	A
53	7ウ	実際にないものが見えたり、聞えることが	A
54	7エ	泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることが	A
55	7オ	夜間不眠あるいは昼夜の逆転が	A
56	7カ	暴言や暴行が	A
57	7キ	しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることが	A
58	7ク	大声をだすことが	A
59	7ケ	助言や介護に抵抗することが	A
60	7コ	目的もなく動き回ることが	A
61	7サ	「家に帰る」等と言い落ち着きがないことが	A
62	7シ	外出すると病院、施設、家などに１人で戻れなくなることが	A
63	7ス	１人で外に出たがり目が離せないことが	A
64	7セ	いろいろなものを集めたり、無断でもってくることが	A
65	7ソ	火の始末や火元の管理ができないことが	A
66	7タ	物や衣類を壊したり、破いたりすることが	A
67	7チ	不潔な行為を行う（排泄物を弄ぶ）ことが	A
68	7ツ	食べられないもの口に入れることが	A
69	7テ	ひどい物忘れが	A
70	7ト	特定の物や人に対する強いこだわりが	B１
71	7ナ	多動または行動の停止が	B１
72	7ニ	パニックや不安定な行動が	B１
73	7ヌ	自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為が	B１
74	7ネ	叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為が	B１
75	7ノ	他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくることが	B１
76	7ハ	環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが	B１
77	7ヒ	突然走っていなくなるような突発的行動が	B１
78	7フ	過食、反すう等の食事に関する行動が	C
79	7ヘ	気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力も低下することが	C
80	7ホ	再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかることが	B１
81	7マ	他者と交流することの不安や緊張のために外出できないことが	C
82	7ミ	一日中横になっていたり、自室に閉じこもって何もしないでいることが	C
83	7ム	話がまとまらず、会話にならないことが	C
84	7メ	集中が続かず、いわれたことをやりとおせないことが	C
85	7モ	現実には合わず高く自己を評価することが	C
86	7ヤ	他者に対して疑い深く拒否的であることが	C
87	8–1	点滴の管理	A
88	8–2	中心静脈栄養	A
89	8–3	透析	A
90	8–4	ストーマ（人工肛門）の処置	A
91	8–5	酸素療法	A
92	8–6	レスピレーター（人工呼吸）	A
93	8–7	気管切開の処置	A
94	8–8	疼痛の看護	A
95	8–9	経管栄養	A
96	8–10	モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）	A
97	8–11	じょくそうの処置	A
98	8–12	カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）	A
99	9–1	調理（献立を含む）	B２
100	9–2	食事の配膳・下膳（運ぶこと）	B２
101	9–3	掃除（整理整頓）	B２
102	9–4	洗濯	B２
103	9–5	入浴の準備と後片付け	B２
104	9–6	買い物	B２
105	9–7	交通手段の利用	B２
106	9–8	文字の視覚的認識使用	C

Appendix 4　IADL のスコア、行動障害のスコアの算出

表１　IADL スコア表

調理（献立を含む）	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳（運ぶこと）	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除（整理整頓を含む）	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、７点満点（全項目が全介助）を６点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

表２　行動障害スコア表

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
１人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に１回以上	0.5	週に１回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に１回以上	0.5	週に１回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に１回以上	0.5	週に１回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に１回以上	0.5	週に１回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に１回以上	0.5	週に１回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に１回以上	0.5	日に１回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に１回以上	0.5	日に１回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点（全項目が最高点）を６点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

長野大学紀要　第32巻第１号　29―58頁　2010

英国議会と委任立法
―制定法的文書統制をめぐる現代的展開―

U.K. Parliament and Delegated Legislation
― Contemporary Evolution of Scrutinising Statutory Instruments ―

田　中　祥　貴*
Yoshitaka TANAKA

はじめに

我が国では、委任立法の統制という特殊専門的な領域に、一般国民に止まらず、法律家や政治家でさえ十分な関心を有してはいない。かかる事情を反映して、我が国の委任立法領域は、事実上、行政の自由裁量であるかのような様相を呈している。確かに、委任立法で定める事項は、概して、議会制定法の細目事項で、まったく退屈でつまらない内容と評価されがちである。しかし、その対象は、医療、教育、社会保障、労働、環境、公衆衛生、放送、都市計画等々に至るまで、実に、多元的かつ包括的で、我々の日常生活全般に及び、かつ決定的な影響力を有している。そして、国民生活にとっては、抽象的な高次の議会制定法よりも、具体的な低次の委任立法の方が重要な場合も少なくない。例えば、都市計画法における抽象的な「開発」条項に関心が持てなくとも、その施行規則が実際に自分が所有する住宅上の権利に関わり、住宅の増改築基準を定める段階に至ると無関心ではいられなくなる。また他方で、かかる委任立法は、通常、高次の議会制定法を具体化する機能を果たすが、それは時に、低次の些末な細目事項ではなく、国家の政策内容そのものを決定する場合も存する。国家政策の重要事項が、国民の代表機関である議会ではなく、行政機関によって策定されることは決して珍しくない[*1]。

確かに、現代的行政優位の統治構造では、事実上、議会の役割は著しく制限されている。それは我が国はもちろん、議会制が発達した英国においても例外ではない。英国でも、法規範の定立機能は、実質的に議会から政府へと移行し、委任立法は統治構造の中核を担う重要性を有している。20世紀以降、すでに英国では、委任立法は行政活動において不可欠的要素と看取され、現在では、年間に3,500本以上もの委任立法が制定されている。但し、英国では、このうち全国的に適用される委任立法の殆どすべて（年間1,500本程度）が、議会審査の対象とされ、その承認が委任立法の成立・発効要件とされている。この点、かつて英国議会は、委任立法を十分に審査もせず承認していたことから、「ソーセージ・マシン[*2]」と揶揄され批判された時代もあったが、近年、ビジネスのグローバル化から要請されるさらなる法律上の規制緩和及び行政裁量の拡大と歩調を合わせながら、政府と議会の実質的力関係を均衡させるため、委任立法への議会統制に関わる制度枠組は、相当の改革が行われてきた。とりわけ、ここ十余年間の制度改革は目覚ましく、専門委員会の拡充強化と審査手続の多様化・実質化によって、結果、英国議会の委任立法統制機能は飛躍的な向上を果たしてきたと評価できる。そこで本稿では、

＊社会福祉学部准教授

我が国における委任立法への議会統制枠組の構築を念頭に置きつつ、英国議会における審査制度の現状と課題を俯瞰し、そこから一定の示唆を得ることを目的としている[*3]。

一　委任立法の展開

１．委任立法の意義

周知の通り、英国では、第一次立法（primary legislation）と第二次立法（secondary legislation）の２種類の国内法形式が併存する。第一次立法は、その権威が英国王（King）又は英国議会（King in Parliament）に直接由来し、また、「議会主権（Sovereignty of Parliament）」の伝統に基づく英国議会の制定法である。そして、英国議会は如何なる内容の立法も可能であり、さらに、その議会制定法は裁判所の司法審査を受けない至高性を有する。但し、1973年のEC加盟に際して、1972年欧州共同体法（European Communities Act 1972）の制定を以て英国へのEC法の直接適用を承認し、さらに、欧州人権条約（European Convention on Human Rights）の国内法化を実現する1998年人権法（Human Rights Act 1998）の制定以降、「議会主権」の伝統的概念は修正が加えられている。就中、1998年人権法に基づき、欧州人権条約上の権利との抵触問題については、第一次立法に対しても裁判所の審査権が及ぶようになり、これらが抵触する場合、裁判所は「不適合宣言（declaration of incompatibility）[*4]」を下すことが可能となった。もっとも、裁判所に当該第一次立法を無効にする権限はない。

他方で、第二次立法は、第一次立法である議会制定法による立法権委任に基づき、その権限委任の範囲内で、政府が制定する法規範をいう。より一般的には、「委任立法（delegated legislation）」と呼称される。そして裁判所は、かかる第二次立法に関しては、授権法との関連でその権限逸脱（ultra vires）の有無を審査し、権限逸脱の場合には無効とする権限を有する。この点を除いて、第一次立法及び第二次立法間で、その法的効力に相違はない。かかる第二次立法の形式には、枢密院が定める枢密院令（Order in Council）、大臣等が定める命令（Order）・手続的規則（Rule）・実体的規則（Regulation）[*5]等々があるが、1946年制定法的文書法（Statutory Instruments Act）の成立以降、これらは統一的に「制定法的文書（Statutory Instruments）」と呼称され、これが一般的な法令上の用語として使用されている[*6]。当該1946年法は、制定法的文書を「(1)この法律の施行日（1948年１月１日）以降において、議会制定法によって、枢密院（His Majesty in Council）又は各大臣（Minister of the Crown）に、命令、手続的規則、実体的規則その他の従位立法（subordinate legislation）を作成、確認、あるいは承認する権限が授権され、かつ、その権限が枢密院令又は制定法的文書によって行使されるものと明記されている場合に、当該権限に基づき制定された文書、あるいは(2)この法律の施行日（1948年１月１日）よりも前に、1893年規則公開法（Rules Publication Act 1893）における制定法的規則の制定権限が規則制定機関に授権され、この法律の施行以降に当該権限に基づき制定された文書[*7]」と定義している。なお、同法では「枢密院又は各大臣」への授権に基づき制定された委任立法を対象とするので、地方政府等によって制定される条例（byelaws）や規則（orders of local authorities）については除外される。

２．委任立法の史的経緯

英国において、委任立法という現象の起源は、下水設備委員会（Commission of Sewers）に河川氾濫対策を委ねた1531年にまで遡ることができ[*8]、また、テューダー朝（Tudor）時代には、ヘンリ８世（Henrry Ⅷ）が、1539年国王布令法（statute of proclamations）[*9]を制定し、「よき秩序と統治（good order and governance）」のために、議会制定法と同等の布令制定権を国王に付与させていた事実が確認できる[*10]。さらに、1689年以降は軍律法（Mutiny Acts）の制定によって、毎年国王に軍統制権限に基づいた規則制定権が委任されていたが、委任立法という手法が、医療、教育、公衆衛生、警察、労働、社会政策といった日常的な行政事務の遂行に不可欠なものとして、制度的に確立されるのは19世紀のことである[*11]。そして19世紀には、非常に広範な授権規定が散見さ

れる様になる。例えば、1834年改正救貧法（Poor Law Amendment Act 1834）にて、救貧法委員会（Poor Law Commission）に対して、「この法の執行にあたり、救貧活動に適切と思われるあらゆる命令、手続的規則、実体的規則を制定及び発布する[*12]」裁量権限を授権しているが如くである。すでに19世紀には、行政機関へ立法権を委任することなく、英国議会が制定法の細目に至るまで責任を負うことは、行政実務の遂行を妨げるものであるとの認識が一般化し、議会の立法能力の限界が指摘されるに至っていた[*13]。その後、19世紀後半には、委任立法の量的拡大とともに、その無計画な制定や未公布のまま施行される命令等が批判されるに至り、1892年に制定法的規則委員会（Statutory Rules Committee）は、制定法的規則・命令索引（Index to Statutory Rules and Orders）を作成し、また英国議会は、1893年規則公開法（Rules Publication Act 1893）を制定することで、当時の委任立法に対して「制定法的規則・命令（Statutory Rules and Orders）」という統一的な呼称を導入し、その制定手続と発効前の公布について、体系的・一元的に処理する制度を整備している。この19世紀当時から、委任立法に対する批判として、ますます進行するその量的拡大と、議会審査を経ることなく実質的な立法を可能とする行政の過度な権限肥大の二点が指摘されていた[*14]。

もっとも、英国で委任立法の問題が深刻化するのは、第一次世界大戦を契機としてである。就中、1914年国土防衛法（Defence of Realm Act 1914、以下DORA）は、戦時の緊急性に対応するため、政府に多くの権限を委任したが、DORAに基づき制定される諸規則（regulations）は、当初、政府の軍事的権限に関わる事項に限られていたものの、次第にすべての国民生活を範疇に収めるものへと拡大されていった。例えば、それはやがてドッグ・ショーの開催規制やロンドンでのタクシーの呼び止め方の規制にまで及んでゆく。DORA関連の規則の多くは第一次世界大戦終結とともに失効したが、1939年緊急権法（Emergency Powers Act 1939）はDORAと同様の事態を再び惹起させることとなる。とりわけ、「戦時緊急性」の概念は、委任立法を飛躍的に増殖させ、1900年直前における委任立法の制定数は1,000本程度であったものが、20世紀に入って以降、第一次世界大戦中には1,500本を超え、さらに1919年から1921年にかけては優に2,000本を超える数に

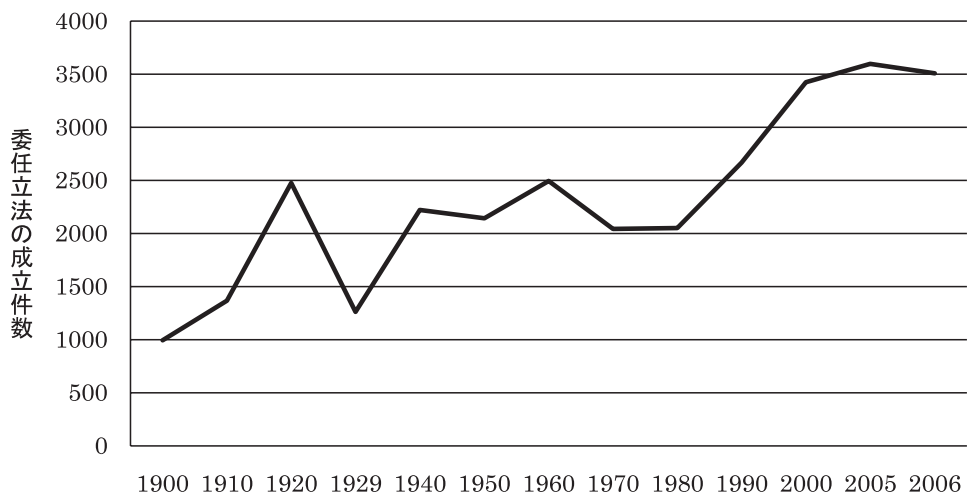

表－１【　委任立法の数的推移[*16]　】

まで拡大し、議会制民主主義の原理は大きく後退させられることとなる*15。

３．委任立法の正当性

その後、委任立法の量的・質的拡大に基づく政府の権限拡大は、1929年 Hewart 卿の著書を通じて「新たな専制（New Despotism）*17」と痛烈に批判され、英国では大きな憲法的・政治的論争が巻き起こされる。結果、政府はかかる委任立法の正当性を調査する委員会を直ちに設置し、これを Donoughmore 卿に委ねた。そして1932年、当該 Donoughmore 委員会は報告をまとめ、

①議会審議の時間的制約、すなわち、手続的な細目事項に関してまで議会の議事日程を調整することは現実的に不可能で、また議会はより高次の重要事項等を審議した方が望ましいこと、
②高度な専門技術的立法事項の拡大、すなわち、多くの現代的立法は、例えば、科学技術分野や医療福祉分野等では、高度な専門技術性を要求しており、議会が効果的に審議できる範囲を超えていること、
③統治構造の変革に付随する予測不能な事態、すなわち、大規模で複雑な統治構造の変革が行われる場合、それに付随して生じる予測不能な事態に迅速に対応するには委任立法の方が合理的であること、
④委任立法が有する柔軟性の必要、すなわち、急速に科学技術が展開する現代社会で、絶え間なく変遷する将来的状況に応じてその都度、議会制定法を改正しなければならないのは著しく非現実的であること、
⑤委任立法が提供する試験的機会、すなわち、委任立法という手法は試験的導入とそれに伴う経験知の活用を可能にすること、
⑥緊急事態で求められる迅速性・有効性、すなわち、国が戦争や自然災害等の危機的状況に晒された場合に、国民の生命・財産を保護するには迅速かつ有効な法的措置が求められ、その対応を図るのは議会よりも政府の方が適任であること、

以上６つの視点から、委任立法の正当性を承認している*18。

かかる正当化事由から、一般に委任立法は認められてきた。しかし他方で、(i)議会が政策内容（policy）を決定し、その細目（detail）を政府が定める限りにおいて、委任立法の利用は許容されるという前提はあるものの、そもそも何をもって「政策」と「細目」を区別するのかが不明瞭であること、(ii)権限逸脱（ultra vires）の法理に基づく司法統制は過度に広範な立法権委任の慣習によって十分に機能し得ていないこと、(iii)議会制定法の審議過程とは全く異なる簡略な手続で、場合によっては議会制定法を改正・廃止することすらが可能であるといった問題は、依然として残されている。すなわち、議会制民主主義や法の支配の伝統的原理を形骸化せしめる質的問題や、さらに、表－１【委任立法の数的推移】から明らかなように、まるで歯止めがかからない委任立法の量的拡大の問題が相俟って、委任立法を通じて政府は議会及び裁判所の統制を離れた「専制権力（despotic power）」を付与されているとの批判がますます高まり、委任立法への議会統制強化に向けた制度改革の要求は、1930-1940年代を経て、1946年制定法的文書法へと結実することとなる。

二　委任立法統制の制度枠組

通例、制定法的文書は、議会制定法により授権された各大臣の名のもとに制定され（made）、議会に提出された（laid）後、議会の審査及び承認を受けて、政府出版局（Stationery Office）によって正式に公表され、所定の期日に発効する（coming into force）。制定法的文書は、制定された時点で、暦年（calendar year）ごとに１番から始めた通し番号が割り振られる（例：SI2009／1234）。この点、我が国と大きく異なる特徴として、英国では、多くの制定法的文書が、その授権法の規定に基づき、議会の事前審査手続に服する。但し、制定法的文書の中には、枢密院令による施行期日の規定等のように論争的でない事項を定める場合、かかる議会審査を経ずに自動的に発効するものも存在する。また、特定の地域にのみ

適用される地方的文書（local instruments）は議会審査の対象とはされない。そこで本稿では、地方的文書を除外して、議会審査の対象となる一般的文書（general instruments）のみを考察対象とする*19。

1．議会の審査制度

そもそも英国における制定法的文書統制の制度枠組は、1946年制定法的文書法を基礎に構築され、現在に至っている*20。当該1946年法に基づき、英国議会が制定法的文書を審査する形態は、大別して以下の通り、承認型手続、否認型手続、その他の３類型に整理できる。各制定法的文書が何れの審査手続に服するかは授権法の規定に従うこととなる。この点、審査手続の選択方法について、とくに法的制約が存する訳ではなく、専ら、それらは政治的に決定される。但し、実務上、何れの手続であろうと、当該案件の担当大臣は、自らが所管する制定法的文書について、その目的、内容、趣旨、効果等を簡潔かつ明確に説明する注釈書（explanatory notes）を併せて提出し、議会の理解を求めるのが通例である。

(1) 承認型手続（affirmative resolution procedure）

この承認型手続は、議会両院からの承認決議が得られれば、制定法的文書の成立又は法的効力が認められる手続であるが、これはさらに以下の通りに細分化される。

(a) 承認型草案（affirmative drafts）手続
制定法的文書として制定される以前の草案（draft）段階で、議会に提出させて審査にかけ、議会両院による承認決議が得られれば、その草案は成立しまた法的効力を発するとする審査手続

(b) 承認型文書（affirmative instruments）手続１
制定法的文書として所管大臣の署名も得て制定された以後に、議会に提出させて審査にかけ、議会両院の承認決議が得られれば、当該制定法的文書は法的効力を発するとする審査手続

(c) 承認型文書（affirmative instruments）手続２
この制定後の制定法的文書に対する議会審査に一定の期限（制定日から起算して通例28日又は40日間）を設けて、その期限内に議会両院の承認決議が得られれば発効するが、期限内に承認決議が得られなければ自動的に当該制定法的文書は廃棄されるとする審査手続

以上の３類型がある。この点、承認型手続に服する制定法的文書の大半は、草案段階での提出が求められている。なお、各議院は、後述する専門委員会からの報告に基づいて、当該文書案に対して承認決議を行うか否かにつき審議する。そして決議に際しては、規制改革令や人権救済令等の議会制定法で定める一部の例外を除いて、通例、制定法的文書案に対しては、一括での承認決議が認められるのみで、部分的な修正決議は認められていない*21。但し、制定法的文書案を修正することは許されないが、本会議に上程する承認決議案を修正することは可能である。例えば、「当該議院へ提出されたライチョウ保護に関わる制定法的文書案は承認される」との承認決議案に対して、その末尾に「政府がライチョウ保護に関わる具体的戦略を公表した場合に」と付帯条件を添えることは可能とされている。また、歳出・歳入に関わる制定法的文書の場合は、下院（House of Commons）のみが審査権を有する。

かかる承認型手続の場合、とりわけ上院（House of Lords）の審査には自己抑制の原理が強く働く。その理由は、承認型手続では、両院の承認決議が得られなければならず、何れか一院が承認しなければ、そのまま文書案は廃棄される。すなわち、下院が承認した文書案を上院が承認しなかった場合、公選機関の意思を非公選機関が覆すこととなるため、歴史的に上院は当該権限を行使することを控えてきた*22。結果、過去にこの承認型手続において、否決された制定法的文書の事例としては、上院では、1968年６月18日に1968年南ローデシア令（South Rhodesia Order 1968）、2000年２月22日に大ロンドン局選挙活動資金令（Greater London Authority Election Expenses Order 2000）、及び2007年３月28日に2007年賭博場免許に関わる地理的区分令（Gambling（Geographical Distribution of Casino Premises Licences）Order 2007）の３件のみである。他方、下院ではさらに

権限行使が低調で、1969年11月12日に1969年議会選挙区令草案（Draft Parliamentary Constituencies Order 1969）を承認しなかった事例が唯一である。

以上の承認型手続は、政府が、制定法的文書を制定するのに、その都度、議会両院の承認決議を求めなければならず、また、議会にも過度の負担を課すことになるため、議会審査に服する制定法的文書のうち、当該手続に服するのは全体のわずか15％程度である。しかしながら、制定法的文書の統制という文脈においては、議会両院の承認が得られなければ成立又は発効させない手法は、非常に強力で望ましい制度と評価し得る。この点、制定法的文書の手続に関して承認型か否認型かを選別する明確な原則や基準は存在せず、先例に従って処理されているが、とりわけ論争的な事項について、当該承認型手続の対象から除外することは、議会制民主主義の建前からは許容し難いであろう*23。

(2) 否認型手続（negative resolution procedure）

この否認型手続は、議会の何れか一院から否認決議を受けない限りにおいて、制定法的文書の成立又は法的効力が承認される手続であるが、これはさらに以下の通りに細分化される。

(a) 否認型草案（negative draft）手続
制定法的文書として制定される以前の草案（draft）段階で、議会に提出させて審査にかけ、草案の議会提出後（通例、提出された日から起算して）40日以内に（閉会・休会期間を除く）、議会の何れか一院が否認決議を下した場合には、当該文書案は不成立とする審査手続

(b) 否認型文書（negative instruments）手続
制定法的文書として所管大臣の署名も得て制定された以後に、議会に提出させて審査にかけ、制定法的文書の議会提出後40日以内に、議会の何れか一院が否認する決議を下した場合には、当該制定法的文書は法的効力を有しないとする審査手続

以上の2類型がある。前者（a）の手続が取られることは比較的に稀で、多くの場合、後者（b）の手続が取られる。なお、当該審査にあたって、各議院は、承認型手続と同様に、制定法的文書を修正することは許されず、一括しての否認決議しか認められない。

かかる審査における否認動議は、下院の場合、誰にでも可能であるが、実際には、否認動議は、早朝動議（Early Day Motions）*24で行われるのが一般的であり、ゆえに、野党議員や新人議員（backbencher）からの否認動議が多く、敬遠されがちである。多くの賛同者を集めなければならず（議事規則上は20名以上）、審議時間が設けられることは稀である*25。また、審議時間が設けられても、多くの場合、上限である90分間までの十分な審議が行われることはない。さらに下院では、Blair政権による「議会の現代化（modernization）」以前は、審議途中であろうと午後11時30分迄で打ち切られる審議の時間制限が状況をより悪化させていた。

他方で、上院の場合は、投票にまで至る事例は少ないものの、議員単独による動議であっても、たいてい審議時間が設けられる。かかる制度的相違から、制定法的文書に対する統制には、下院よりも上院の機能への期待が高くなっている。とはいえ、前述の通り、上院には抑制機能が働くため、これまでに否認型の制定法的文書が否決された事例としては、上院においては、2000年2月22日に2000年大ロンドン局選挙規則（Greater London Authority Elections Rules 2000）への否認決議が確認できるのみである。また他方、下院においても、1979年10月24日における1979年灯油小売価格令（Paraffin Retail Prices Order 1979）の否認事例があるのみで、それ以降には例がない。

なお、これまでの傾向として、議会審査が求められる制定法的文書のうち、この否認型手続の適用を受けるのが最も一般的で全体の約85％を占め、承認型手続の適用を受けるのはその余の約15％となっている*26。その理由は、否認型手続には議会の審査負担を軽減する利点があるからである。すなわち、年間に約1,500本を超える制定法的文書を議会にすべて精査させ承認を求めることは、議会の処理能力を超えるであろうし、また、専門技術性及び迅速性・機動性を要求される制定法的文書の特性に鑑みても、それでは行政効率が

損なわれる危険性が高い。そこで重要度の高くない委任事項については、いざとなれば否認決議での統制を可能としながら、不作為によっても行政案の発効を妨げない否認型手続が議会には好都合となるのである。もっとも、実際に、否認決議にまで至る事例はごく僅かに過ぎない。

(3) その他（単純提出手続（bare laying procedure））

上記の承認型及び否認型手続以外に、所管大臣の署名も得て制定された制定法的文書について、その発効前に議会への提出を義務付けるものの、原則として、議会の承認決議を待つことなく、所定の期日を迎えれば自動的にその法的効力が生じる単純提出手続がある。かかる手続は、あくまでも制定法的文書に対する議会の注意喚起のみが目的であって、議会による直接統制の手続は設けられておらず、現在ではあまり利用されていない。例えば、2006-2007年会期では、1,371本の制定法的文書が議会審査にかけられているが、その内訳は否認型が1,135本（82.8%）、承認型が223本（16.3%）、その他が僅か13本（0.9%）となっており、2005-2006年会期でも、1,885本中で否認型が1,583本（84.0%）、承認型が271本（14.4%）、その他が31本（1.6%）という傾向にある[*27]。

2．委員会の審査制度

(1) 制定法的文書合同委員会（Joint Committee on Statutory Instruments）

実際の行政実務を考えると、議会が議院レベルで制定法的文書を審査するという手法は、制定法的文書にそもそも要求されるその専門技術性や迅速性・機動性の要因と親和的とは言い難く、さらに、近年の制定法的文書の増殖傾向に鑑みれば、審査を実効化する為にも、また、行政効率を担保する為にも、多くの制定法的文書に関わる実質的審査は議会の専門委員会に付託されざるを得ない。通例、本会議中心主義をもって知られる英国議会であるが、制定法的文書の審査に関しては、委員会審査が極めて重要な位置づけを占めている。

この点、かつて上院では、1925年に特別命令委員会（Special Order Committee）を設置し、一方の下院では、1944年に制定法的規則・命令特別委員会（Select Committee on Statutory Rules and Orders）を設置して、それぞれの議院に提出された委任立法を専門的に審査させ、問題点がある場合には議会へ報告させるという手続を採用してきた[*29]。ところが、これら両院の各委員会で別個の審査を行う手続では、重複や齟齬が生じるとの問題点が指摘され、そこで1973年に、これらを統合する制定法的文書合同委員会（Joint Committee on Statutory Instruments、以下 JCSI）が創設されるに至った。制定法的文書の統制という文脈において、この JCSI は極めて重要な位置づけにあり、2010年現在、下院議員７名及び上院議員７名の計14名の議員から構成され、その他に、専門スタッフ８名[*30]によって補佐されている。当該 JCSI 委員長は、通例、野党議員がつとめる。委員会は、毎週私的に開催されるので、本会議や他の委員会のように時間制約はなく、また、その審査結果は逐次５、６日以内に報告書として議会の website で公開される[*31]。

他方で、現在、下院には、JCSI と同様の技術

	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07	2007-08
承認型	233	207	126	271	223	257
否認型	1158	1038	660	1583	1135	1049
その他	25	36	6	31	13	13
合計	1416	1281	792	1885	1371	1319

表－２【　類型別 SIs 議会提出数[*28]　】

的事項を審査する制定法的文書特別委員会（Select Committee on Statutory Instruments、以下SCSI）が併存しており、JCSIを構成する下院の議員及び専門スタッフと同一の構成となっている。当該委員会は、下院にのみ提出される制定法的文書、具体的には、上院では審議し得ない歳出・歳入に関連した事項について、JCSIと同様の責務を負っている。但し、その重要性はJCSIほどには高くない*32。

これまで、JCSIは、制定法的文書を統制する最も主要な議会委員会の一つと見なされ、議会審査に付される一般的文書（general instruments）は、一部の例外を除外して*33、すべてこのJCSIの審査を受ける。JCSIは、下院議事規則（Standing Orders）151条*34及び上院議事規則74条*35に基づき、各大臣の権限が議会制定法から委任された範囲内で適正に行使されることを担保する責務を有している。この点、JCSIには制定法的文書の実体（merits）審査は付託されず、JCSIの審査は技術（technical）審査のみに限られる。その技術審査は以下８項目を基準とし、かかる項目の何れかに該当する場合に、議会へ注意喚起の報告を行う。

(a) 当該制定法的文書が公的歳入に負担を課す、又は政府に債務負担行為を義務付けていること
(b) 当該制定法的文書が授権法によって裁判所の審査から除外されていること
(c) 当該制定法的文書が授権法で認めていない遡及効（retrospective effect）を有すること
(d) 当該制定法的文書の公布又は議会への提出に不当な遅延があったこと
(e) 当該制定法的文書が議会への提出前に発効する場合、1946年制定法的文書法第４条１項に基づく議長及び大法官への通知に不当な遅延があったこと
(f) 当該制定法的文書が委任された権限の範囲内のものであることに疑問がある、又は委任された権限を通常ではない方法で行使するものであること
(g) 当該制定法的文書の形式又は趣旨について何らかの理由で説明を要すること
(h) 当該制定法的文書の起草に欠陥があること

JCSIは、審査中の制定法的文書について、所管する政府機関からの口頭又は文書による説明を受け、その上で、上記８項目に基づき、議会両院の注意を特別に引く必要があると判断した場合には、問題のある制定法的文書をリストアップした報告書を議会に提出する。JCSIから議会に報告される理由として一般的なものは、上記の(d)、(f)、(g)、(h)で、その他の理由で報告されるのは極少数である*36。例えば、1999-2000年会期において、JCSIは1,382本の制定法的文書を精査し、131件の報告を議会に行っているが、その根拠は(h)瑕疵ある起草が90件（69％）、(f)想定外の権限行使が18件（14％）、(g)理由説明の要求が13件（10％）、そして(d)文書提出・公布の遅延が４件（３％）という内訳になっている*37。2007-2008年会期における直近のデータを見ても、JCSIは1,441本の制定法的文書を精査し、79件の報告を議会に行っているが、その根拠は(h)瑕疵ある起草が52件（66％）、(d)文書提出・公布の遅延が９件（11％）、(f)想定外の権限

	1995-96	1996-97	1997-98	1998-99	1999-2000
瑕疵ある起草	107	66	127	83	90
理由説明の要求	65	27	29	8	13
権限逸脱の疑い	19	24	22	13	23
文書提出・公布の遅延	2	1	10	7	4
その他	12	11	26	7	1
合計	205	129	211	118	131

表－３【 審査項目別JCSIによる議会報告数*40 】

行使が６件（7.5%）、(g) 理由説明の要求が４件（５%）、(f) 権限逸脱の疑いが３件（3.7%）、その他が５件という内訳となっており、かかる傾向に大きな変化はない[*38]。なお、JCSI から指摘を受けた場合、政府は、当該制定法的文書を撤回し、JCSI の指摘に則した修正を加えた後に再提出するという傾向にあり、さらに、政府が、将来に類似の制定法的文書を制定する際には、当該 JCSI の指摘に注意を払うことを確約する場合もしばしば看取される[*39]。

(2) 制定法的文書実体審査特別委員会（Select Committee on the Merits of Statutory Instruments）

前述の通り、JCSI の役割は、制定法的文書の技術審査に限定され、その政策内容の是非を審査し得ないという問題がしばしば指摘されており、それを補完する趣旨から、制定法的文書の政策内容やその背後にある政策方針に関する審査を行うことを目的とした常設委員会が両院で設置されている。本来、実体審査を行うのも議会の役割であるが、その審議時間の制約から、実質的には以下の各委員会へ付託されざるを得ない。実体審査が求められた背景としては、就中1980年代以降において、議会制定法の中核的事項の策定を大臣へ委任する「形骸立法（skeleton legislation）」の利用が拡大したことが指摘できる。

まず上院では、1992年の委任権限監視特別委員会（Select Committee on the Scrutiny of Delegated Powers）設置に始まり、これを改組した2001年の委任権限・規制改革特別委員会（Select Committee on Delegated Powers and Regulatory Reform）に加えて、2003年には上院に制定法的文書実体審査特別委員会（Select Committee on the Merits of Statutory Instruments、以下 MSIsC）が創設され、現在に至っている。2003年 MSIsC が創設された背景には、ますます進行する制定法的文書の質的・量的拡大に、議会の審査機能が追いついていない事情があったが、創設の直接的契機は、2000年１月に上院改革王立委員会（Royal Commission on the Reform of the House of Lords）が発表した報告書 *A House for the Future* にある[*41]。

現在、この MSIsC は、JCSI と並んで、制定法的文書の統制という文脈において、最も重要な委員会の一つとなっている。2010年現在、MSIsC は、上院議員11名で構成され、その他に専門スタッフ４名[*42]の補佐を受けつつ、議会へ提出される制定法的文書につき、JCSI が技術審査を行う一方で、MSIsC は専ら実体審査を行う。MSIsC は、毎年1,000本を超える制定法的文書の実体審査を緻密に行い、注意喚起の必要がある文書について上院へ報告を行っている。例えば、2006-2007会期では、承認型156本、否認型1,023本の合計1,179本を精査し、そのうち承認型の15%に当たる23本、否認型の４%に当たる39本について注意喚起の報告を行っている[*43]。その審査対象は広範囲に渡るが、具体的には、以下４項目に照らして上院の注意喚起を行うべきか否かを審査する[*44]。

(a) 当該制定法的文書（又は草案）が、政治的又は法的に重要である、若しくは議院が関心を抱くであろう公的政策問題を生起させること
(b) 当該制定法的文書（又は草案）が、授権法の制定以後における事情変化によって不適切であること
(c) 当該制定法的文書（又は草案）が、EU 法を不適切に執行していること
(d) 当該制定法的文書（又は草案）が、自らの政策目的を不完全にしか達成できないこと

以上４項目のうち、MSIsC から上院へ報告が行われる理由としては、その大半が (a) に基づいている。例えば、2006-2007会期では、(a) 政策の重要性が52件で全体の83.9%に及び、2005-2006会期でも、89.2%を占めている。その他の理由としては、(d) 不完全な目的達成、(c) 不適切な EU 法執行の順に続くが、(b) 事情変化の理由に基づく報告がなされたことは過去にない。かかる MSIsC は、毎週火曜日に開催され、その報告書が２日後には公開される[*45]。そして上院議員は、上院議事録（Minute）を通じて、そこでリストアップされた制定法的文書の情報を知ることになる。MSIsC の役割は、毎年議会へ提出される膨大な制定法的文書から実体的に重要な案件のみを選別し、上院に対して当該情報を伝達することで、その注意を喚起することにある。当該

MSIsCの審査機能を通じて、制定法的文書に関わる情報の議会流通は相当に向上している。

(3) 委任立法委員会（Delegated Legislation Committee）

他方、下院では、制定法的文書の実体を審査する機関として、1973年に制定法的文書常任委員会（Standing Committee on Statutory Instruments）が制度化され、その後、1995年に名称を変更して、委任立法常任委員会（Standing Committee on Delegated Legislation、以下SCDL）に、さらに2006年には、現代化委員会（Modernisation Committee）の提言に基づき、旧来の「常任委員会（Standing Committee）」が「公法案委員会（Public Bill Committee）」へ名称変更されるに伴って、SCDLも「委任立法委員会（Delegated Legislation Committee、以下DLC）」へと改称された。

DLCは、下院議事規則118条に基づき*46、制定法的文書への審査権を行使する。常設の委員会ではなく、公法案委員会と同様に、一つの制定法的文書又は関連する一纏めの制定法的文書ごとに、構成員が任命され、審査を終えると直ちに解任される。DLCの構成員数は、16名から50名の幅で固定されていないが、通常は17名（北アイルランド問題は21名）の下院議員から構成されている。委員の選任は、選任委員会（Committee of Selection）が担う。DLCでの審査時間は、90分間（北アイルランド問題は150分間）に限られるが、その後、DLCから下院への報告がなされると、下院でさらに90分間の審査時間を設けることができる。また、公法案委員会と異なって、DLCでは、動議や採決の権利までは承認されないが、如何なる議員にもDLCの会議に出席し、審議に参加する権利が付与されている*47。

なお、下院では、承認型手続に服する制定法的文書はすべて自動的に当該DLCへと付託される。否認型手続の制定法的文書については、所管大臣が特にDLCへの付託を申し出た場合に限りDLCへの付託が認められる。但し、提出された制定法的文書のうち、実際にDLCで審議されるのは、例年、全体の10%程度に過ぎず、その後に、下院へ回付されても否決される事例は殆ど皆無である。承認型手続の制定法的文書でさえ、まともな議論もないままに提出の翌日には形式的な承認が与えられているのが実情である*48。それは何より、下院では審議時間の制約が厳しく、実質審議の機会が担保できないこと、下院議員の関心が低いこと、さらに、政府が下院では多数派を形成し、数の上では政府提案の制定法的文書を下院で阻止することが困難である事情が存するがゆえであり、下院の審査制度は本来的目的に貢献し得ないとの批判がある*49。

三 特殊な制定法的文書

1．立法・規制改革令（legislative and Regulatory Reform Orders）

(1) 立法・規制改革令の展開

2001年規制改革法（Regulatory Reform Act 2001）は、政府に規制改革令（Regulatory Reform Orders）として知られる命令の制定権限を付与し、規制の負担を除去又は軽減するために、所定の要件に則って、政府が議会制定法の規定を改正又は廃止し得ることを認めた。この2001年法は、その前身となる1994年規制緩和・業務委託法（Deregulation and Contracting Out Act 1994）に基づく政府への権限委任に関して、政府の権限行使に関わる多くの制約を取り除き、政府の命令制定権をより拡大するための法律であった。ところが、当該2001年法では、政府の規制改革令について、①現行制定法上の規制緩和のみを対象とし、②改正対象となる制定法が成立又は改正から2年以上経過していること、③何らの必要的保護（necessary protections）も除去しないこと、④何人の合理的な権利及び自由の行使も妨げないこと、⑤命令制定につき利害関係者との事前協議に諮ること、⑥コモン・ローに影響を与えないこと、⑦両院の委員会審査を経た上で両院の承認を得ること等を権限行使の条件として設けていた。かかる議会制定法を改正する権限を政府に授権する規定は、一般に「ヘンリ8世条項（Henry Ⅷ clauses）*50」と呼ばれ、行政権肥大化の象徴として批判されてきたことから、2001年法にはいまだ多くの制約が課せられていたのである。そこで、これを不満とする政府は、その後も、政府権限が

制約されすぎていると批判し、2001年法上の当該権限をさらに拡大する法律の制定を目指した[*51]。そして成立したのが、2006年立法・規制改革法（Legislative and Regulatory Reform Act 2006）である。当初の法案は、2001年法において大臣の命令制定権に留保された制限をことごとく削除し、また他方で、委任立法で如何なる議会制定法（課税・刑事罰規定のみを除く）をも改正・廃止し得る内容であったため、「議会廃止法案（Abolition of Parliament Bill）[*52]」とまで呼ばれ、議会内外で激しい批判を受けた。その結果、やむなく政府は、とくに不明瞭と批判された法律の目的及び適用対象に制限を加え、さらに議会審査の機能強化を甘受することで、2006年立法・規制改革法の成立を実現したのであった。

2006年立法・規制改革法の第１条は、大臣に、「立法改革令（legislative Reform Orders）」、すなわち、立法から直接的又は間接的に生じる「負担（burden）[*53]」を除去又は軽減する命令の制定権限を付与し、また、同法第２条は、同じく大臣に、「規制改革令（Regulatory Reform Order）」、すなわち、「規制原則（regulatory principles）[*54]」を促進する命令の制定権限を付与している。そして同法第３条では、大臣が当該改革令を制定する際の前提条件として、(a) 当該条項の政策目的が非立法的手段では達成し得ない必要性、(b) 政策目的と当該条項の比例性、(c) 公益と当該条項で影響を受ける利益との均衡性、(d) 当該条項による必要的保護の維持、(e) 合理的な権利又は自由に対する当該条項の不干渉、(f) 当該条項における憲法的重要性の不存在が挙げられており、大臣は、これらの前提条件すべてを満たした場合にのみ手続を進めることができる。さらに、大臣は、すべての立法・規制改革令制定に際して、その提案に関わる利害関係団体（interested parties）との協議（consultation）を経て[*55]、命令案及びその注釈書を議会へ提出し、一定期間内の議会審査を待たなければならず[*56]、議会の承認が得られてはじめて立法・規制改革令の制定が現実のものとなる[*57]。但し、立法・規制改革令の対象には制限があり、課税（taxation）、刑事罰（criminal penalties）、強制的立入等（forcible entry etc）のほか、1998年人権法の全条項、2006年立法・規制改革法第１部[*58]、スコットランド議会による制定法、北アイルランド関連の制定法については、立法・規制改革令による改正が認められていない[*59]。

(2) 立法・規制改革令の統制枠組

2006年法に基づく立法・規制改革令の議会審査手続は、以下の通りである。まず大臣は、命令案に注釈書を添えて議会へ提出するが、その際に、大臣は、以下の(i)否認型手続、(ii)承認型手続、(iii)特別承認型手続（super-affirmative resolution procedure）の３つの議会審査手続の何れが適用されるべきかについての勧告を併せて行う。その後の立法・規制改革令の承認に関する決定は、実質上、下院は規制改革委員会（Regulatory Reform Committee、以下 RRC）に、上院では委任権限・規制改革委員会（Delegated Powers and Regulatory Reform Committee、以下 DPRRC）にそれぞれ委ねている。RRC と DPRRC は相互に独立した組織であるが、事実上、両者は密接な協力体制を構築している。また、これらの委員会は、JCSI の審査項目についても審査を行い、その結果、JCSI は立法・規制改革令に対しては審査権を有していない。

(i) 否認型手続

大臣が否認型手続の適用を勧告した場合、（議会に提出された日から起算して）30日以内に議会の何れか一院から、承認型手続又は特別承認型手続の適用を要請されない限りにおいて、当該否認型手続が適用される。議会の何れか一院から特別承認型手続の要請があった場合はそちらの手続が適用され、これに該当しない場合で何れか一院から承認型手続の要請があった場合には、承認型手続が適用される。否認型手続が適用された場合、（議会に提出された日から起算して）40日の期間内に、議会の何れか一院が否認決議を行わない限り、大臣の立法・規制改革令は成立となる。

(ii) 承認型手続

大臣が承認型手続の適用を勧告した場合、（議会に提出された日から起算して）30日以内に議会の何れか一院から、特別承認型手続の適用を要請

されない限りにおいて、当該承認型手続が適用される。何れかの議院から特別承認型手続が要請された場合は、特別承認型手続が適用される。承認型手続が適用された場合、(議会に提出された日から起算して)40日の期間終結後に、議会両院が承認決議を行えば、大臣の立法・規制改革令は成立となる。

(iii) 特別承認型手続

大臣が特別承認型手続の適用を勧告した場合には、当該手続がそのまま適用される。この特別承認型手続の大きな特徴として、以下2点を指摘し得る。まず、(A) 正式な議会審査に入る前に、利害関係団体等との事前協議 (consultation) が制度化されたこと、他方で、(B) 議会審査では、二段階審査 (two-stage scrutiny) の方式が導入されたことが挙げられる。とりわけ後者 (B) に関しては、議会委員会の勧告等を踏まえて、政府は、命令案 (原案) を審査過程で「修正」することが可能となった。これは事前法案審査 (pre-legislative scrutiny)[*60]に類似した手続で、同様の効果をねらった制度だが、その具体的手続は以下の通りである。

まず第一段階として、大臣の立法・規制改革令草案 (draft order) が注釈書とともに議会へ提出されると、(議会に提出された日から起算して) 60日の期間内に、両院の委員会 (RRC及びDPRRC) は、①権限の逸脱がないか、②規制の負担を除去するものであるか、③何らかの必要的保護を排除するものでないか、④合理的な権利・自由の行使を妨げないか、⑤事前協議が適切に行われたか等の、立法・規制改革法及び議事規則で規定する基準に照らしつつ、政府や利害関係団体からの口頭又は文書による証言を得ながら審査し勧告を行う。そして大臣は、当該命令草案の承認・修正・否認に関するRRC及びDPRRCの勧告、並びに議会各院の決議に配慮しなければならず、必要に応じて、第一段階における命令草案の修正が認められている。

さらに、大臣が立法・規制改革令の制定に意欲を保持するなら、第二段階の審査へと進み、上記60日の期間終結後に、議会へその旨の声明 (statement) を原案又は修正案とともに提出しなければならない。かかる第二段階の審査では、RRCは、当初原案が提出された場合は15日以内、修正案が提出された場合は25日以内に、改めて第一段階と同様の審査を行い下院への報告を完了する一方で、DPRRCは、通常の承認型手続と同じ要領で再審査を行い、上院への報告を完了することとなる。そして、これらの委員会報告に基づき、両院の承認決議が得られれば、大臣の立法・規制改革令は制定法的文書として成立し、政府出版局によって印刷・公表される[*61]。

なお、第二段階の委員会報告を受けた議会審査に際して、通例、上院ではすべての命令案について審議するが、他方、下院の場合は以下の手続をたどる。すなわち、(a) RRCが満場一致で承認勧告を行った場合、下院は審議を行うことなく、直ちに承認決議を行う。また、(b) RRCの承認勧告が満場一致でなかった場合、下院では、当該命令案の承認決議に際して、上限90分間の審議時間が設けられる。さらに、(c) RRCが不承認の勧告をする一方で、なお政府が命令制定の意欲を示した場合には、下院は3時間までの審議が可能で、下院が認めれば命令案承認の動議を提出することもできる。但し、実際には、RRCが不承認の勧告を行った命令案について、政府がその後の手続を進めたという事例は過去にはない[*62]。もちろん、DPRRCの場合も同様である。

(3) 委任権限・規制改革特別委員会 (DPRRC)

前述した通り、制定法的文書の統制という文脈では、下院の統制機能は、事実上、期待できず、したがって、ここでも上院の統制機能が重要となる。就中、上院のDPRRCが、非常に重要な役割を担っている。当該委員会の端緒は、1992年に無制約な大臣の命令制定権を監督する目的で設置された委任権限監視特別委員会 (Select Committee on the Scrutiny of Delegated Powers) まで遡り、その後、1994年規制緩和・業務委託法の成立に伴って、新たな監督機能を付加した委任権限・規制緩和特別委員会 (Select Committee on Delegated Powers and Deregulation) として改組され、さらに、2001年規制改革法の成立で、政府の命令制定権の拡大とともに委員会の機能も拡充して、現行

DPRRC へと改組された。そして2006年立法・規制改革法でもこれが継承されて、2010年現在、上院議員10名から構成され、その他に専門スタッフ４名[*63]の補佐を受ける。

また、当該 DPRRC の役割は、前述の立法・規制改革令の審査に止まらない。すなわち、DPRRC は、さらに議会が作成する第一次立法についても、

①如何なる法案の条項も不適切に過度な立法権の委任を行っていないか、
②政府の立法権行使が適切な議会審査に服しているか、

を審査して、上院に対して特別の注意を喚起すべき事項を報告する。その際、DPRRC は、関係の政府機関から、すべての立法権委任を定める規定について、(a) 当該規定の目的、(b) 立法権委任を必要とする理由、及び (c) 委任立法に留保される議会統制の程度（承認型、否認型、その他）とその妥当性に関する意見書（memoranda）を求めることができる。当該委員会は、水曜日の午前中に開催され、その審査内容は翌日には議院へ報告される。当該報告は、法案の委員会審査前に提出するのが原則であるが、しばしば第二読会前に提出される。その報告に勧告が含まれる場合、ほぼ確実に政府はその勧告を受け入れている。

かかる DPRRC 構成員の法的・行政的専門性は高く、政府は委任権限の利用に際して、公式又は非公式に DPRRC からの確認を求め、DPRRC からの勧告に従う傾向にあるため、結果的に、DPRRC の重要性は増している[*64]。現在、DPRRC は、その審査対象が専門的事項であるために国民の関心も低く地味ではあるが、議会制民主主義と政府委任立法間の適正な均衡を維持する極めて重要な役割を担っており、前述の JCSI 及び MSIsC と共に、制定法的文書への実質的統制を担保する上院の三大委員会の一つと位置付けてよい。すなわち、上院では、委任立法の統制に際して、まず議会制定法の段階で、DPRRC が、不適切な権限委任を行っていないか第一次立法（すべての公法案）の法案審査を行い、その後、制定法的文書の段階で、JCSI が授権法との「手続的」整合性を審査すると共に、MSIsC が「実体的」妥当性を審査する重層的な構造を取っている[*65]。

２．人権救済令（Remedial Orders）

(1) 人権救済令の統制枠組

1998年人権法（Human Rights Act 1998）のもと、裁判所が、国内の議会制定法と欧州人権条約との「不適合宣言」を下した場合、政府は、その不適合を解消すべく、当該議会制定法を改正する命令の制定権限を付与されている[*66]。すなわち、政府は、立法・規制改革令と同様に、人権救済令（命令）によって議会制定法を改正することが可能である。この人権救済令の制定手続は、前記の立法・規制改革令における特別承認型手続に類似している。まず、英国裁判所又は欧州人権裁判所（European Court of Human Rights）による「不適合」の評価があった場合に、政府は、これを受けて必要な人権救済令を制定するが、それは緊急性に応じて、以下の (a) 通常手続又は (b) 緊急手続に基づく議会審査を経なければならない[*67]。

(a) 通常手続（Normal（Non-Urgent）Procedure）

大臣は、まず人権救済令草案（draft remedial order）を議会に提出しなければならない。ここでは当該命令制定を必要とするに至った経緯や、命令の制定目的及び内容に関する説明を記した注釈書を添付しなければならない。そして議会は、草案を人権合同委員会（Joint Committee on Human Rights、以下 JCHR）[*68]に付託し、その後（閉会時や４日以上の休会時を除いて）60日の期間内に、JCHR は、当該草案の審査を行い、議会に対して、原案通りに次段階の審査手続へ移るべきか否か、その報告をしなければならない。当該60日の期間終結後、大臣は、議会側の意向を踏まえて、原案通り又は修正した人権救済令案を、議会に声明書（statement）を添えて提出することができる。さらに、その後60日の期間内に、JCHR は当該人権救済令案を承認すべきかについて改めて報告を行い、その報告に基づき両院が承認決議を行えば、人権救済令は成立し施行される。

(b) 緊急手続（Urgent Procedure）

大臣は、緊急手続を取れば、即時的効果（im-

mediate effect）を有する人権救済令（remedial order）を制定し、議会に提出することができる。すなわち、議会への提出と同時に、大臣の人権救済令は法的効力を発し、提出から120日の期間内に議会両院で承認決議が通過しなかった場合にのみ、その効力は停止される。恒久の法的効果を有するためには以下の手続を取る必要がある。まず、大臣からの人権救済令の提出を受けて、その後60日の期間内に、JCHR は議会に対して、①原命令通りの承認、②修正版の再提出、又は③不承認に関する報告を提出することができる。そして大臣は、当該60日の期間終結後に、議会側の意向を踏まえて、当初の命令を撤回又は新たに修正版を提出することが可能である。修正版が提出された場合には、JCHR は再び同様の審査を行い、議会にその承認の是非を報告する。そして、いずれの手続にせよ、当初の命令提出から120日の期間内に、議会両院が承認決議を行えば、当該人権救済令は時限的制約のない法的効力を有する。なお、JCHR は上記期間内に少なくとも一回は報告を行わなければならない。

また、JCHR は、上記手続における人権救済令の内容審査のみならず、下院議事規則151条及び上院議事規則74条に基づく JCSI の技術審査項目*69についても審査を行い、議会に特別の注意を喚起する事項を報告しなければならない。ゆえに、JCSI は人権救済令について審査権を有していない。

3．英国国教会法（Church of England Measures）

1919年英国国教会権限法（Church of England Assembly Powers Act 1919）の改正以降、英国国教会会議（General Synod of the Church of England）は、英国国教会の統治機構に関する事項について立法提案権を保持している。かかる法形式は教会法（Measures）と呼ばれ、提案が政府ではなく国教会会議であること、国王の裁可を必要とすることを除いて、その制定手続は、制定法的文書の場合と同様である。すなわち、国教会会議が教会法を成立させるには、まず1919年法に基づき設立された教会委員会（Ecclesiastical Committee）へ提出し、その後、議会承認を得なければならない。この教会委員会は、大法官（Lord Chancellor）によって任命された上院議員15名、及び下院議長（Speaker）によって任命された下院議員15名の合計30名の議員から構成され、委員長は貴族が務める。当該委員会の法的地位は他の議会委員会とは明確に区別されるが、他合同委員会と同様の議事規則に服する*70。

かかる教会法の議会審議は、まず主教（Bishop）・牧師（Clergy）・世俗信者（Laity）から構成される国教会会議の立法委員会（Legislative Committee）が、教会法案（Draft Measeure）を教会委員会にその審査・承認を求めて提出するところから始められる。これを受けて、教会委員会は、当該法案の性質及び法的効果、並びにその成立が（特に、国王権限との関連で）適切か否かを検討した結果を報告書として返す。この法案の審査に際して、教会委員会は、一般的に、国教会会議の代表者を召喚し説明を求め、また、国教会会議の立法委員会とも協議を行うが、その他の参考人から口頭陳述を求めることはできない。当該委員会審査は公開され、その記録は委員会報告として公表されている。教会委員会は、教会法案の修正を勧告することは可能だが、法案自体を修正する権限は持たない。かかる教会委員会の報告が、立法委員会の同意を経て、教会法案とともに議会へ提出されると、それと同時に、議会の審議は開始される。その際、教会委員会が否定的な判断を行った場合、両院の審議はこれに拘束されないが、それ以前に立法委員会が法案を撤回するのが通例である。他方、教会委員会が肯定的な報告を行い、両院の承認が得られれば、その後、国王の裁可へと移され、当該法案は成立となる*71。

4．1998年北アイルランド法（Northern Ireland Act 1998）に基づく枢密院令

かつて1974年北アイルランド法（Northern Ireland Act 1974）は、北アイルランド議会（Northern Ireland Assembly）を停止し、英国政府の直接統治を敷くとともに、また、同法に規定していない事項は、枢密院令によって定めることとした。そして、1998年北アイルランド法の制定以後、北

アイルランド議会の立法機能は回復したが、しかし、同法では、依然として英国政府が枢密院令によって定められる事項を留保していた。同法が英国政府に留保した事項は、公的秩序、刑事法、刑事損害補償、小火器、爆発物、警察、公務員組織、民間防衛組織、緊急権限等と治安活動全般に及ぶ*72。そして、当該枢密院令は、遡及効を有し、さらに、英国議会制定法及び北アイルランド議会制定法を改正又は廃止することが可能である*73。

かかる1998年北アイルランド法に基づく枢密院令の制定は、以下の英国議会の審査・承認手続に服することとなる。すなわち、当該枢密院令には、制定法的文書審査における特別承認型手続に類似した手続が適用され、通常、第一段階の協議（consultation）に向けて60日の期間が設けられる。まず、大臣は、北アイルランド法に基づく枢密院令については、その草案を北アイルランド議会へ提出しなければならず、同議会は当該草案の審査を行い、自らの見解を報告書として提出する。この報告書を踏まえて、大臣は、第二段階の議会審査に向けて、北アイルランド議会の報告書と自らの声明書を添えて、当該枢密院令の草案を英国議会に提出する。当該枢密院令に関して、JCSIは審査権を持たず、下院では、通常、北アイルランド選出議員18名とその他に選任委員会が任命した議員25名以内から構成される北アイルランド大委員会（Northern Ireland Grand Committee）、及び委任立法委員会（DLC）が審査し、議会への報告を行う*74。この点、北アイルランド法に基づく枢密院令の場合、下院委員会審議には通常の90分間ではなく、150分間の審議時間が認められている。他方、上院では、通常、大委員会での審議を経て、本会議での承認決議を求めることとなる*75。そして、議会両院による承認決議が得られれば、枢密院によって制定される。なお、当該枢密院令には緊急手続を適用することが可能で、その場合には40日の期間内に両院の承認決議が得られれば成立となる*76。

四　議会統制の現状と課題

1．議会審査制度の問題点

これまでにも委任立法のあり様については、第一次立法に関する正規の立法過程を経ることなく、政府が法規範を定立（又は変更）する制度は、議会制民主主義との間に高度の緊張関係を生起するため、その使用は抑制的であるべきとする見解が有力に存在している。また、かかる基本的認識からは、増大する行政裁量への統制に向けて、議会の審査・承認機能が決定的に重要であることは言うまでもない。そして今後も、さらなる委任立法の確実な質的・量的拡大とともに、その重要性が低下することは決してあり得ない。

ところが、これまでの議会審査制度には、多くの機関から問題点の指摘とその改善提案が寄せられている。その中でも、議会審査の制度趣旨からは、前述の否認型手続に最も痛烈な批判が向けられる。すなわち、全くの議会の不作為によって法規範が成立するという有様は、「途方もなく非常識」で、「嘆かわしいほどに不適切」な制度であるとして、早急かつ抜本的な改革が求められてきた*77。それにも拘らず、議会審査の適用を受ける制定法的文書の大半が否認型手続に服する一方で、承認型手続の適用を受けるのは僅かに過ぎない。しかも下院では、制定法的文書に関わる審議時間が十分に確保されず、下院でこれを統制する可能性は現実的には見込めない状況にある。実際、否認型手続の場合は、まるで十分な関心が向けられず、委員会に付託されることすら稀である。また、たとえ承認型手続の場合であっても、事実上、審議時間の制約から、付託された委員会では実質的審査もないまま「審査済み（considered）」との報告を下院に提示し、その後、下院では形式審査のみで当該文書を日常的に承認している*78。例えば、2007-2008会期では、承認型の制定法的文書は257本が下院へ提出され、その後、DLCで審議されたのは188本、さらに下院本会議で審議されたのが15本であるのに対して、同会期に、否認型の制定法的文書は1,049本が下院へ提出されているが、DLCで審議されたのは24本、さらに下院本会議で審議されたのは僅か2本に過ぎない。また、2005-2006会期では、下院へ提出された1,583本の否認型文書のうち、29本が

DLCの審議を受けたが、本会議では1本も審議されていないのが実情である。

その他、議会審査制度の問題点として、以下の事項が指摘されてきた*79。

・制定法的文書の審査に配分された期間の経過前に、しかもJCSIの審査結果も待たずに、本会議で確定、そして発効する事態が生じている。
・議会審議日程の予測不能性及び硬直性、さらに不可避的な議会審議の時間的制約（40日以内の議会審査期間・90分間以内の審議時間、及び（旧）午後11時30分迄の審議制約等）が、効果的な審査を阻害している。
・制定法的文書に関する議会審査は承認か否認かの二者択一で、部分的な修正を施すことができない。
・議会制定法の「細目」ではなく実質的な「政策」内容を制定法的文書に委任する事例（skeleton legislation）が増加しているにも拘らず、多くの制定法的文書は、その量的膨大さ及び質的複雑さゆえに、その重要性が潜在化され、議会審査を殆ど又は全く受けないままに法的効力を有するに至っている。
・制定法的文書の国内法又はEU法への実質的影響が直接的には明らかにならない。
・（2003年以前）議会は、制定法的文書の実体的政策内容を検討する機会を持たない。
・本来、重要度の高い制定法的文書には承認型手続を適用すべきところ、重要事項であるにも拘らず、否認型手続が適用される不適合が生じている。

2．議会審査改善に向けた委員会提言

かかる問題点の指摘を踏まえて、これまでに制定法的文書の議会審査には、各機関から数多くの改善に向けた提言がなされている。その中でも、Hansard Society委員会（Commission）*80及び下院手続委員会（Commons Procedure Committee）*81による議会審査制度の分析及び提言が重要であるので、以下では、両機関による報告書の内容を考察してゆきたい*82。

（1）Hansard Society委員会報告書（1993年報告）

①制定法的文書の重要性は、政府や議会にとっては議会制定法に比べて二次的な位置づけでしかないが、法令の利害関係者や実務関係者にとっては議会制定法と同等の重要性を有するものであるから、原案形成の早い段階から、議会制定法と同様、利害関係者等との「協議（consultation）」手続が整備されるべきである*83。

②制定法的文書の起草には法案と同様に、確実性（certainty）、明確性（clarity）、平易性（simplicity）、及び簡潔性（brevity）に基づく理解可能性が求められると同時に、司法審査の対象にもなる以上、裁判所による解釈可能性が求められ、注釈書（explanatory notes）において当該文書の目的及び意図する効果が十分に明示されるべきである*84。

③制定法的文書の優位性は認めつつも、その使用は、議会制定法において政策（policy）及び原則（principle）が定められ、細目（detail）のみを制定法的文書に委ねるという制約の範囲内で、かつ、議会の審査手続に服する条件留保がなければ認めるべきではない。また、特殊例外的な事情がない限り、議会は、大臣が議会制定法を改正・廃止し得る「ヘンリ8世条項」を設けるべきではない*85。

④下院議員は制定法的文書にほとんど関心を寄せないが、制定法的文書にも徹底した審査が必要であり、下院議員の関心を引くためには、もう少し彼らにとって専門細分化した査定が必要と考えられ、今後、省庁別の特別委員会（select committee）が所管事項に関わる制定法的文書を事前に審査し、公的重要事項について議会へ報告を行うべきである*86。

⑤JCSIから指摘を受けた制定法的文書について審議がなされず、また、JCSIの報告を待たずに制定法的文書の審議が開始される場合があり、不適切である。緊急の場合を除き、議会は、JCSIからの報告がなされるまで制定法的文書の審議をすべきではない。また、JCSIからの報告で制定法的文書の問題点が指摘された場合、議会はそれを無視して承認決議をすべきではない*87。

⑥制定法的文書の審議に関して、承認型手続が適

用される全ての制定法的文書、及び否認動議（prayers）があった全ての制定法的文書について、議会審議の対象とすべきであるが、硬直的手続に拘束される本会議とは別に、より小規模で柔軟な審査を可能とする（旧）常任委員会（standing committee）を設置し自動的に審議を付託すべきである。そして当該委員会には、制定法的文書の目的・意義・効果等に関して、所管大臣に対する調査権を付与することで、さらに詳細な実体的審査を可能にすべきである*88。

⑦制定法的文書に関して議会に修正権が付与されていないため、議会審査の実質化にとって不十分である。但し、議院または委員会に正式な修正権を付与すると、上院と下院で修正内容に齟齬が生じた場合の調整等の手続が新たに必要となり、本来、委任立法が有する柔軟性・効率性と抵触するおそれがある。そこで審査委員会に、直接的な修正権ではなく、制定法的文書の修正を政府に提案する権限を付与すべきである*89。

⑧制定法的文書の審議・調査制度は、不適切で非効率である。とりわけ、否認型手続に服する制定法的文書の多くは、議院でも委員会でも審議すらなされず、審議が行われても時間制約が審議の実質化を妨げている。少なくとも委員会審査に関わる90分間以内という時間的制約を排除するべきである*90。

⑨重要な制定法的文書に関しては議会審議を可能にすべきで、また他方、否認動議がなされた全ての制定法的文書に関して、議会での審議を実現すべきである。その実現は議会の民主的責任と行政の効率性との狭間で緊張関係を生起するが、それでも否認動議を受けた制定法的文書は、可能な限りで議会審議に付すべきであり、そのために審議時間を適正に配分する立法運営委員会（Legislation Steering Committee）を設置して、政府の恣意的な管理運営を排除しながら、全ての政党及び新人議員の否認動議が審議されるよう、その手続の標準化・公正化を図るべきである*91。

⑩議会は、議会制定法やその委任立法が現実にどのように施行されているかを体系的に監督する制度を確立すべきであり、例えば、主要な議会制定法及びそれに基づく制定法的文書については、それを所管する省庁別の特別委員会を通じて、施行後２年又は３年程度で再審査すべきである*92。

⑪上院による制定法的文書の監督機能を強化することが肝要で、（旧）委任権限監視特別委員会（Select Committee on the Scrutiny of Delegated Powers）設置の政府提案は高く評価されるべきである。また、将来的に当該委員会の権限拡大に関する検討も必要である*93。

（2）下院手続委員会報告書（1996年・2000年報告）

①承認型・否認型の手続類型を維持しつつも、重要な制定法的文書については、特別承認型手続の利用をさらに拡大すべきである。すなわち、制定法的文書は正式に議会へ提出される前に草案段階で公開し、利害関係者や議会委員会との事前調整が図られるべきである。それによって、重要事項に関する国民やメディアの関心を喚起することも可能となる*94。

②1946年制定法的文書法上、否認型手続が適用される制定法的文書について、合理的な議会審査を可能とすべく、その審査期間を現行40日間から60日間へ延長するべきである*95。また、議会審査の実質化に向けて、その審議時間を上限90分間から150分間に延長し、さらに、その審議時間を午後11時30分までとする下院での制約を議事規則から撤廃すべきである*96。同様に、承認型手続で自動的に付託される（旧）常任委員会の審査時間についても90分間から150分間に延長すべきである*97。

③制定法的文書統制における JCSI 審査の決定的重要性に鑑みて、当該手続を割愛することは許されず、いずれの議院も JCSI からの報告を待たずに制定法的文書を確定することがないように議事規則でその手続的適正を担保すべきである*98。

④否認型審査手続について、硬直的手続の制約から、事実上、新人議員による否認動議の機会が閉ざされている。今後、新人議員による議会審査を活性化するために、議事規則を変更して、現行20名以上の賛同を要する否認動議を１名で

も可能とすべきである*99。

⑤制定法的文書の飛躍的増加傾向に伴い、とりわけ否認型文書の議会審査は形骸化している。かかる状況の改善に向けて、議会は、体系的に制定法的文書の実体審査を付託する専門委員会を制度化すべきである。但し、その任務には、JCSIや省庁別の特別委員会（select committee）は、職務内容の適合性及び現実性・実現可能性から除外する必要がある*100。

⑥かかる文脈から、すべての制定法的文書の政治的重要性を精査する、新たな審査委員会（sifting committee）を議会内に創設すべきである。当該委員会には、省庁別の特別委員会とも連携しながら、政府各機関から必要な情報収集を行う権限を付与され、本会議での実体審査を必要とする制定法的文書を選別し各議院へ報告する権限が付与されるべきである*101。

⑦議会が制定法的文書を直接的に修正する制度枠組は、過度な混乱を生起する可能性が高く、現実的にその導入を見込めないが、委員会手続の中で、議会への承認報告の条件として一定範囲内での修正を求め、政府による修正・再提出を促す制度枠組を確立すべきである*102。

以上、かかる問題点の分析と改善に向けた提言は、従前の労働党政権及び保守党政権双方からの支持を得ながらも、それらを実現するための制度改革は十分には果たされていない。上記提言による最大の成果としては、前述した上院MSIsCの創設が挙げられよう。すなわち、下院手続委員会による新たな実体審査委員会（shifting committee）に関わる提言が、その後、上院改革王立委員会（Royal Commission on the Reform of the House of Lords）*103からの賛同も得たことで、2003年に上院でのMSIsC創設に繋がったことは特筆すべきである。当初、下院手続委員会は、当該実体審査委員会を両院による合同委員会で構成することを提案していたが、政府は、審議時間を十分に確保できないことを理由に、当該委員会提案を拒否したため、結果的に上院のみでの創設となった。下院手続委員会は、この決定に遺憾の意を表明している*104。また、2009年6月、当該MSIsCは、制定法的文書の事後的審査に関して、議会承認後に施行されている制定法的文書についても、その有効性を審査する制度枠組の研究を始めたことを発表している*105。しかしながら、その余の多くの問題点は未だに解消されずに残されたままであり、議会制度では世界最先端にある英国議会でさえ、委任立法への統制について、現在も十分にその効率性・有効性を担保しているとは言い難い状況にある。とはいえ、我が国の状況に鑑みれば、英国の委任立法統制に向けた実践的意欲とそれに基づく制度改革の進捗は比較にもならず、世界的にもその精緻な制度設計は、格段の優位性を維持していることを、念のために附言しておく。

五.「憲法の守護者」と委任立法

1．上院と憲法保障

最後に、以上の制度枠組に基づく議会の統制機能に関して、その実効性を考察しておきたい。通例、議会の行政統制という文脈においては、議院内閣制を採用する国であれば、「議会」対「政府」という構図ではなく、議会内与党と政府を同一視して、「政府（議会内与党）」対「議会内野党」の構図で捉えるのが一般的である。もちろん、保守党・労働党という討議的で政権交代可能な二大政党制が確立している英国では、議会内野党が果たす行政統制機能は極めて重要な意味を持つ。但し、下院において、如何に野党の行政監督が厳格なものであっても、政府は、議会内において相対的多数を占める与党を利用することで、最終的には自らの制定法的文書を承認させることが可能である*106。さらに、二大政党制のもと、野党の関心は常に政権交代に向けられており、ゆえに野党は、国民的関心事であるテロや教育、移民、人権問題等の、メディアが取り上げる重要事項にしか興味を持たず、細目的・技術的事項にその多くが占められる制定法的文書にはそもそも関心を抱きにくい傾向がある。憲法上、制定法的文書がますます拡大する潮流の中で、議会制民主主義の原則を維持することは、議会の不可避的役割と考えられるが、下院が制定法的文書を統制することには、事実上、構造的な困難があるといえる。

そこで重要視されるのが、上院の監督機能であ

る。かつて1911年及び1949年議会法（Parliament Act）によって、法案への絶対的拒否権を奪われ、「修正の院（revising chamber）」として存続してきた上院であったが、1999年の上院改革以降は、世襲議員の排除と相まってその構成を専門家集団へと再構成したことから、自らの機能を、政府活動に対する監督及び審査（scrutiny）機能へと大きく変遷させながら、上院は絶えず法案審査の機能強化を図ってきている。そして制定法的文書の統制という文脈においても、JCSI、DPRRC及びMSIsCを通じた上院の審査は、実際に、制定法的文書の監督及び審査に関して十分な成果を挙げており、当該委員会の設置以降、不適切な権限委任の濫用・逸脱が大きく抑制されてきている[*107]。

かかる上院機能の優位性は、その構成員の多くが政治家や法律家、研究者等といった専門家から一代貴族（Life Peer）として上院を構成し、彼らが自らの専門知識と経験を有する領域において、その特性を活かしていること、また、非公選機関であるため、上院議員は、再選という精神的重荷もなく、党派的影響を受けずに、客観的で専門性の高い審議に専念できること、さらに、党派的対立が少ないため、議院内での公正な合意形成が比較的容易であるといった事情に基づいている。対照的に、下院は公選機関であるため、その制度は党派的でかつ競合的である。かかる状況の中で、常に、下院議員は、再選を果たすことに大きな関心を有し、選挙に影響しない事項に関心を持たない傾向がある。そして就中、制定法的文書で扱われる事項は、概して専門的事項が多く、メディアのヘッドラインで報道されることも少ないことから、有権者の関心も低い。それゆえに、下院議員にとって、JCSIの委員に選任されることは、「罰ゲーム」とさえ言われている。そもそも下院議員は制定法的文書にほとんど関心がないのである[*108]。事実、下院では、制定法的文書の審査に際して、委員会で審議されるのは全体の１割程度、下院本会議で審議されるのはさらに少なく僅か６％-８％に過ぎない。また、下院での制定法的文書審査に配分される時間はますます減少傾向にあり、制定法的文書の審議時間は、例えば、1994-95年会期と1984-85年会期で各々全審議時間の７％と10％であったのに対して、1999-2000年会期と2000-01年会期では各々2.5％と3.9％に減少している[*109]。同様に、下院本会議で審議対象になった制定法的文書のうち、採決にまで至る割合は、1992-93年会期では34％であったのが、1997-98年会期では僅か５％にまで減少している。（表－４参照）

他方で、上院の場合、本会議に制定法的文書の承認又は否認決議案が上程されると、そのまま本会議で審議するか、あるいはその審議を大委員会（Grand Committee）[*110]へ移すこともできる。上院本会議での審議は、下院のように90分間という審議時間の制約がなく、ゆえに、承認型手続が適用される全ての制定法的文書、否認型手続が適用される制定法的文書のうち否認動議があった全ての制定法的文書を審議している。もっとも、審議時間に制約はないものの、通常、10分から１時間程

	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97	1997-98
本会議への上程（全SIs内の割合％）	8	6	6	7	6	6
審議無での承認（上程SIs内の割合％）	59	42	57	73	73	83
本会議で審議（上程SIs内の割合％）	41	58	43	27	27	17
分割投票（本会議審議SIs内の割合％）	34	31	26	18	9	5

表－４【　下院のSIs審議状況[*114]　】

	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97	1997-98
本会議への上程（全 SIs 内の割合％）	6	5	5	7	6	7
審議無での承認（上程 SIs 内の割合％）	1	3	1	3	0	3
本会議で審議（上程 SIs 内の割合％）	99	97	99	97	100	97
分割投票（本会議審議 SIs 内の割合％）	4	7	4	6	2	2

表－５【　上院の SIs 審議状況[*115]　】

度の審議となっている[*111]。ちなみに、上院においても制定法的文書の審議に割り当てられる時間は、上院の全審議時間の約５％に過ぎない[*112]。但し、上院が本会議に提出された制定法的文書を審議もせずに承認することは極めて稀で、例年その僅か３％以内に止まっている[*113]。（表－５参照）

ところで、かかる上院は、下院と異なり国民代表機能を持たないがゆえに、1911年及び1949年議会法により以下の制限を受ける。まず歳入・歳出法案に相当する金銭法案（Money　Bill）[*116]に関しては、下院が先議権を有するとともに、下院で可決後少なくとも会期終了の１ヶ月前に上院に送付されれば、上院の同意が無くとも国王の裁可を得て自動的に成立する。上院がこの間に当該金銭法案を修正又は否決したとしても下院が応じない限り、その決議に法的効力はない。また、金銭法案以外の公法案についても、議会の会期を最長である５年以上に延長する法案を除き、上院の権限では、下院で可決した法案の成立を次の会期まで引き延ばすことしかできない。すなわち、①（同一の議会であるかに拘らず）二会期連続して、下院が可決している場合で、かつ②少なくとも会期終了の１ヶ月前に上院へ送付され、また③当該法案に関して、下院の第１回目の会期における第二読会と次の会期における下院の可決との間に、少なくとも１年が経過している場合には、たとえ上院が否決しようとも、下院の議決のみで国王の裁可を得て法律となる[*117]。

但し、これら1911年及び1949年議会法に基づく制約は、議会制定法に特化したもので、制定法的文書については適用されない[*118]。1911年法の審議段階では、いまだ委任立法が現在ほどの重要性を持たなかったため、これに対する上院の統制に関わる問題は審議対象とされず、また1949年法の審議段階では、1911年から1947年における委任立法の飛躍的拡大にも拘らず、上院権限を縮減する必要性は認識されず、結果的に、上院は、現在においてもなお（歳出・歳入に関わらない）制定法的文書に対する絶対的な拒否権を保持している[*119]。そして、その後の制定法的文書の多用化傾向に相俟って、必然的に、政府統制における上院の機能も拡大してきたのである。

かかる上院の拒否権につき、政府は、大臣の活動に承認を与えるのは本来的に下院の役割であり、「修正の院」である上院が拒否権を行使することはその性質に馴染まず、習律違反（breach of convention）に当たり、許されないとの立場を取ってきた。これに対して、習律合同委員会（Joint Committee on Conventions）は、以下の理由から、上院が制定法的文書を拒否する機能は「修正の院」の性質と矛盾せず、これに関する上院の権限を縮減することは許容しがたいと主張する。すなわち、「上院が拒否権を行使した場合にも、実際に、政府は、わずかな修正を加えたり、タイトルを変更して再提出することが可能であり、（これまでに経験したことはないが）上院がこれに改めて拒否権を行使した場合でも、最終的に政府は当該事項を法案（Bill）に統合する手段を有するので、憲法的危機に至ることは考えられ

ない。確かに、上院は、日常的に制定法的文書に拒否権を行使すべきではないが、例外的な場合に限ってこれを行使することは適切なことである*120。」と結論づけている。他方で、上院改革王立委員会は、「制定法的文書の審査過程において、上院の絶対的拒否権はあまりにドラスティックであるため、事実上、上院自身がその使用を自重し、合理的な権限行使を妨げる結果をもたらしている。そこで、上院の政府に対する事実上の統制力強化に向けて、上院の権限を、拒否権ではなく停止権として再構成し、上院が否認決議を行った場合でも、3ヶ月以内に下院が承認決議を行えば、当該命令は発効するという様な、下院への再考を促す制度へ修正すべきである*121。」との折衷的見解を示している。

確かに、上院では制定法的文書に絶対的拒否権を持ちながら、それを行使したがらない自己抑制の傾向が看取され、事実、上院では、前述の通り、1968年南ローデシア令、2000年大ロンドン局選挙規則、2000年大ロンドン局選挙活動資金令、及び2007年賭博場免許に関わる地理的区分令という僅か4件の否認事例が確認できるのみである。もっとも、実際には、議会が否認決議を行わずとも、政府は議会側の意向を尊重して、委員会から問題点を指摘された場合には、当該制定法的文書を撤回し、委員会報告に従って修正した後に、改めて議会へ提出するという傾向が看取される。そこで、かかる委員会審査の実際の影響力について、最後に考察しておきたい。

2．委員会機能とその影響力

以上の通り、制定法的文書に関わる上院の統制機能は極めて重要であり、就中、その専門委員会であるJCSI、MSIsC、及びDPRRCは決定的な役割を演じている。最後に、かかる委員会機能とその影響力について、各委員会に通底する事象を、ここではJCSIを例に考察を進めたい。

制定法的文書に対する議会審査には、二つの次元が存在する。まず、制定法的文書の「合法性（legality）」の問題、これは政府の立法権限に関して、権限逸脱の問題のほか、法令全体の一貫性や整合性、及び規定の明確性が審査対象となる。他方で、制定法的文書の「政策（policy）」の問題として、当該制定法的文書の必要性やその実体的効果が審査対象となる。但し、合法性の問題と政策内容の問題とは明確に峻別できるものではなく、例えば、政府の権限行使が授権法の範囲内であるかという問題は、常に、技術審査に止まる訳ではなく、時には、議会が授権した際の意図や目的を精査せざるを得ず、その場合、合法性審査は、政策審査にも不可避的に関連することとなる。もっとも、これらの審査内容の峻別が曖昧であることは、両審査を分ける必要性を否定するものではない*122。

そして、通例、一部の例外を除けば*123、合法性に関わる技術的審査のほぼ全てはJCSIに付託される。JCSIは、前述の通り、上下両院の議員14名から構成され、その他8名の専門スタッフによる補佐を受ける。この点、JCSIによる実質的かつ有効な審査を可能にしているのは、専門スタッフを構成する法律顧問の尽力によるところが大きく、事実上の実務は、この法律顧問によって処理されている。すなわち、JCSIの審査に際しては、議事規則151条4項において、下院議長顧問（Speaker's Counsel）及び上院委員長顧問（Counsel to the Lord Chairman of Committees）の助言を得るものと規定されており、実際に、JCSI審査は、かかる法律顧問の助言に基づいて処理される事例が殆どである*124。2010年現在、JCSIの法律顧問は、当該顧問2名及び副顧問（Deputy Counsel）3名から構成されており、法的助言を提供することがその役割である。具体的には、まずJCSIは制定法的文書に問題があると認識した場合に、所管する大臣へ質問書を提出するが、概して、その決定はJCSI構成員ではなく、当該法律顧問の助言に基づいている。その後、質問書を受けた大臣は、14日以内に当該命令制定の必要性とその実体的効果について回答しなければならないが、所管大臣からの回答を受けた際にも、当該法律顧問は議会へ注意喚起の報告をなすべきかにつき、JCSIへ実質的な助言を行っている*125。

かかる法律顧問の助言に基づいて、1997-1998会期では、JCSIに付託された1,565本の制定法的文書のうち、213本（13.6%）について所管大臣へ質問状が提出され、さらに、その154本

（9.8%）について議会へ注意喚起の報告がなされている。ここで、JCSIが議会への報告にまで及ぶ事例についてみると、直近でも、2008-2009年会期には1,486本の制定法的文書がJCSIで審査され、そのうち議会報告にまで至ったのは59本（４%）、2007-2008年会期では、1,473本が審査され報告に至ったのは70本（５%）、2006-2007年会期でも1,285本が審査され報告に至ったのは76本（６%）と、例年、全体の1割にも満たない*126。しかし、実際にJCSIが制定法的文書の制定過程に与える影響力は、それを遙かに凌ぐものであることに留意すべきである*127。

すなわち、JCSIの審査については、その負担が過重である点や、JCSIは実際に行政の活動を拘束することができない点が批判されながらも、事実上のJCSIの影響力は大きい。制度上、JCSIからの調査に対して、大臣の対応として不作為は許されず、必ず回答しなければならない。また、その回答が十分でないときは、JCSIはさらに詳細な回答を求めることが可能である。もっとも、大臣はJCSIからの指摘について最大限の説得を行いながらも、最終的にはJCSIの報告を無視して手続を進めることも可能である。しかしながら、大臣は、仮にJCSIを説得できなければ、当該命令は議会で否決される危険に晒されることとなる。そこで多くの場合に、大臣はJCSIの報告に応じて、問題点を指摘された命令については一旦撤回し、改めてJCSIの意向に則した修正案を再提出することで、JCSIと明示的な又は黙示的な合意を見出そうとする傾向にある*128。

確かに、政党規律が厳格である限りにおいて、下院の多数派を形成する政府は、自らの制定法的文書を下院で承認させることは、それほど困難ではないように思われるが、時に、下院においても、与党新人議員の反乱及び野党議員が、早朝動議や質問時間（question time）を通じて、政府案を余儀なく撤回させる場合もあり、また他方で、何よりも、上院は制定法的文書に絶対的拒否権を有するので楽観はできない状況がある。したがって、制定法的文書を作成する行政官僚たちは、JCSIからの指摘を回避するために、これまでの経験や過去にJCSIから指摘された類似の問題点をその報告書を通じて精査し、また、議会制定法の議事録を通じて授権法の趣旨を考慮する等、あらゆる可能な手段を通じてJCSIの意向を確認することで、たとえJCSIの指摘が取るに足りない些細な問題だとしても、制定法的文書がJCSIの審査を無事に通過することに万全を尽くしているのである*129。もっとも、行政官僚がそこまでJCSIの意向にそった運営を行うのは、その背景に、かかる制度上の手続的問題を超えて、議会に対する行政官僚の礼譲の精神が伝統的に存在している事実を指摘しておく必要がある。

以上の文脈において、JCSIを始めとする委員会審査は、各議院審議へのプレステージとして、制定法的文書の矯正を図る重要な局面と位置付けられている。事実上、議会は制定法的文書を否認する権限と機会を持ちながら、それを行使しない傾向にあるが、制定法的文書に関わる議会審査は、実際に否認するか否かは二義的な問題であって、何よりも、政府にその再考を促すことに意義があると言える*130。

結びにかえて

これまでに考察した通り、英国における委任立法統制の制度的有効性に関しては、実質的に、上院とその専門委員会JCSI、DPRRC、及びMSIsCの役割に負うところが大きい。そして上院における当該審査制度の有効性は、非公選機関であるがゆえに、世論や利益団体等の圧力から隔絶され、党派的影響も少なく、自らの「専門性」に基づいた審議を可能とする事情に支えられてきたのである。ところが、周知の如く、上院の組織及びその機能について、1997年Blair政権発足以来、抜本的な改革が目指され、すでに1999年上院法（House of Lords Act 1999）の成立によって、一部92名の世襲議員を除いて、その余の世襲議員は上院から排除されている。そして、現在も、その上院改革の過渡期にある*131。これまでに、上院改革に関しては、2000年に公表された上院改革王立委員会による報告書*132のほか、2002年及び2003年に公表された上院改革合同委員会（Joint Committee on House of Lords Reform）による報告書*133、2003年に公表された憲法問題省（Depart-

ment of Constitutional Affairs）による諮問書（consultation paper）*134等々に基づく議論の蓄積があり、これらの経緯に鑑みれば、上院の民主化は避けられない様相を呈している。事実、2005年の総選挙では、労働党・保守党・自由民主党の主要３政党がいずれもマニフェストでさらなる上院改革を掲げており、2006年に超党派による検討会議が設けられ、その後、2007年には当該検討会議の審議を踏まえた政府白書（white paper）*135が提示されている。そして、かかる政府白書で示された複数の上院構成案について*136、上下両院で自由投票が行われた結果、上院では選挙に拠らない100％任命制が支持されたが、下院では①100％公選制という案と②80％公選制と20％任命制という複合案が支持される結果となった*137。また、2009年７月に、Brown 政権は、残存する世襲議員の排除、上院議員の解職及び辞職手続について規定した「憲法改革・統治法案（Constitutional Reform and Governance Bill）」を下院へ提出し、現在も審議中である。さらに、2009年11月には、「憲法改革法案（Constitutional Reform Bill）」を上院に提出し審議中であるが、この法案成立から７年以内に、上院の規模・構成・任命又は選挙方法等につき、上院改革の選択案を下院が作成し、全国的国民投票にかけることを規定している。かかる経緯に鑑みるに、下院と上院による二院制が存続することに異論はないものの、その上院の構成について、残存する世襲議員の排除と上院を民主的機関へと再構成する方向性は時代の趨勢とも言えるであろう。今後、上院議員が公選制のもとに置かれれば、これまでの高度な専門性と識見に支えられた上院の合理的審議にも影響がある可能性は否めない。但し、英国は、上院の有り様について現在も模索中であり、上院自身も自らの位置づけを探っているが、これに関して、過去及び現在の英国社会では以下の共通認識があると言えるだろう。すなわち、そもそも上院の役割は、各国における歴史的経緯に基づき決定されるが、従前、英国の上院には、①法案の修正、②政府の責任確保、③政府政策の調査、④最高裁判所の構成、⑤憲法の保護という５つの主要な機能が認められてきた*138。現在、その中でも上院は、自ら「憲法の守護者（guardian of constitution）」としての位置づけを重視し、憲法規範の保持に強い関心を持っており、これを英国社会も承認する傾向にあることから*139、就中、政府に対する監督機能の一つとして、委任立法の審査機能に大きな後退はないと推察することは十分に可能である。いずれにせよ、上院改革については未だ不鮮明な点も多く、また、上記政府白書も最終的な改革案ではなく、英国社会の世論を喚起しコンセンサスを形成するためのものに過ぎず、最終的な上院の構成と役割については、全国的国民投票又はマニフェスト選挙を通じて、英国国民（有権者）自身が決定することになろう。そして、委任立法への議会統制の将来的方向性を見定めるにも、今後、この上院改革の動向を見守るほかない。

ここで翻って、我が国へと目を転じてみると、委任立法への議会統制に関する認識は極めて希薄といわざるを得ない。現在、委任立法への議会統制条項が設けられているのは、災害対策基本法106条のみである*140。もちろん、それは英国と比較して、我が国における委任立法問題が深刻でないことを意味するものでは決してない。例えば、2008年に成立した法律の数が98本であるのに対して、同年成立の行政立法（政省令等）の数は1665本であり、対法律数でほぼ17倍の規模である*141。また他方で、かかる量的問題にもまして深刻なのが質的問題である。我が国の議会立法は、概して委任事項が多すぎる上に、その委任の仕方が極めて包括的・白地的であるため、結果として、法律の内容は政省令と照合しなければ理解できない状況にある*142。これは立法権限の包括的白地委任に基づく質的問題である。これまで我が国の判例・学説は、「唯一の立法機関」（憲法41条）という国会の憲法的定位との整合を図る文脈から、議会から行政機関への立法権委任は、個別的具体的でなければならず、「一般的包括的白地委任」は許されないとの指標を掲げるのみであり、当該「一般的包括的白地委任」なる基準が如何なる要素から構成されるのか、その規範内容を具体化・明確化する作業の蓄積については極めて消極的であった*143。むしろ、かかる指標に基づき委任事項の許容範囲を精緻化する議論は、判例でも学説でもほとんど皆無であって、就中、最高裁は、常に抽象的かつ粗雑な論証によって、委任

立法の憲法適合性を肯定し、当該基準形骸化への途を歩んできたのが実情である*144。我が国の委任立法領域は、議会統制の不在及び司法統制の形骸化という事情から、事実上、行政の自由裁量という状況にあると評価せざるを得ない。

このような状況の中、たとえ現代行政における委任立法の不可避性を承認したとしても、それが議会制本来のあり様から逸脱するものである点への警戒心を希薄化させてはならない。かかる文脈において、英国議会における委任立法統制に向けた実践的な制度枠組は、我が国の委任立法論にも少なくない示唆を提供してくれるものである。就中、議会の制定法レベルで、過度な立法権委任の状況を審査・監督し、さらに、行政の委任立法レベルで、授権法との「手続的」整合性、及び「実体的」妥当性を審査する重層的な制度枠組は参考に値する。とはいえ、この点、英国では非公選制に基づく上院がその中心的役割を演じる特殊性に鑑みて、かかる法制度を我が国に導入することの有効性が疑問視されるかも知れない。しかしながら、委任立法への議会統制については、憲法上、2つの視座から検討する必要があることに留意しなければならない。まずは、「唯一の立法機関」という国会の憲法的定位に着目した「議会制民主主義」的視座、また他方で、議会の行政「統制」という文脈で、政府と議会相互の抑制・均衡に着目した「権力分立」的視座である。この前者の文脈において、憲法上、本来的に立法権限を有しないはずの行政が展開する委任立法過程に、議会の「決定」機能を留保し、その政策責任を明示的に議会へ帰属せしめることは、我が国の議会制民主主義にとって、必要最低限度の地平というべきである。たとえ如何なる理由があろうとも、「唯一の立法機関」性を所与のものとする限り、かかる地平の後退は許容されない。もっとも、実質的に行政の委任立法を「統制」するには、議会のより高次の問題意識と審議能力（質的担保）、さらに多くの議会の審議時間（量的担保）を要求することになる。確かに、かかる議会機能の改善が十分に見込めない中で、委任立法の審査制度改革のみに着手したとしても、その意義は限られているが*145、しかし、それを理由に前者の問題まで先送りにすることは、議会制民主主義を掲げた憲法規範から、決して許されるものではない。我が国でも、抑制しえない委任立法の拡大傾向を直視し、そして英国議会の実践的な制度設計に倣いつつ、憲法41条の実質化に向けて委任立法統制の制度改革を進めることは、もはや不可避の段階にあると認識しなければならない。

注

＊1　例えば、2008年4月から施行の大学設置基準では、人材養成像の公表を始め、人材養成像と整合性のあるカリキュラムや客観的かつ厳格な成績評価基準の明示とともに、組織的FD活動の実施を、各大学に義務として課している。これは、各大学の教育内容への干渉にこそ踏み込まないものの、その教学体制に相当程度の改変を迫るものである。本質的に、我が国の大学教育のあり方及びその基本方針そのものに関わる大事でありながら、それが国会が定める学校教育法の改正ではなく、文部科学大臣が定める大学設置基準の改正によって果たされている現状は、その結論の妥当性は別論としても、議会制民主主義という文脈において手続的に問題と言わざるを得ない。

＊2　HC Debates, 17th Feb. 1993, vol. 219 col. 319.

＊3　かかる委任立法への議会統制は、制度的には、英国の他にも、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、インドが保持しており、また、アメリカ合衆国でも1983年 *Chahda* 事件判決以降も事実上は議会の統制機能は維持されてきている。拙稿「合衆国連邦議会による行政統制－議会拒否権制度の運用をめぐって－」六甲台論集44巻3号61頁（1998年）参照。

＊4　Human Rights Act 1998, sec. 4.

なお、1998年人権法のもと、裁判所は、第二次立法についても同様の「不適合宣言」を下す権限を有している。

＊5　我が国では、order、rule及びregulationという用語を意識的に区別して使用していないが、英国ではDonoughmore委員会が、orderは大臣が執行権行使もしくは司法的又は準司法的決定を行う場合の用語として、ruleは手続的事項を規定する場合、他方、regulationは実体的法内容を規定する場合の用語として区別すべきとの見解を示している。*see* Donoughmore Committee, *Report of the Committee on Ministers' Powers*, at 64, Cmnd 4060 (1932). [hereinafter cited as *The Donoughmore Report*]. ; *see also* B. JONES & K.

THOMPSON, GARNER'S ADMINISTRATIVE LAW 80（8th ed. 1996）.

＊6　この点、「委任立法」という用語は、制定法的文書と同義であるが、これは講学上の概念であり、法令上は、1946年制定法的文書法の成立以降、「制定法的文書」という用語で統一されている。但し、現在でも、議会や政府の報告書等において、また、議会委員会の名称にも、「委任立法」という用語が使用されていることから、本稿では、両用語を文脈に応じて併用するものとする。

＊7　Statutory Instrument Act 1946, sec. 1.

＊8　A W BRADLEY & K D EWING, CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW 649（13th ed. 2003）.; J.D. Hayhurst & P. Wallington, *The Parliamentary Scrutiny of Delegated Legislation*, P.L. 1988, at 549.

＊9　国王布令（proclamation）とは、国王が枢密院（privy council）の助言を経て公布する立法形式を指称する。この1539年法はヘンリ８世の死後1547年に廃止されている。

＊10　BRADLEY & EWING, *supra* note 8, at 649.

＊11　EDWARD C PAGE, GOVERNING BY NUMBERS 21（2001）

＊12　Poor Law Amendment Act 1834, sec. 15.

＊13　PAGE, *supra* note 11, at 21-22.

＊14　*Id*., at 22.

＊15　*Id*., at 23.

＊16　Royal Commission on the Reform of the House of Lords, *A House for the Future*, para. 7.1（Growth in the number of Statutory Instruments since 1900）（Cm. 4534）（Jan. 2000）［hereinafter cited as *A House for the Future*］.

＊17　LORD HEWART, THE NEW DESPOTISM（1929）.

＊18　*The Donoughmore Report, supra* note 5, at 51-52.

＊19　地方的文書と一般的文書の区別は、1893年規則公開法で採用され、その後、1946年制定法的文書法でも継承されている。*see* Statutory Instruments Act 1946, sec. 8(1)(a), and Statutory Instruments Regulations 1947, reg. 4.

＊20　当該1946年法の制定を以て1893年規則公開法は廃止されている。なお、1946年法が施行されたのは、1948年１月１日以降である。

＊21　制定法的文書を議会が修正すべきではない合理的理由は明確ではないが、修正権を議会に認めた事例は極めて稀で、1850年から1962年の期間でわずか18件しか確認されていない。当該18件のリストは以下の報告書に掲載されている。*see* Joint Committee on Delegated Legislation, *Report*, HL 184/HC 475 of 1971-72, at 181.

＊22　M. ROBERTSON & T. ELIAS, DOD'S HANDBOOK OF HOUSE OF LORDS PROCEDURE, para. 11.5.6（2nd ed. 2006）［hereinafter cited as *DOD'S HANDBOOK OF LORDS*］.

＊23　*See, e.g.*, D. POLLARD et al., CONSTITUTIOANAL AND ADMINISTRATIVE LAW 253（4th ed. 2007）.

＊24　早朝動議（Early Day Motions）とは、議員であれば誰でも、（裁判）審理中の事項でないこと、議会用語（parliamentary words）を使用して250語以内で記載するという手続要件に則していれば、何らの案件についても、早い時間帯（early day）での議会審議が求められる制度をいう。この動議に賛同する議員は賛同署名をすることができる。*see* HILAIRE BARNETT, CONSTITUTION & ADMINISTRATIVE LAW 410-411（6th ed. 2006）.

＊25　POLLARD et al., *supra* note 23, at 253

＊26　Tim Ambler et. al., *Towards better scrutiny of regulation*, 18 Consumer Policy Review 16, 19（2008）.

＊27　*See Sessional Returns for 2007-08*, HC 1（Mar. 2009）.; *Sessional Returns for 2006-07*, HC 1（Jan. 2008）.

＊28　下院が発行する各年度の *Sessional Returns* から統計データを得た。

＊29　C. Morris & R. Malone, *Regulations Review in the New Zealand Parliament*, 4 Macquarie Law Journal 7, 14（2004）

＊30　この専門スタッフ８名の内訳は、法律顧問５名、事務官２名（上院及び下院から各々１名）、助手１名となっている。これだけの専門スタッフを抱える委員会は珍しい。

＊31　報告書の内容は、＜http : //www.parliament.uk/parliamentary_committees/joint_committee_on_statutory_instruments/joint_committee_on_statutory_instruments_reports_and_publications.cfm＞参照。

＊32　制定法的文書の技術審査にあたって、圧倒的多くは、JCSI の審査に委ねられており、例えば、1991-1992会期から1997-1998会期にかけて、SCSI に委ねられたのは全体の7.1％に過ぎない。*see* PAGE, *supra* note 11, at 158.

＊33　以下の制定法的文書が例外として除外される。

・2000年北アイルランド法に基づく枢密院令（Order in Council）
・1998年人権法に基づく人権救済令（human rights remedial orders）
・2001年規制改革法に基づく規制改革令（regulatory reform orders）

・1919年英国国教会法（Church of England Assembly Act 19191）に基づく英国国教会制定法（Church of England Measures）
・スコットランド政府又はウェールズ議会（Assembly）による制定法的文書
なお、租税等の下院にのみ審議権が与えられる事項については、JCSI所属の下院議員で構成されるSCSIが審査を行う。

＊34 Standing Orders of the House of Commons - Public Business No. 151.

＊35 Standing Orders of the House of Lords - Public Business No. 74.

＊36 *See* BRADLEY & EWING, *supra* note 8, at 659.

＊37 R. BLACKBURN & A. KENNON, PARLIAMENT : FUNCTIONS, PRACTICE AND PROCEDURES, para. 11.73 (2003).

＊38 *See Sessional Returns for session 2007-2008*, HC 1 (Mar. 2009). ; *see also* Joint Committee on Statutory Instruments, *Scrutinising Statutory Instruments : Departmental Returns*, HC 915/HL 139 of 2007-08 (July 2008).

＊39 *DOD'S HANDBOOK OF LORDS*, *supra* note 22, para. 11.4.5. ; BLACKBURN & KENNON, *supra* note 37, para. 6.165.

＊40 BLACKBURN & KENNON, *supra* note 37, para. 11.74.

＊41 *A House for the Future, supra* note 16.

＊42 この専門スタッフ4名の内訳は、政策アドバイザー2名、事務官1名（DPRRC兼務）、助手1名となっている。

＊43 Merits of Statutory Instruments Committee, *The Management of Secondary Legislation : follow-up*, H.L. 70 of 2007-08 (Mar. 2008).

＊44 但し、以下の制定法的文書は例外として除外される。
・2000年北アイルランド法に基づく枢密院令
・1998年人権法に基づく人権救済令
・2001年規制改革法に基づく規制改革令
・1919年英国国教会法に基づく英国国教会制定法

＊45 報告書の内容は、＜http : //www.parliament.uk/parliamentary _ committees / merits / merits _ reports _ and _ publications.cfm＞参照。

＊46 Standing Orders of the House of Commons - Public Business No. 118.

＊47 *See* PAUL EVANS, DOD'S HANDBOOK OF HOUSE OF COMMONS PROCEDURE, paras. 12.3.23-12.3.29 (7th ed. 2009) [hereinafter cited as *DOD'S HANDBOOK OF COMMONS*]).

＊48 *See* PAGE, *supra* note 11, at 168-169.

＊49 *See, e.g.*, Hayhurst & Wallington, *supra* note 8, at 550-51. ; *A House for the Future, supra* note 16, paras. 7.11-7.12.

＊50 英国では、大臣に議会制定法の修正や破棄を行う権限を授権する条項を、かつてテューダー朝時代に中央主権化を推進し絶対王政を確立した専制君主ヘンリ8世にちなんで、この様に呼称している。当該条項の利用は拡大傾向にあるが、従来、議会と政府の権限バランスを著しく損なうものとして「言語道断（egregious）」との強い批判を浴びてきた。*see* HEWART, *supra* note 17, at 53. 近年ではこの他に、1998年人権法第10条2項等がある。

＊51 2005年に内閣府（cabinet office）は、2001年法の運用に関わる諮問書を発表しており、その中で、①現行法はあまりに技術的側面の是正に偏っていること、②現行法の中核概念である「負担（burden）」の意味が複雑で適用困難であること、③現行政府権限への制約によって規制改革令の提案が過度に制限されていること、④議会審査手続が一律に採用され制定手続の柔軟性を欠いていること、⑤論争的ではない法律委員会（Law Commission）の勧告でさえ効率的に実施できていないこと、結果として、現行2001年法は当初の目的を達成し得ておらず、法改正が必要だと批判を展開した。そして、さらに迅速かつ効率的な規制改革を実現すべく、(1)第一次立法を改正又は廃止する政府権限を拡大する、(2)立法を簡素化する、及び(3)コモン・ローの改正も含めて非論争的な法律委員会の勧告を実施できるようにする等々に向けて、2001法改正を主張したのであった。*See* Cabinet Office, *A Bill for Better Regulation : Consultaion Document* (July 2005). ＜http : //www.berr.gov.uk/files/file44508.pdf＞

＊52 David Howarth, "*Who wants the Abolition of Parliament Bill?*", The Times, Feb. 21, 2006.

＊53 「負担」とは、(a) 財政負担（financial cost）、(b) 行政上の不便（administrative inconvenience）、(c) 効率性・生産性又は収益性に対する妨害（obstacle to efficiency, productivity or profitability）、(d) 合法的活動の遂行に影響する刑事上又はその他の制裁（sanction, criminal or otherwise, which affects the carrying on of any lawful activity）を指している。*see* Legislative and Regulatory Reform Act 2006, sec. 1 (3).

＊54 「規制原則」とは、(a) 規制活動が、透明性（transparent）、責任性（accountable）、均衡性（proportionate）、及び一貫性（consistent）をもって遂行されるべきであること、さらに (b) 規制活動は、当該

活動が必要とされる場合に限定してなされるべきであることを指している。*see id*., sec. 2 (3).

＊55　*See id*., sec. 13.

＊56　*See id*., sec. 14.

＊57　*See id*., secs. 15-18.

＊58　2006年法は、政府が法案成立後に無制約な命令制定権を得る目的で、2006年法自体の制約を破棄しないように、当該授権規定（第１部）の変更を認めていない。*see id*., sec. 8.

＊59　なお、ウェールズ議会の同意を得ない限り、ウェールズ統治法（Government of Wales Act 2006）やウェールズ議会による制定法に関わる条項を制定できない。*see id*., sec. 11.

＊60　英国議会では、議会に法案（bill）を提出する前に、政府が、その草案（draft bill）を提出し、合同委員会又は特別委員会による審査を受け、その報告内容を踏まえて、法案を作成・提出するという法案の事前審査手続が存在する。

＊61　*See* *Dod's Handbook Of Commons*, *supra* note 47, para. 12.4.11. ; *Dod's Handbook Of Lords*, *supra* note 22, paras. 11.7.6-11.7.10.

＊62　Blackburn & Kennon, *supra* note 37, para. 6.168. ; *Dod's Handbook Of Commons*, *supra* note 47, para. 12.4.11.

＊63　この専門スタッフ４名の内訳は、法律アドバイザー２名、事務官１名（MSIsC 兼務）、助手１名となっている。

＊64　*A House for the Future, supra* note 16, paras. 4.44-4.45.

＊65　Nicholas Baldwin, Parliament In The 21st Century 172-174 (2005).

＊66　*See* Human Rights Act 1998, sec. 10.

＊67　*See id*., sched. 2 (Remedial Orders).

＊68　2010年現在で、JCHR は、上下両院の議員12名（下院議員６名、上院議員６名）で構成され、専門スタッフ６名（事務官３名、調査官１名、補佐官１名、秘書１名）の補佐を受けている。JCHR の審査手続は、下院議事規則152条 B 及び上院議事規則73条に基づく。*See* Standing Orders of the House of Commons - Public Business No. 152B. ; Standing Orders of the House of Lords - Public Business No. 73.

＊69　*See supra* note 34 and 35.

＊70　House of Commons Information Office, *Church of England Measures*, Factsheets L 10 (Dec. 2008).

＊71　*Id*.

＊72　*See* Northern Ireland Act 1998, sched. 3 (Reserved matters).

＊73　*See id*., sec. 85 (1).

＊74　*Dod's Handbook Of Commons*, *supra* note 47, paras. 12.2.2-12.2.6.

＊75　*Dod's Handbook Of Lords*, *supra* note 22, paras. 11.9.1-11.9.6.

＊76　*See* Northern Ireland Act 1998, sec. 85 (7) (8).

＊77　Liaison Committee, First Report, *Shifting the Balance ; Select Committees and the Executive*, HC 300 of 1999-2000 (May 2000).

＊78　*A House for the Future, supra* note 16, paras. 7.7-7.14.

＊79　Hansard Society Commission, *Issues in Law Making - Briefing Paper 3 : Delegated Legislation* (Dec 2003).

＊80　Hansard　Society は、議会制民主主義の強化とその普及を目的として、1944年に設立された公益法人である。その中で Hansard Society Commission は、議会政治の多様な問題を調査研究し、多くの報告書を公表してきている。当該立法過程に関する調査研究には閣僚経験者である Rippon 卿（Lord Rippon）が委員長に当てられ、その報告書 *Making the Law* は英国の議会制研究に大きな影響を与えている。＜http : // www.hansard-society.org.uk/＞参照。

＊81　下院手続委員会は、公的議事（public business）に関する下院の実務及び手続の検討を行う特別委員会で、これまでに議事手続や立法過程の改革について多くの提言を行ってきている。＜http : //www. parliament . uk / parliamentary _ committees / procedure _ committee.cfm＞参照。

＊82　Hansard Society Commission, *Making the Law* (1993). ; Procedure Committee, Fourth Report, *Delegated Legislation*, HC 152 of 1995-1996 (June 1996) [hereinafter cited as *1996 Report*] ; First Report, *Delegated Legislation*, HC 48 of 1999-2000 (Mar. 2000) [hereinafter cited as *2000 Report*].

なお、下院手続委員会は、1996年に議会審査制度の改善に向けた提言を行ったが、その後も何らの政府対応がない実情を踏まえて、2000年に改めてほぼ同様の提言を行っている。そこで下院手続委員会報告については、1996年・2000年報告を併せて考察する。

＊83　Hansard Society Commission, *supra* note 82, paras. 158-162.

＊84　*Id*., paras. 251-252.

＊85　*Id*., paras. 261-270.

＊86　*Id*., paras. 368-369.

＊87　*Id*., paras. 370-371.
＊88　*Id*., paras. 372-376.
＊89　*Id*., paras. 377-379.
＊90　*Id*., para. 380.
＊91　*Id*., paras. 382-387.
＊92　*Id*., paras. 388-393.
＊93　*Id*., paras. 405-414.
＊94　*1996 Report, supra* note 82, para. 9. ; *2000 Report, supra* note 82, para. 20.
＊95　*1996 Report, supra* note 82, para. 18. ; *2000 Report, supra* note 82, para. 14.
＊96　*1996 Report, supra* note 82, paras. 42-43. ; *2000 Report, supra* note 82, paras. 17, 19.
＊97　*1996 Report, supra* note 82, para. 44.
＊98　*1996 Report, supra* note 82, paras. 19-20. ; *2000 Report, supra* note 82, para. 21.
＊99　*1996 Report, supra* note 82, paras. 23-27. ; *2000 Reprt, supra* note 82, para. 15.
＊100　*1996 Report, supra* note 82, paras. 28-32. ; *2000 Report, supra* note 82, para. 13.
＊101　*1996 Report, supra* note 82, paras. 33-34, 41. ; *2000 Report, supra* note 82, para. 14.
＊102　*1996 Report, supra* note 82, paras. 51-53. ; *2000 Report, supra* note 82, para. 18.
＊103　Blair 政権は、1999年上院法の成立以降、第２次上院改革を遂行する目的で、当該上院改革王立委員会を設置し、元保守党の院内総務であった Wakeham 卿（Lord Wakeham）を委員長に据えて、将来的な上院の役割・機能・構成等について検討させた。その後、2000年の報告書で132項目に及ぶ提言を行っており、その中で委任立法統制に関わる事項にも言及している。別名 Wakeham 委員会とも呼称される。
＊104　Procedure Committee, *Delegated Legislation : Proposals for a Sifting Committee, the Government's Response to the Committee's First Report*, HC 684 of 2002-03（May 2003）.
＊105　＜http : //www.parliament.uk/parliamentary_committees/merits.cfm＞参照。
＊106　もっとも、政権交代可能な二大政党制のもとでは、時の政府があまりに広範な権限委任を実現すると、仮に次の選挙で政権が交代した場合に、それが自らを窮地に追い込む危険性があるため、軽々に広範な権限委任を行うべきではないという認識が、事実上の制約として存在している。
＊107　*See* Vernon Bogdanor et al., The British Constitution In The Twentieth Century 223（2004）.
＊108　Hansard Society Commission, *supra* note 82, para. 286.
＊109　Bradley & Ewing, *supra* note 8, at 650 n. 12.
＊110　大委員会は、本会議以外での審議に利用され、通常、大規模な Moses　Room で開催される。当該委員会の特徴は、議員であれば誰でも参加及び審議することができる一方で、採決（division）が行われない点にある。本会議の様に形式張らず自由な討議が行える点に長所がある。なお、下院の大委員会（Grand Committee）とは意義も制度も異なる。
＊111　*Dod's Handbook Of Lords*, *supra* note 22, paras. 11.5.1-11.5.4, 11.6.1-11.6.6.
＊112　*See id*., para. 2.1.2（Figure 4 The Work of the House）. ; *A House for the Future*, *supra* note 16, para. 7.12.
　ちなみに、上院では、全審議時間の55％を法案審議に、40％を大臣質問等を通じた政府監督に配分している。
＊113　Page, *supra* note 11, at 168.
＊114　*Id.,* at 169（Table 8.3 Prayers and debates 1992-1998）
＊115　*Id.*
＊116　Parliament Act 1911, sec. 1（2）.
＊117　*See id*., sec. 2. ; Parliament Act 1949, sec. 1.
＊118　Bradley & Ewing, *supra* note 8, at 658.
＊119　Blackburn & Kennon, *supra* note 37, para. 12.161.
＊120　See Joint committee on Conventions, *Conventions of the UK Parliament*, HC 1212-1/HL 265-1 of 2005-06, paras. 227-234（Nov. 2006）.
＊121　*A House for the Future*, *supra* note 16, paras. 7.31-7.37.
＊122　Page, *supra* note 11, at 157.
＊123　*See supra* note 33.
＊124　下院議長顧問（Speaker's　Counsel）は、下院議長への法的助言者であり、下院事務部門内の法制局（Legal Services Office）の長である。下院法制局は、議長や下院各種委員会に対して法的助言を行う機関である。
＊125　Page, *supra* note 11, at 158-160.
＊126　Joint Committee on Statutory Instruments, *Scrutinising Statutory Instruments : Departmental Returns, 2008*, HL 136/HC 884 of 2008-09, para. 1（July 2009）.
＊127　Page, *supra* note 11, at 161-162. ; *see also* Mark Elliott et al, Administrative Law 236（3rd ed. 2005）.
＊128　Page, *supra* note 11, at 161-162.

＊129　*See id*., at 163-164. ; Jones & Thompson, *supra* note 5, at 90.

＊130　Ambler et. al., *supra* note 26, at 20.

＊131　上院改革に関わる従前の動向については、Lucinda Maer, *House of Lords Reform : the 2008 White Paper and recent developments*, Standard Note（SN/PC/05135), House of Commons Library（Aug. 2009). 参照。また、上院改革に関わる議論の現状については、Ministry of Justice, *An Elected Second Chamber : Further Reform of the House of Lords*（Cm 7438）（July 2008). 参照。邦語文献として、大曲薫「イギリスの二院制と上院改革の現状」レファレンス2009年９月号37頁、田中嘉彦「英国ブレア政権下の貴族院改革－第二院の構成と機能－」一橋法学第８巻第１号221頁（2009年)、柳井健一「ニュー・レイバーと貴族院改革」松井幸夫編著『変化するイギリス憲法』93頁（敬文堂、2005年）参照。

＊132　*A House for the Future, supra* note 16.

＊133　Joint Committee on House of Lords Reform, First Report, *House of Lords Reform*, HL 17/HC 171 of 2002-03（Dec. 2002). ; Second Report, *House of Lords Reform*, HL 97/HC 668 of 2002-03（May 2003).

＊134　Department for Constitutional Affairs, *Constitutional Reform : Next Steps for the House of Lords*（CP 14/03)（Sept. 2003).

＊135　White Paper on House of Lords Reform（Cm 7027)（Feb. 2007).

＊136　政府白書に基づく構成案には、①100％任命制、②20％公選・80％任命制、③40％公選・60％任命制、④50％公選・50％任命制、⑤60％公選・40％任命制、⑥80％公選・20％任命制、⑦100％公選制という７つの選択肢が提示された。

＊137　なお、2003年にも同様の自由投票が行われたが、その際には、上院で100％任命制が可決され、他方の下院では、すべての構成案が否決される結果に終わっている。

＊138　Emma Crewe, Lords Of Parliament : Manners, Rituals And Politics, 4-5（2005).

＊139　*See, e.g., A House for the Future, supra* note 16.

＊140　災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）では、第106条１項「内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その布告を発したことについて承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。」同２項「内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が災害緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。」と規定している。

そのほか、政府の意思決定について、議会の事後的承認を求める制度は、自衛隊法76条、国連平和維持活動協力法６条７項、周辺事態法５条、テロ対策特別措置法５条等の自衛隊活動への文民統制という文脈で採用されているが、委任立法への統制という文脈では、上記災害対策基本法があるのみである。

＊141　当該データは、法令解説資料総覧326巻（2009年）の別冊「平成20年法令索引」から集計した。

＊142　例えば、冒頭で取り上げた大学設置基準への委任に関しては、主として学校教育法３条で「文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準」とあるのみである。

＊143　ここで英国の判例傾向にも言及しておくと、我が国の場合、委任立法に対する司法統制には、まず授権法が日本国憲法との適合性を有するか（違憲性審査)、また委任立法が授権法からの委任範囲を逸脱せず適合性を有するか（違法性審査）の二通りの審査が行われるが、英国の場合、議会主権の伝統から、前者の違憲性審査は裁判所の管轄に属さず、裁判所の審査は専ら授権法との適合性審査に限られる。裁判所が委任立法の権限逸脱を審査する際には、制定法上の手続を遵守したかを対象とする手続的瑕疵の審査と、制定法上の授権範囲を逸脱していないかを対象とする実体的瑕疵の審査の二種類がある。1914年から1986年の期間で、裁判所が委任立法を無効とした事例は、実体的瑕疵に基づいた15件、また手続的瑕疵に基づいた３件を確認できるのみである。たとえ審査対象の委任立法が事前に議会審査を経ていたとしても、その事実は司法審査に影響を与えるものではないが、これまで裁判所は、委任立法の審査には消極的で違法との評価を出したがらない傾向があったと言える。Hayhurst & Wallington, *supra* note 8, at 568.

＊144　最高裁がこれまでに憲法適合性審査の文脈で個別具体的委任に基づかない政省令に対して積極的に無効と判示した事例は、昭和27年12月24日刑集６巻11号1346頁（火薬類取締法違反事件）のみで、かかる特殊な事例を除けば、国家公務員法102条１項による委任を一貫して合憲としてきた最高裁判例の傾向からみても（最大判昭和33・３・12刑集12巻３号501

頁、最一小判昭和33・５・１刑集12巻７号1272頁、最大判昭和49・11・６刑集28巻９号393頁他）、最高裁が「一般的包括的白地委任」の規範内容を具体化する努力をしてきたとは言い難い。またこれ以降も、判例上、当該基準の再構築は行われていない。

＊145　Hayhurst & Wallington, *supra* note 8, at 575.

※本稿に記載したH.P.アドレスは2010年３月時点のものである。

※本研究は科研費（課題番号19730031）の助成を受けたものである。

長野大学紀要　第32巻第１号　59―74頁　2010

グラムシの「実践の哲学」とヘゲモニー
―主体と客体の統一の論理―

A.Gramsci's "filosofia della prassi" and Hegemony
――a Theory of the Unity of Subjects and Objects――

黒　沢　惟　昭*
Nobuaki KUROSAWA

一　問題の所在

グラムシの「実践の哲学」の解明のためには、ラブリオーラ、クローチェ、ジェンティーレ、およびソレル、ブハーリンの哲学の理解、グラムシによるそれらの批判的摂取の検証が不可欠である。その用意はないので小論においては、ブハーリンに関してグラムシが遺した「ノート」（主としてQ10、Q11。『獄中ノート』の原典は、Antonio Gramsci, Quaderni del carcere,（a cura di）Valentino Gerratana, Torino. Einaudi, 1975.である。Qは「ノート」の略で、その次に原典節番号、ページを記した。なお、Aとあるのは一次稿、Bはその修正稿、Cは二次稿である。邦訳は、山崎功監修／代久二・藤沢道郎編集『グラムシ選集』合同出版、一九六一年、の訳文を主として用い、巻数とページを引用後に記した）を主な手がかりにして「実践の哲学」についての考察にとどめたい(1)。

以上の限定の下に、グラムシのブハーリン批判を結論的に叙べれば、外界の「客観的実在」を無批判にうけいれているということである(2)。この点をグラムシの章句で説明すれば次のようになろう。

「『世界の統一は、その物質性にある』、そしてこの物質性は哲学と自然科学との長い、手間のとれる発展によって証明ずみのものであるというエンゲルスの規定は、まさに正しい思想の萌芽をふくんでいる。なぜなら、客観的実在を立証するために歴史と人間とに依拠しているからである。客観的というのはつねに『人間的に客観的』ということであり、このことは『歴史的に主観的』ということと正確に対応しうることである。いいかえれば、客観的とは、『普遍的主観』を意味するであろう。人間は、一つの統一的文化体系のなかに歴史的に（傍線部の原文イタリック）統一された全人類にとって認識が現実的であるかぎりにおいて、客観的に認識するのである」（Q11§〈17〉C.pp. 1415－1416、②一八六頁、傍点引用者）

ここで留意すべき点は、「主観」「客観」という二項が、グラムシにおいては、人間の実践によって歴史的に統一されると捉えられていることである。具体的なグラムシの叙述を抽出してみよう。

「電気は歴史的に能動的である。たんなる自然力として（たとえば火災をひきおこす放電として）ではなくて、人間によって支配され、私的所有の対象である物質的生産諸力全体に組み入れられる生産の要素として、能動的なのである。抽象的な自然力（forza naturale astratta）としては、電気は、生産力になる以前にも存在していたが、それは歴史のなかで作用していなかったし、自然史における仮説的主題〈論拠〉（argomento）であっ

＊社会福祉学部教授

た（そして、だれも電気を意に介さず、知りもしなかったので、かつて電気は歴史的に『無』（《nulla》）であった）」（Q11§〈30〉C.pp. 1443－1444、②二一四頁、傍点引用者）

グラムシのいうところは明らかであろう。電気は科学的発見、さらにそれを人間の生活の便利さに役立てるという人間の歴史的実践によって、人間界に登場し、存在することになったのである。それ以前に「存在」したのは、たとえば稲妻（ふしぎな光るモノ）とか落雷（恐ろしいオト）であっても、「電気」ではなかったとグラムシはいうのである。（前引の「能動的」と「抽象的」の意味に注目されたい）

以上の主張はグラムシがしばしば援用するマルクスの「フォイエルバッハに関する第一テーゼ」―「これまでのすべての唯物論―フォイエルバッハのも含めて―の主要な欠陥は、対象、現実性、感性がただ客体あるいは直観の形式のもとでのみとらえられていて、人間の感性的な活動、実践としてとらえられず、主体的にとらえられていないことにある[3]」

―という「提言」と軌を一にするとみてよい。

ここから、ブハーリンの哲学は、「対象、現実性、感覚がただ客観あるいは直観の形式のもとでのみとらえられている」（前引のマルクスの章句―引用者）「形而上学的唯物論」（Q11§〈17〉C.p. 1416、②一八七頁）、あるいは「機械的な（俗流の）唯物論」（Q11§〈22〉C.p. 1425、②一七一頁）であるとグラムシは批判するのである。（ブハーリンは「能動的」と「抽象的」の差異に気付いていないという批判である）

つまり、グラムシの力点は、人間の認識活動を離れて（fuori di）、それなしに（senza）、物の存在は「無」（《nulla》）であるということであり、認識活動は、いわゆる哲学的思考だけでなく、歴史的な、間・主観的人間の実践に介在されているということである。したがって、いわゆる「客観的存在」はグラムシの用語でいえば、「人間的に客観的」「歴史的に主観的」「普遍的主観」と変換される。

そうであれば、グラムシの「実践の哲学」は物質と人間との関係を歴史的実践によって媒介し、「普遍的主観」を歴史的に生成することを核心とするものである。まずもって、このように理解することができる。

二　「実践の哲学」と『唯物論と経験批判論』

現代においてはこのグラムシの言説は多くの人々の受け容れるところかもしれない。だが、彼が生きた時代にはまちがいなく「異端」であった。いまもなお残存する「正統」派との差異を明らかにするためにレーニンの考え方との比較を試みよう。そのために以下内外の理説を援用させて頂く。

先に引証したグラムシの「電気」の例は、当時のレーニンが『唯物論と経験批判論』において言及した「アリザリン」の例を想起させるであろう。事実、イタリアのグラムシ研究者ルチアーノ・グルッピは、「かれ―グラムシ（引用者）―はブハーリンの史的唯物論にかんする試論を直接的には批判していますが、実際にかれの批判はレーニンの『唯物論と経験批判論』にたいする批判でもあります[4]」と叙べている。残念ながら、この指摘（レーニン批判）をグラムシ自身の章句で引証できないがもう一つの言説を参照しよう。

「この決して小さくはない書物（『唯物論と経験批判論』―引用者）の全体が実質上ただ一つのこと、すなわち、『物は人間の意識から独立して存在する』というテーゼの証明に捧げられているのに対応して、これら諸命題例の問題点も本質的にはアリザリン命題の問題点と同じものに帰一する[5]」と高橋洋児はレーニンの問題設定を明確にしたうえで次のような注目すべき見解を表明する。

「アリザリンは、科学的発見という形での生産行為つまり一つの実践的活動によってはじめてコールタール中にも存在することを得たのである。昨日の時点で存在していたのはアリザリン以外のどんなものであったとしても決してアリザリンではない。たかだか、アリザリン生産のための―『アリザリン』という物質的＝および認識生産物を得るための―材料（労働対象）でしかない。『たかだか』というのは、そうした材料であるということさえきょうになってはじめてわかったことであるからだ[6]」。ここで、「アリザリン」を「電気」に置き換えてみれば、先に引用したグラ

ムシの主張と一致している。高橋による一層整理された表現では次のようになる。

「物が現に存在するのは何らかの人間活動の生産物としてであり、少なくとも何らかの人間活動が営まれているさなかにおいてである。人間に対してこそ物は現に存在する。したがってそこには当然、意識の契機が介在している。そして物が現に存在する時には何らかの規定的な、特定の質をもつ物としてである。『人間の意識から独立して存在する物』は、実は、存在した物として事後的に遡及想定されるものでしかない。三つの事柄、すなわち物が現に存在すること、意識されること、規定的な物であることは、同じ一つのことの三側面をなしている」[7]（傍点は引用者）

この点に関して、前出のルチアーノ・グルッピも主体・客体の二項区分の視座から次のような説明を試みる。「もし客体と主体を実体化し、独立した自立実体に仕立てあげるならば、それは形而上学的操作をやっていることになるのだ、と。なぜなら、それは実体ではないものを実体に変えているからです。しかも二項の相対性ゆえに、これらは実体ではないのです。観念論者はただ主体のみを実体にまで高め、思惟を現実的全体の根拠に仕立てあげます。伝統的な唯物論はただ客体のみを実体にまで高め、主体の機能を抹消してしまいます。どちらも形而上学に落ち込み、自ら呪いの輪のなかにはまりこんでいます[8]」（傍点引用者）

さらに、以上の見解について廣松渉の説明を援用すれば次のように言い換えることができる。

「『所与』という特定種類の自存的なものが在るわけではありません」「『所与』というのはあくまで『所識』との相関的規定項なのであって、例えば、『内側―外側』という相関的規定において独立自存の『内側というもの』が存在しないのと同様、それ自身を独立に措定できるような『所与というもの』が実在しません」。「『所与を所識として覚知する』という関係的な規定態、この実在的過程を離れて〈所識なるもの〉が自存するわけではありません[9]」

要するに、旧来哲学にならって、主観（体）―客観（体）という区分を一応想定しても、それら二項を自存・実体化してはならず、両者の関係態の中でのみ、認識なり存在なりが成立するという謂である。この理説からいえば、レーニンは「客体のみを実体にまで高め」た「伝統的な唯物論」（グルッピ）ということになろう。因みに、前出の高橋は以下のように断定することに留意を促したい。

「レーニンは、認識契機なき存在を主張するという重罪を犯した。いわゆる反映論や模写説にあっては、何ら規定されないままの物自体が、認識されるか否かにかかわりなくつねに存在する。それは過去・現在を通じて恒存するもので、区別はただ、すでに認識されているかまだ認識されていないかという点にのみ存する。存在の超越性（Transzendenz）が主張されるわけである。そこでは『存在』論と『認識』論とは画然たる二段階を構成している。両者の前後序列は絶対的である。先ず存在する。しかる後に認識される。両者は即自的に関係づけられないで別々に切り離されている。すでに存在するものに対する認識の企てがなされてはじめて両者が関係づけられるのだという。だからそこでは、一時的にか永遠にか認識されないままの存在もあるわけである。だが、それが『存在』の名に値しないことは明白である[10]」（傍点引用者）

グラムシの言説に還ろう。彼も、一応主観―客観の〝二項区分法〟にしたがったが、それぞれの項を自存・実体的に立てるのではなく（グルッピ説）、二項を同時の契機（高橋・廣松説）として、認識・存在を捉えていたといえる。この点の〝傍証〟として以下にグラムシの章句を引用しよう。

「科学においても、人間のそとに現実、実在をもとめることは、実在を宗教的、形而上的に理解することであり、逆説としか思われぬ。人間なくして宇宙の実在になんの意味があるか。すべての科学は人間の必要、人間の生活、人間の活動とむすびついている。人間の活動はすべての価値の創造者であり、科学的価値の創造者でもある。この人間活動をはなれて『客観性』にどんな意味があるか？　もしそうしたことが言えるとしたら、それは混沌である。つまり無であり空虚である。なぜというに事実、人間が存在しないと想像すれば、言語も思想も想像できないからである。実践の哲学にとって、思惟を存在から、人間を自然か

ら、活動を物質から、主観を客観からひきはなすことはできない。このような分離をあえてするならば、あまたの宗教の一形態か無意味な抽象に転落する」（Q11§〈37〉C.p.1457、④二六九頁、傍点引用者）

次のグラムシの「発見」についての考え方も示唆に富む。

「科学が、これまで知られていない現実の『発見』であるとすれば、この現実はある意味で超越的なものとして考えられないであろうか？　ある『未知』のもの、したがって超越的なものがなお存在すると考えられないであろうか？　『創造』としての科学は、やがては、『政治』としてのそれを意味するのではなかろうか？」（Q15§〈10〉B.p.1766、④一七六頁）

看取されるように、科学を未知の存在の「発見」（まず存在し、しかるのちにそれを認知する）としてではなく、「創造」として捉えるグラムシの立場は、「存在」＝「認識」の関係的把握を明確に示している。それはまた、科学においても、人間の静的な受容（「発見」）ではなく、人間の実践的関与（「創造」）の宣揚であることは明らかである。

因みに、この点を現代の科学史家もわかり易い例で示している。

「『見る』ということは、人間＝バケツが外から流れ込む情報を受動的に受け取る、というようなものでなく、むしろ、人間の側のもっている『理解』の能力を駆使して能動的に何かを造り出す作業だということができます。……『人間の感覚と理解の力との協働作業によって能動的に造り出された所のあるもの』と考える方が至当ではないか(11)」（傍点引用者）。納得のできる説明である。

ただし、すでに引用した箇所であるが、グラムシの次の章句は留意されるべきである。

「抽象的な自然力としては（come forza naturale astratta…）」電気は、生産力になる以前にも存在していた……（I' lettricita esisteva anche prima della sua riduzione a forza produttiva…）」（Q11§〈30〉C.p.1443、②二一四頁、傍点引用者）。この章句の“astratta”と、その直後の、「電気は歴史的に『無』であった」という場合の“《nulla》”の関連をどう読むかということが問題である。

一つは、高橋にならっていえば、事後的に「存在していた」という謂に解される。レーニンが理論的に無意味と思われることをあえて主張した当時の事情（真意）を勘案すれば、観念論、つまり、「主体のみを実体にまで高め、思惟を現実全体の根拠に仕立てあげ」る（前掲グルッピ説）論敵の思考法に対して、物質の先位性、客観の契機を断固として強調したかったのだと推測される。しかし、当時の状況が捨象されてドグマ化されると逆に主体の契機が抹消され、悪名高き、「客観主義」に陥る。それはまた、安易に模写説、反映論への水門を開いた経緯はすでに周知のところである。グラムシが時として「観念論者」と批判される程に、主体の契機を強調した所以はこの水門への流れを阻止し、人間の主体性をこれまた断固として顕揚したかったのだと惟う。今日に至るもなお、レーニンの当時の状況を勘考することなく、ドグマを繰り返すことは全く無意味、否！有害である。

二つは、グラムシもまた自然、物質の“先位性”を認めていたと読むことができる。この場合には「存在」の内実が問われるであろう。たとえば、廣松渉は、「人々が日常“客観的実在性”だと思い込んでいるものは、認識主観から端的に独立自存するものではなく、フェノメナルな諸現相を統一的・整合的に説明しうべく認識論的に“構成”された所産にほかなりません(12)」というが、この「“客観的実在性”だと思い込んでいるもの」をグラムシは、“抽象的”存在と呼んだのである。あるいは、旧来の“二項区分法”を前提にしていえば、「認識論的に（構成）され」る以前の“素材”を“抽象的”ないし《無》（カッコに注意）としての「存在」といいたかったのではないか。この意味での限りグラムシは物質の先位性を認めていたということができる(13)。

以上二つが私の解釈である。

三　「実践の哲学」における「反映」の意味

自然科学的側面におけるグラムシの存在―認識の方法（「実践の哲学」）を社会認識・社会的実践に移して考察してみよう。

この際に、グラムシがしばしば援用するのはマ

ルクスの『経済学批判・序言』である。グラムシは次の章句に注意を喚起する。

「いかなる社会もその解決のために必要にして十分な諸条件がすでに存在しているか、すくなくとも生まれつつあるか発展しつつある課題しか提起しない……」（Q13§〈17〉C. p. 1579、①二九一頁）

それでは、この課題の生起を人間はどのように認識するのか。この点に関してグラムシは「道徳は、ある意味である目的をめざす意志の自由のための必要条件の探求およびそれら諸条件が存在していることの証明（しょうめい）となるであろう」（Q７§〈４〉B.p.855、②五〇頁、傍点引用者）という。つまり、上部構造の諸々の当為的主張から逆に土台の条件を認識するという謂である。この意味で、道徳的主張（より広くいえば、イデオロギー）はグラムシにとってきわめて重要性をおびることに留意を促したい。

さらにグラムシは、「上部構造の矛盾にみちた複合的な総体は生産の社会関係（土台―引用者）の総体の反映である」（Q８§〈182〉B.p.1051、①二九〇頁、傍点引用者）といい、同時に、人間がこの矛盾を意識するのは「イデオロギー」を「地盤として」（Q10§〈12〉B.p.1249、①二八九頁）であると叙べていることにとりわけ注目すべきである。これは、人間はイデオロギーを媒介としてしか「矛盾」を把握できないという謂であろう。前節で試みた私の解釈にしたがえば、まずもって、「土台」なり、そこの「矛盾」が自立自存的に成立していて、しかる後に、人間がイデオロギーを介在させて、「土台」の「矛盾」を意識するという風に、つまり段階的に解されてはならないのである。そうではなくて、人間の全歴史的実践の総括的表現であるイデオロギーが、「土台」ないし、そこにおける「矛盾」を成立（「存在」）させる一方の契機（前出のグルッピ流にいえば「主体」の要素）だということである。極論すれば、このイデオロギーなくしては「矛盾」自体が存在しない、というのが前引のグラムシの章句の含意である。

因みに、アルチュセールの「イデオロギーの再認」を援用すれば、人間は現実的生産関係の中に存在しているのであるが、「この現実的生産関係についての意識をもつのではなく、そうした意識に規定された意識でもって現実的生産関係を意識するのだ[14]」ということになるわけであるが、グラムシの場合には、「実在」とても「認識」（という人間の実践）を一方の契機としてのみ成立するのだということが眼目である。この点を重ねて強調しておきたい。

ところで、グラムシの章句中の「反映」（前引、傍点部分）は、「人間＝バケツが外から流れ込む情報を受動的に受け取る」（前引）というようなものではなく、また「決して得手勝手な虚構[15]ではなく、共同主観的な認証に支えられてはじめて『客観的実在性』が認められる」ということになる。このことをグラムシは次のように表現する。

「『経済学批判・序言』にふくまれている、人間はイデオロギーを地盤として構造の矛盾を意識するという命題は、認識論的価値をもった主張とみなされるべきであって、たんに心理的および道徳的なものとみなされてはならない」（Q10§〈12〉C.p.1249、②二八九頁、傍点引用者）

以上の「認識論的価値」については、すでに引用した廣松の説明のように、“客観的実在”だと思い込んでいるものもすでにフェノメナルな素材を予め認識論的に構成されたものだ、という意味である。

「構造と上部構造とは一つの歴史的ブロックを構成する[16]。すなわち、上部構造の矛盾にみちた複合的な総体は社会的生産諸関係の総体の反映である。そこから、全体性をおびたイデオロギーの体系だけが構造の諸矛盾を合理的に反映し、実践（praxis）の反転のための客観的諸条件の存在を表現しているということが導出される」（Q８§〈182〉B.p.1051、同上、ただし傍点引用者）

すなわち、「認識論的価値をもった主張」は「合理的反映」と相関関係になっているということに留意すべきである。

この場合の「合理的」の内実については後論することにして、「認識論的価値」に関わるグラムシの人間観を確かめておきたい。

グラムシが関係的人間観をマルクス（直接的には「フォイエルバッハ・テーゼ」）から継承した事情については別稿で論じたので[17]、ここでは次

のグラムシの章句に注目したい。

「しかし、客観的諸条件の存在、あるいは可能性ないし自由は、まだ十分ではない。“それを認識し”自分に役立てようとするすべを得ることが必要なのである。すなわち、自分に役立てようと欲することである。この意味で人間は、具体的意志、すなわち抽象的欲求の具体的な適用、もしくは、このような意思を実現する具体的諸手段をもつ生命的衝動（impulso vitale）である。固有の人格性は、次のようにして創りだされる。すなわち、（１）自己の生命的衝動すなわち意志にたいして特定の具体的な（「合理的」な）方向を与え、（２）このような意志を具体的な特定の非恣意的な意思とする手段を確定することによって、（３）この意志を実現する具体的諸条件の総体を、自己の力量の限界の範囲内でもまたもっとも実り多い形態に変更することに寄与することによって、である。人間は純個人的・主観的な諸要素と、個人が能動的に関係するまさしく客観的ないし物質的な集団（massa）の諸要素との歴史的ブロックとして考えられるべきである。外界を、全般的諸関係を変革することは、自己の力を増すこと、自己を発達させることを意味する。論理的『改善』が純個人的であるとすることは、錯覚であり誤謬である。個性の構成諸要素の総合が『個性的』なのであって、この総合は、外的諸関係を変更する、対自然の諸活動から生をとりまくさまざまの社会的諸次元におけるさまざまの程度における対他者の諸活動、人類全体を包含する最大の関係にまでおよぶ外部にむけての諸活動がなくては、実現せずまた発達しない。したがって、人間は本質的に『政治的〔politica〕であるということができる。というのは、意識的に他の人間を変え〔trasformare〕指導〔dirigere〕しようとする活動が、彼の『人間性（umanit？）』、彼の『人間的本質〔natura　umana〕』を実現するからである』（Q10〈48〉B.pp.1337－1338、傍点引用者、この部分は合同版『選集』に邦訳はないので、注（19）の鈴木論文中の訳文を参照した。同氏の御教示を誌して御礼申し述べる）

関係的に人間を捉えるグラムシ独自の表現である「歴史的ブロック」としての人間という規定はやや静的、抽象的印象を与えるのに対して、ここで強調される「生命衝動」「政治的」という人間の本質規定は動的かつ具体的であって、マルクスの『経済学・哲学草稿』中の「苦悩（ライデンド）」しかつ「情熱的（ライデンシャフトリヒ）」な存在としての人間の定義を想起させる。

したがって、前出の「反映」との関連でいえば、それは個々人が生活（土台）の諸条件の制約をうけながら、外的諸条件を、自分に役立てようとする目的的・生命的かつ情熱的、衝動なのである。しかしそれが単に恣意的なものであればそれぞれの恣意が衝突し、終には目的を達することはできない。したがって同時に他者の生命的欲求を考慮にいれて己のそれとを調整することが必要となる。極論すれば、「人類全体を包含する最大の関係」（前引）への配慮が求められるのである。この点に関する次の指摘も重要である。

「各個人が変えることのできるものは、各個人の力に相応して、確かに小さなものであるといえよう。だが、このことが真実なのは、ある点までである。なぜなら、個人は、同様の変更を望むすべての人々と協働すること（associarsi）ができ、またこの変更が合理的なものであれば、自己の数を何層倍にも増大させ、はじめてみたときに可能と思われたよりもはるかに根本的な変更をかちとることができるからである」（Q10§〈54〉B. p. 1346、①二七五―二七六頁、傍点引用者）

以上の章句にみるように、個々人の生命衝動に基づく生存のための、目的活動の合理性は対他者（類的）関係を配慮することによって、同時に価値性をおびることになる。したがって、グラムシのいう「反映」は決して、土台の「客観的」矛盾の受動的反映・模写ではなく、主体による認識論的再構成を前提するものであり、その結果としてまさしく「認識論的価値をもった主張」なのである。

四　「カタルシス」と「合理性」

グラムシの主観―客観に関してはグラムシの「カタルシス」[18]についての考え方を援用するとわかり易いであろう。グラムシの定義では次のようになる。

「たんなる経済的（あるいは利己的・情欲的）な契機から倫理的・政治的契機への移行、いいか

えれば、人びとの意識において構造を上部構造にまで仕上げることを表わすために「カタルシス」という用語を使うことができる。このことは「客観的なものから主観的なものへ」、また「必然から自由へ」の移行を意味する」（Q10§〈6〉C.p.1244、①二九〇頁）。この点を民衆の意識について例証すれば次のようになる。

グラムシは、「民衆は哲学についてどんな観念をいだいているか」と問い、そこには次の二側面があることを指摘する。一つは「諦めと忍耐とへの暗黙の誘い」であり、二つはそれとは反対に―これこそ重要な点であるが―「反省的な考察への誘い、生起していることが根本においては合理的であり、そのようなものとして、自分の理性的な力を集中して、本能的な激烈な行動にひきずりこまれるままにならないで、その出来事と対決しなければならないと自分にいいきかせることへの誘い」（Q11§〈12〉C.p.1380、①二四一頁）である。この二つの側面に「動物的な、自然力としての情熱を必然性という考え方のなかに止揚して自分自身の行動を意識的に指導するというきわめて正確な意味をもっている」。このようにみることができるのであり、これこそ「常識のなかの健全な核であり、まさに『良識』とよぶことのできる」もの、つまり、「発展させて統一的な首尾一貫したものとされるに値する」（Q11§〈12〉C.p.1380、①二一二頁、傍点引用者）ものであるとグラムシは説く。

如上の移行の局面が、もともとは「ギリシア悲劇」や「精神分析」において「浄化」と訳される「カタルシス」のグラムシ的解釈である。識者による次の説明がわかり易い。

「それは、生命的衝動の激烈さとの『対決』という心理的体験を通じて、たんに個人的・主観的なものであった衝動が恣意性を克服して客観性を獲得することにより、主観的意識じたいが主観となった客観となり、また必然性が自由（内発的意志）に変わる局面である。換言すれば、そこにおいて、行為者の価値観と行動原理が変わり、行為の『主観的な意味づけ』の次元（主観の境位）が変わる局面である。だから、単に心理的道徳的変化だけでなく、思考と認識の様式が変化する[19]」（傍点は引用者）。この場合に、いわゆる「土台」との相関関係からいって、思考と認識の様式が変化すれば当然にそれに応じて、経済行為の様式も変化するのであり、グラムシのいう、「構造と上部構造」を統一した「歴史的ブロック」（Q8§〈182〉B.p.1051、①二八九頁）もまた変容することになる。以上の考察からいえば、「カタルシス」と関連してグラムシが次のように叙べることも首肯できるであろう。

「構造は、人間をおしつぶし、人間をみずからのうちに同化し、人間を受動的ならしめる外部の力から、自由の手段に、新しい倫理的・政治的形式をつくりだすための道具に、新しい自発性の原泉に転化する」（Q10§〈6〉C.p.1244、①二九〇頁）。この意味で、「カタルシス」の契機の定義は、「実践の哲学全体の出発点となる」（Q10§〈6〉C.p.1244、同）のである。

ところでこの「カタルシス」の「合理性」はどのように証明されるのか。グラムシによれば、それは人間の歴史的実践だということになる。この点に関する彼の見解は次のようである。

はじめは一人の人間ないし少数グループによって「カタルシス」は遂行される。しかし、「その意志というのは歴史的客観的必然性に照応するかぎりにおいて実現される。すなわち、それが、前進的に実現されるときに、普遍的な歴史そのものであるかぎりにおいて、合理的であって、『恣意的』でない意志のことである」「この意志ははじめは一人の個人によって表現されたとしても、それの合理性は、それが多数の人びとによって迎えられるという事実、すなわち、その意志が一つの文化、一つの『良識』、その構造に照応する一つの倫理をもった一つの世界観となるという事実によって裏書きされる」（Q11§〈59〉B.p.1458、①二六五頁、傍点引用者）

以上の考察によって、グラムシの「実践の哲学」においては、「客観的」というのは自然科学の分野におけると同様、社会認識、社会的実践の領域においても旧来哲学の「主観」と離れたところに自立・自存的に想定されるものではなく、「主観」との統一態としてしか考えられないものなのである。グラムシが「客観的というのはつねに『人間的に客観的』ということ」（Q11§〈17〉C.p.1415、②一八六頁）であると主張する

のはこのような意味なのである。

そしてこの「主観」の内実はすでにみたグラムシの人間観からいえば、端的に「意志」と規定することができよう。「問題を『歴史主義的』に提起し、同時に哲学の基底に『意志』（結局は実践的あるいは政治的活動）をおかなければならない」（Q11§〈59〉C.p.1485、①二六五頁）のである。だが、この「意志」は「合理的」でなければ「人間的客観」に転化しえない。

それではこの「合理性」はなににによって保障されるのか。それは、前引の如く、「歴史的客観的必然性に照応するかぎり」（傍点引用者）においてある。

ここで注目すべきは「照応」であって、旧来哲学のように、「必然性」が意志の、あるいは「合理性」の「原因」とは規定されていないことである。そうではなくて、意志が次々と合成（「集団意志」）されて新しい歴史を創造する推進体となっていくときに、はじめてそれが恣意的ではない「合理的」であること、つまり「必然的」であることが確証されるのである。まさに、客観＝歴史的主観とグラムシが説く所以である。したがって、それまでは、自明なもの、究極的な規定因などは一切ないのである。存在するもの、自明なものは、一定の存在に拘束された人間の、人間集団の未来への投企する意志だけである。このように断言してもよいだろう。

ところで「合理性」の根拠、つまり「多数の人びとによって迎えられる」根拠は何に求めるべきか。それは端的に「最大限の功利主義」つまり、「人々の生活観を拡大し、生活そのものを最高位におく（発展させる）ために、人々に『有用な』ものであるか、をみることにかかっているのだ」（Q15§〈10〉B.p.1766、④一七頁）とグラムシは叙べる。

ここに読み取れるように、グラムシは旧来哲学における「客観」「歴史的必然」を神の意志や人間の観想（観念論）に求めたのではもちろんなく、また、人間の意思の「背後」にあるとされる「究極的原因」（唯物論的弁証法）に求めるのでもなく、あくまでも人間の現実生活との関係において捉えようとする。次の章句はこの立場を一層明確に表明している。

「一つのイデオロギーにたいし大衆が同意するか同意しないかこそ、思考様式の合理性と歴史性に対する批判の現実性が確証される仕方である[20]」（Q11§〈12〉C.p.1393、①二五八頁）

五　大衆の合理主義とヘゲモニー

これまでの考察は社会的矛盾、対立、闘争という歴史的具体性をいったん捨象してきたが、グラムシの眼前の事実はまさに階級分裂の社会であった。歴史もまた「支配・被支配の歴史」にほかならないとすれば、彼のいう「合理性」ないし「非合理」は社会諸集団間の力関係、闘争によって決定されるということにならざるを得ない。この点に関するグラムシの見解を確かめておこう。

「ここで非合理というのは、つぎのような意味である。すなわち、非合理は結局は勝利できないものであり、実効ある歴史とされないものなのだが、しかし、必然的に合理的なものとむすびついており、その分つことのできない一モメントをなしているから、その意味で、現実には、非合理もまた合理的なのである。また歴史のなかでは、いつでも一般的なものが勝利するのではあるが、『特殊なもの』もまた自己貫徹のたたかいをおこなうし、その上結局のところは、一般的なもののある一定の発展を規定する点では、『特殊なもの』といえども自己を貫徹するのである。ただ近代史においては、『特殊的』ということばは、……たんなる個人の利害をさすものではもはやない。近代史では、歴史的―政治的『個』とは『生物学的』固体のことではなくて、社会集団のことだからである。闘争とその成果だけが―成果といっても直接的結果のことではなく、永続的勝利として現れる成果のことだが―なにが合理的でなにが非合理的であるかも決めるのだ。なにが勝利するに『値する』ものかを決めるのだ。なぜなら、闘争だけが、過去を主体的に継承し、超克するからである」（Q６§〈10〉B.pp.689―690、⑥七〇―七一頁、傍点引用者）

注目すべきは「合理」「非合理」の関係についてのグラムシの捉え方である。たしかに、歴史のなかでは、「合理と非合理のたたかいが、一瞬のやすみもなくつづけられる」（Q６§〈10〉B.p.689、⑥七〇頁）が、「支配集団にとって合理的な

ものは、被支配集団にとっては合理的でない」のである。しかし、グラムシはそれを単純には否定しない。なぜなら、そこにも「合理的な」契機が存在しているからだ（「その意味で、現実には、非合理もまた合理的なのである」〈Q６§〈10〉B.p.689、⑥七〇頁）。つまりそれが「過去を主体的に継承し、超克する」（前引）ものであった限りそこにも「必然性と、ある有用な結果を得るための最小限の努力とに照応した、一つの『合理的』な順応主義（conformismo）がある(21)」（Q14§〈61〉B.p.1719－1720、③二三五頁）。その限り「大衆の同意」があるということなのだ。この「大衆の同意」に基づいて、支配集団はそこに属する知識人を総動員しつつ、長期に及んで、自らの特殊「合理性」«razionale»を社会全体に普及させていく。それは言語を含む文化、思考・行動様式、さらに社会的慣習とさえ化して、歴史性が忘れられあたかも永遠なる普遍性をもつものであるかのように映るまでに一般化している。そればかりではなく、時代の経済的「構造」に適合した思考・行動のパターンとも結びついて、土台と上部構造を統一する「歴史的ブロック」を等質化し、支配集団のヘゲモニーを確立していく。この点についてグラムシの以下の章句を参照すべきである。

「自由な選択はつねに存在する。それは、特定の倫理―政治的雰囲気のなかで個人や個々の大集群が等質化するかぎりで、この大集群に同じ方向を与える或る種の路線にそって行われるのである。だから、すべての意思が同じしかたで作用するとはいえない。むしろ、個人の恣意は多様で複雑をきわめるが、等質的な部分が優位を占め、『法則を強いる』のだ。だがもし恣意が一般化されるようならば、それはもはや恣意ではなく、『自己運動』の基礎の移動であり、新しい合理性である。自己運動は合理性にほかならないが、『自己運動』という言葉のなかには、概念からすべての思弁的光暈をはぎとろうというこころみがある」（Q10§〈８〉B.p.1246、④三〇三頁）

このようなわけで、「合理主義」はつねに存在したことを認めざるをえないが、変革の立場からいえば、「真の、真に機能的合理主義が論じられているのか、それとも恣意行為が論じられているのか」「そこにすべてがかかっているのだ」（Q14§〈65〉B.p.1725、③二三八頁）ということになる。

グラムシはこの識別の基準を「大衆の同意と不同意」に求めるのであるが「順応主義」に陥っている一般大衆に直接的にそれを期待するのは現実的に不可能である。このことはすでに叙べたところからも了解できよう。

大衆の実情の一端を「世界観」に関してみれば、多くは「批判的な首尾一貫したものではなくて、場あたりの、統一のないばらばらなもの」であるため、その人格は「奇怪な混合物」（Q11§〈12〉C.p.1376、①二三六頁）になっている。また「克服されてしまった過去の諸問題のために仕上げられた思想」をもっている場合には、「現在をどうして思考することができようか」（Q11§〈12〉C.p.1377、①二三七頁）とグラムシは反問する。要するに、階級の支配下にある大衆の世界観は分裂状況にあるのだ。つまり、一つは「言葉のうえで肯定されるもの」であり、他は「実際の行動において実現されるもの」であって、「思考」と「行動」（Q11§〈12〉C.p.1379、①二四〇頁）への世界観の分裂である。「知的な屈服と従属とのゆえに、自分のものではない世界観を他の集団から借りて、それを言葉の上だけで肯定し、また世界観を奉じていると信じているということ」（Q11§〈12〉C.p.1379同）である（したがって、グラムシが続いて「世界観の選択と批判もまた一つの政治事実である」（Q11§〈12〉C.p.1379、同）と主張することも首肯できよう。

そこで、「真の、真に機能的な合理主義」を大衆が掴みとること、そのために、分裂した大衆の「世界観」（常識）を「一〇〇パーセント等質的な社会集団が形成される」ような「全体性をおびたイデオロギーの体系」（Q８§〈182〉B.p.1051、前引）＝世界観で置き換えること。というより「練りあげられる」（Q23§〈51〉C.p.2245、③二八〇頁）ことが必要となる。この際の大衆＝「つつましい人々」（Q23§〈51〉C.p.2245、③二八〇頁）と「ある程度、首尾一貫して体系的な現実的意識、明確な断固たる意志となっている」（Q11§〈12〉C.p.1387、①二五一頁）知識人との関係についての、これまたグラムシ独自の関係

〈論〉的把握は別稿[22]で詳しく論じたので、ここでは、両者の媒介項である「世界観」に若干言及して小論を閉じたい。

「練りあげられる」べき「世界観」は「実践の哲学」といってよいのであるが、グラムシは一方でそれは「あらゆる一面的かつ狂信的なイデオロギーの要素から解放された（あるいは解放されようと努めている）哲学であり、諸矛盾の完全な意識である」（Q１§〈62〉C.p.1487、②四二頁）という。しかし、同時に次のような指摘にも注目したい。

「もし実践の哲学もまた歴史的矛盾の表現であるとすれば、いや自覚的であるがゆえにその諸矛盾のもっとも完成した表現であるとすれば、それはただ「必然性」とむすびついているだけであって、『自由』とは結びついていない。『自由』は存在していないし、歴史的にいってもまだ存在することができないのである。それゆえ、もし諸矛盾が消滅するであろうとそれとなく論証されるなら、実践の哲学もまた消滅する。すなわち、止揚されるであろうと論証することになる。つまり、『自由』の王国においては、思想や諸観念はもはや矛盾および闘争の必然性を地盤として生まれることはできないであろう。現在のところでは、（実践の）哲学者はただこのような一般的主張をなしうるだけあって、それ以上にすすむことはできない」（Q11§〈62〉C.p.1488、②四三頁）

看取されるように、「実践の哲学」は現実の諸矛盾の「反映」なのであるから、人間がそれを媒介として「矛盾」の諸相を掴みとり、それを変化、消滅させることが眼目なのである。その変革のための人間の実践によって矛盾が変容すれば、その「反照」としての「実践の哲学」もまた変容するであろう。矛盾の消滅までこの相関・反転の関係はたまえなく続くのである。したがって「実践の哲学」はこの変革のための人間の実践から離れて、自立・自存的に存在するなどと考えることはできない。そうではなくて、矛盾の消滅まで繰り返される「反照」―「実践」の相互媒介的な関係それ自体が「実践の哲学」なのだということができよう。グラムシの思想をこのように解すれば、知識人―大衆を実体的に分離して、前者が真理としてのマルクス主義の世界観（「実践の哲学」）を後者に注入（「教授」といってもよい）するといった旧来の方式は根底的に批判されなくてはならないであろう。そうではなくて、以上のような「実践の哲学」をこのように実現しようとするヘゲモニー的実践が不可欠ということである。その営為によって全ての人が知識人になり、その結果新しい社会が生成されるとグラムシは志向したのである。

総括と追記

人間はイデオロギーを媒介として構造（土台）の矛盾を意識するのであるが、それは得手勝手なものではなく、合理的な反映でなければならない。

この合理性はなににによって証明されるか。それは人間の歴史的実践であるとグラムシはいう。はじめは一人の人間ないし少数グループの実践によって試みられるだろう。しかし、その意志というのは歴史的客観的必然性に「照応」するかぎりにおいて実現される。すなわち、それが、前進的に実現されるときに、合理的であることが確証されるのである。

ここで注目すべきは、「照応」であって必然性が合理性の原因とはされていないことである。つまり、実践への意志が次々と合成されて歴史を創造する主体となっていくときに、はじめてそれが、恣意的でない合理性であること、必然的であることが証明されるのである。まさに、客観とは歴史的主観であるとグラムシが説く所以である。

さらに、グラムシは合理性の根拠を（大衆の）「功利主義」、有用性つまり、生活の拡大に求める。こうしてグラムシは、客観性というものを神の意志や歴史的必然にではなく、人間の生活、より具体的には大衆の有用性に関わる生活の拡大、そのためのヘゲモニーの実践に求めたのである。これが「実践の哲学」の内実である。

追記

さらに、普遍的主観が成立するためには、従来のように哲学が形而上学に留まっていてはならず、大衆においても共同主観化されなくてはならない。そのためには、階級の支配下にある大衆の文化の革新が必要であり、それは階級支配に対す

る政治、経済闘争を当然に含むのである。つまり、「哲学」を形而上学的にのみ考えるわけにはいかないということである。

なお、このような哲学と政治（実践）に関しては、二十五歳のマルクスが『ヘーゲル法哲学批判・序説』で展開した次の有名な章句が想い起されるだろう。

「人間的解放の頭脳 Kops は哲学であり、人間的解放の心臓 Herz はプロレタリアートである」「哲学はプロレタリアートを止揚（アウフヘーベン）することなくしては自己を実現することができず、プロレタリアートは哲学を実現することなくしては自己をアウフヘーベンすることができない」（S.391）。

「批判の武器は武器の批判にとって代わることはできない。物質的なゲヴァルトは物質的なゲヴァルトによって打倒されなければならない。だが、しかし、理論も、それが大衆をつかむや否や、物質的なゲヴァルトになる」（S.385）

これらの件（くだり）は余りに著名であるので、殊更に解説の要はあるまい（私自身の解釈については、拙著『疎外と教育』新評論、一九八〇年第五章を参看願いたい。なお引用後のカッコ内の数字は MEW の頁数を示す）。レーニンもグラムシもこの発想を「導きの糸」にしたことはあらためていうまでもない。

ただし、この初期マルクスの「理論」と「実践」についての意味を敷衍された先学による以下の見解は小論にとっても大きく関係するところであるので長文をいとわず引用しておく。

「マルクスの場合、そして、これは誰しもそれ以上を叙述そのことにおいては期すことができない道理なのですが、存在命題から当為命題を形式論理的に導出・論定することはできませんし、理論的認識（それが当為命題を含む実践学的な命題であっても）における es と wir との一致、さらには、著者と読者の見解的一致が成立したとしても、そこから論理的に当為的実践が導かれるわけではありません」「人々が、もし、理論体系、叙述された文章内容を自存化させ、それが自己完結的に、その内部で、いわゆる“革命の必然性の論証”をおこなうことができ、一定の当為を論理必然的に論証・導出できると考えるとすれば、それは『著述』というものに対する一種の『物神崇拝』フェティシズムに陥っていることの一表白であります」「理論体系、思想の体系的叙述は、その著述内容の“外部”に立つ『著者』と『読者』との媒介体であって――これがしばしば著者にとって所期の Resultat をもたらすところから、その媒介性の構制を忘れて、人々はとかく著述を『物神化』する所以にもなりますが、自己完結的に、論証的“納得”や況んや当為的実践を“論理的に導来”するものではありません」「私どもは、叙述そのことの物神化を斥けつつ、著者と読者とのアクチュアルな関わり方（それには『叙示』の“知解”、『陳述』への肯・否的な“態度決定”、『呼掛』への“応接”といった契機が表現論の意味構造の場面で既に存立するのですが、ここでは立ち入りません）、これを自覚的には体系構成法に“繰り込む”かたちで勘案する次第でありますけれども、所期の実践は、“陳述的呼掛”に対する読者の側の“決意的応答”に俟ってはじめて起始します。理論体系の叙述は、それ自身が総じて、“一つの”呼掛でありまして――なるほど、叙述（理解）の展開過程が不断に著者と読者とのあいだの呼掛・応答という構制になっているにしても、著者に対して一つの総体的な応答がアクチュアルに返って来るのは、読者が“理解”の域を超えて現実的に反応する場面でのことでありますから、著者という人物と読者という人物とのあいだの“対話”的相関が（論述の逐次的“和解”という場面での“対話的進行”の域を超えて）顕現するのは、一つの著述、読者の反応、さらなる著述による開陳、という仕方でしか進行しないわけで――読者が所与の著述を或る種の仕方で受け留めて反応することにおいてのみ（著述を介した著者と読者とのこういうアクチュアルな“対話”的関わりにおいてのみ）、所期の実践が読者において発現する次第になります」「このさい、マルクス式に言えば『存在が意識を決定する』『存在が無意識をすら決定する』のであって、一定の読者における応答の在り方を予科することができます。すなわち、かくかくの社会的存在者にあっては、しかじかの理論的認識が確立すれば、しかじかの実践的条件が現前するかぎり、かくかくの実践を当の社会的存在者がおこなうで

あろうことを蓋然的に予期することができます。マルクスの理論的叙述は、それが現行世界の批判的叙述であり、この叙述自身が存在被拘束的に歴史的実践的な現実性に定位したものであることにも負うて、プロレタリアートという一定の社会的存在者に対しては彼の階級的対自化をもたらすものであり、そのことにおいて、所期の応答を惹起する“呼掛”の実を発揮するものとして自己規定されます。この自己規定がしかるべくして独善でないかぎりで、著者たるマルクスの理論的叙示という営為は所期の社会的・歴史的実践を現に招来いたします」「この条件が充たされることにおいて、哲学の実現的止揚＝止揚的実現という構想が現実のものとなる次第なのであります」（廣松渉『物象化論の構図』〈岩波書店、一九八三年〉二六〇～二六二頁。なお前出のマルクスの引用文は同書の訳文を借用した。丶傍点は原文、o傍点は引用者）。

なお、廣松は、右の論点、「著者」（für uns）と「読者」（für es）の関係を「対話」「対論」という形式において一層詳しく展開している（『弁証法の論理――弁証法における体系構成法』〈青土社、一九八〇年〉、とくに第十一信・十二信）。グラムシの「普遍的主観」の成立、そのための広い意味の“教育”研究について多くの示唆を与えてくれる。それを主題とする成稿は機会を改めたい。（完）

付記

小論は拙稿「グラムシの「実践の哲学」とヘゲモニー」（拙著『現代に生きるグラムシ・市民的ヘゲモニーの思想と現実』二〇〇七年、大月書店〈第Ⅲ部、第一章〉）を大幅に加筆修正し、新しく注を付し、サブタイトルも変えた稿であることを断っておきたい。

レーニン＝ボグダーノフの論争は新しい世界観を求める論争として今世紀にも大きな意義をもつ。校正の段階で、白井聡『世界史の転換点に、再び起ち上がる「レーニン」』（作品社、2010年）を読み、知的啓発を与えられた。本書を参考にして、如上の論争については稿を改めて論じたい。

【注】

(1) かつてグラムシの「実践の哲学」（flosofia della prassi）について我が国でもっとも精力的に論じたのは竹内良知である。主題的に論じた労作、『マルクス主義の哲学と人間』（盛田書店、一九六九年）、とくに、Ⅲ「グラムシの思想と伝統」五節「実践の哲学」六節「マルクス主義の三つの源泉についてのグラムシの見解――客観性および必然性の概念」に多くの教示を与えられた。他に同氏「現代とグラムシの哲学」（『社会運動№23、一九八二年二月）がある。同じく、報告をまとめたものであるがそれだけに最近の氏の見解をコンパクトに表わした「アントニオ・グラムシの実践の哲学について」（グラムシ研究国際シンポジウム報告『グラムシと現代』〈御茶の水書房、一九八八年〉所収）が好便である。「実践の哲学」は「マルクス主義の哲学」といってよいが、マルクスの哲学をめぐって諸多の解（改）釈があり、本文でも触れたところであるが、ブハーリンを主流とする第二インターの潮流も「マルクス主義」を標榜していたことはいうまでもない。マルクス死後百三〇年後の現在においても「マルクス」の哲学を名乗るものにも様々の見解があり、その明確な布置の構図を示すことは困難である。あえていえば、“人間の実践を離れて（なしに）「客観的実在」の存在を認めるか否か”に“主流”（“正当派”）と異端の分岐点があるのではないか。しかし、そうはいっても、「客観的実在」の内実が問われるであろうし、主観と客観を二元的に区分すること自体がすでに論議になるであろう。因みに竹内は次のようにいう。「グラムシによれば、人間は物理的世界の単なる構成部分にすぎないのではなく、現実は人間の外にある純粋に客観的な所与ではない。『現実はそれ自身で即自的かつ対自的に存在するのではなく、それを変革する人間たちとの歴史的関係において存在する』と彼（グラムシ――黒沢）は書いている。われわれが感性と理性とによって認識する世界はある程度人間の創造物であって、認識は外界の模写ではない。世界の個々の対象は『人間が実践的関心の故に区別した質』であって、人間的思惟は単なる反映ではない」（前掲『グラムシと現代』一三頁、傍点引用者）。私は以上の竹内の解釈に基本的に賛成するが、それにしても、「ある程度」とはどのような意味なのか不明である。さらに、この引用部分に竹内は「注」を付して「グラムシは物的自然の人間にたいする先在性を否定しているのではない」（同一八頁）といい、他方で、「グラムシは客観的実在が意識によって創造さ

れたものと言っているのではない」（同）ともいうが、両者の関係、統一については「別の機会に譲る」（同）としている。小論はこの点についての私の見解である。

なお、「実践の哲学」の形成の一端については次の論稿も参照されたい。Davidson, A ; Antonio Gramsci : Towards an Intellectual Biography（the Merlin Press Limited, 1977）とくに、Chapter III A Philophy of Praxis, pp. 94－157.

次の松田博の指摘も参考にした。

「……私がここで強調したいのは『哲学問題』にクローチェのみならずブハーリン『教程』の批判的検討が明確に位置付けられている点である。……校訂版のQ10、Q11を検討すると、その印象は逆転する。Q11を中心とする哲学関連ノートの中軸的テーマであることが明瞭となる。その内容はたんなるブハーリン個人の見解にたいする批判というより、ある時期までブハーリンがその代表とみなされてきた機械的・俗流唯物論の潮流にたいする根底的批判である。端的にいえば、それはブハーリン批判という迷彩色をほどこしたスターリン批判に他ならない。それはまた第三インター系の「公認教義」への「哲学」問題をも含む根本的批判の一定の到達点でもあり、かつ新たな考察・探求の出発点でもあった」（松田博『グラムシ研究の新展開・グラムシ像刷新のために』御茶の水書房、二〇〇三年、一七頁）

⑵　ここで、ブハーリン哲学の概要について識者による「解説」を以下に引用して読者の参考に供したい。「ニコライ・イワノヴィチ・ブハーリンの『史的唯物論の理論―マルクス主義社会学の一般的教科書』に盛り込まれた内容はたんにマルクス＝エンゲルスの言説の祖述だけにとどまらず、古くはエジプト、バビロン、ギリシア、ローマから、新しくは本書執筆中のロシアや西欧の第一次大戦直後のころまでおおい、地理的には日本、中国、インカ帝国までを含み、学問領域では、哲学、歴史、社会学、経済学、法学、芸術から天文、数学、物理、化学、医学にまでおよんでいる。そしてそれぞれの分野から得てきた諸事実を、一貫した理論のもとにまとめあげ、みごとな理論体系をうちたてている」（佐野勝隆・石川晃弘訳『ブハーリン・史的唯物論』青木書店、一九七四年、「解説」四一七頁）

なお、グラムシのブハーリンの「唯物論」の批判については、拙著『国家と道徳・教育―物象化事象を読む―（青弓社、一九八九年）の第三章、「存在」と「当為」の註（３）〈同書六八頁－七三頁〉を参照されたい。

⑶　Marx. K, Thesen über Feuerbach（1845）, in *MEW*, Bd. 3（松村一人訳『フォイエルバッハ論・付録』岩波書店、一九六〇年）八六頁。注⑴の松田の指摘も参照のこと。

⑷　Gruppi. L, *Il Concetto di Egemonia in Gramsci,* Riuniti, 1972.p.150. 大津真作訳『グラムシのヘゲモニー論』（合同出版、一九七九年）一七四頁。

⑸　高橋洋児「『物神性の解読』資本主義にとって人間とは何か」（勁草書房、一九八一年）八四頁。小論作成にあたって本書に多くの教示を与えられた。誌して御礼申し述べる。

⑹　同上、八五頁。

⑺　同上、九〇－九一頁。

⑻　注⑷原文 p. 148. 邦訳一七二頁。

⑼　廣松渉『新哲学入門』（岩波書店、一九八八年）五八頁。

⑽　注⑸九一頁。
ただし、レーニンは後に『哲学ノート』（一九二九年）において、「人間の意識（認識）は客観的世界を反映するだけでなく、それを創造しもする」（『哲学ノート』松村一人訳、岩波文庫、一九七五年、（上）二〇四－二〇五頁）と述べて哲学的立場を変えていったことも記しておきたい。ここでは、それについての検討は省略する。その経緯については次の書がエピソートを交えながら興味深く述べている。中沢新一『はじまりのレーニン』（岩波書店、一九九四年）

⑾　村上陽一郎『新しい科学論』（講談社、一九七九年）一六五頁。
「『事実』が『人の手で造り出された虚構』である、というのはいかにもふしぎなようですが、……『見る』という行為がそもそも、人間の側からの『造り出す』という作業を含んでいるとすれば、それは当然なことになるでしょう。『裸の事実』というのはむしろあり得ず、あるのはつねに、人間の側にある働きを媒介として『造り出された事実』であることになるからです」（村上陽一郎、前掲書一六六頁）。
次に、「事実」が以上のようであれば、「『客観性』ということも、主観を手がかりにせずには考えられないということである。村上氏も「『客観性』ということは、だれがいつどこで見ても（あるいは見なくてさえ）成立している、などという形ではあり得ない」（前掲書一七二～一七三頁）といわれ、さらに、「伝達能力の行き届く範囲のなかでのみ、何らかの『共通のもの』としてわかち合われる可能性がある

ことになりましょう。それが『客観性』の本質だといえるのではないでしょうか」（前掲書一七四頁、傍点引用者）といわれるように、人間の主観を離れたところに（「なしに」、といっても同じであろう）なにか「客観なるもの」があると考えることはできないということである。社会科学でも同様であろう。廣松の章句でいえば、「決して得手勝手な虚構ではなく、共同主観的な認承に支えられてはじめて『客観的実在性』が認められる」（廣松、前掲書一一〇頁）ということになる。グラムシの「人間的に客観的」「普遍的主観」とは如上のような意味であり、それが歴史的に形成する面でいえば、「歴史的に主観的」ということである。

⑿　注⑼一一〇頁。

⒀　ところで、本文中にみられるようにグラムシの立場は、人間のそとに（fuori di）または人間活動なしに（senza）物は実在しない、というのが眼目であるが、これについて以下の見解、批判もあることを紹介しておきたい。

竹村英輔は、fuori di を「はなれて」senza を「なくして」と訳しこの訳語を基に「グラムシが否定したのは、『外界』一般でなく、『超歴史的人間的』な外界で、二つの意味はけっして混同すべきものではない」（『グラムシの思想』青木書店、一九七五年、二二五頁）と主張する。しかし、氏が以上のように改訳（釈）しても、「『外界』一般」と『超歴史的超人間的』外界」との区別及び両者とグラムシ理論との関わり、つまり、グルッピ説、高橋説から推及されるグラムシの「外界」とどう関わるか私には理解できない。

北村実も、fuori　di と senza を竹村と同じように訳しながら、次のようにいう。「グラムシの主張は、つまるところ、『人間から離れて存在する実在』は考えられない、という一点に帰着するであろう。『人間から離れて存在する実在』は人間なしに認識できない、との論拠から、グラムシは『人間から離れて存在する実在』に疑いをなげかけているが、実在が人間から離れて存在しているということと、それが人間なしには認識されないということとは、次元のちがう問題であって、後者をもって前者を否定する論拠とすることはできない。人間によって認識されるのだから、人間を離れては存在しない、というのであれば、たとえば、海王星や冥王星は人間によって発見される以前から存在していたとはいえなくなろう」（「〈研究〉グラムシと唯物論」『前衛』No.568　一九八八年一〇月、傍点引用者）

この主張は、高橋洋児が批判するレーニン（『唯物論と経験批判論』）と全く同じ内容である。因みに、

竹村の如上の見解（と明記されていないがそう推定できる）に対して北村は、「グラムシのいう『人間から離れて』とレーニンのいう『われわれの意識の外に』とは同義ではないとの弁護論もあるようだが、そんなことはない」（同、傍点引用者）と否定し、「じつはこれは古くから哲学史上では議論されてきた論点であって、グラムシの見地は『存在するとは知覚されることである』（Esse est percipi）と主張したバークリーを想起させずにはおかない」（同）と断ずる。

以上の北村の主張に対しては本文の高橋のレーニン批判がそのままあてはまるであろう。

因みに、私が一〇余年まえに、ローマのグラムシ研究所でジュウゼッペ・ヴァッカ所長と会談した際にグラムシの見解をただしたところ、レーニンは『哲学ノート』において、『唯物論と経験批判論』の立場を批判的にのりこえたのだ、という謂を明言したことを記憶する。

⒁　古賀暹「グラムシとアルチュセール派―デミロヴイチの科学論をめぐって」（『現代の理論』No.247、現代の理論社、一九八八年三月号）。この点については注⑽の中沢新一の書も参考にされたい。

⒂　注⑼一一〇頁。

⒃　「歴史的ブロック」については付記に誌した拙著第Ⅲ部第二章の説明を参照されたい。

⒄　グラムシの「関係的人間観」については注⑯第三章を参照されたい。

⒅　因みに、カタルシス（Katharsis, catharsis）は、ハンディな辞典によれば、ギリシア悲劇に関するもので、「悲劇を見て恐怖や憐みの情緒を味わうことによって心中に積もっている過度のそうした情緒を消散させることが悲劇の目的だと解される」が、この心理的浄化の謂のようであり、さらに「精神分析」の用語としては、「精神障害の原因となったコンプレックスを再び強く体験させることによって、それを消散させ障害を除去する治療法、浄化法」ともいう（栗田賢三・古在由重『小辞典「哲学」』岩波書店、一九六〇年、八六頁）

残念ながら、この用語についてのグラムシ自身のより詳しい解釈を確かめ得ないが、この辞典の説明でその含意は概ね類推できるであろう。なお、識者による次の説明を参考にしたい。

「知性の神、狂気の神アポローンの贈り物であるカタルシスはソクラテスの、そして何といってもプ

ラトンの宝物であったと言わざるを得ない。プラトンの哲学はカタルシスの哲学である。ロゴスからイデアへの愛（エロース）の遍歴はカタルシスの物語である」「ロゴスからイデアへの旅が、なにゆえに、カタルシスなのだろうか。それは、それが死の演習であるからだ。ロゴスからイデアへの道は魂の肉体からの解放と分離に外ならないからである」。なぜなら、「ロゴスの世界は、私が実在の世界として構成した我々の世界であり、一方、イデアは、我々が世界を、実在の世界として、構成するとき、その実在を与える側への移行である。人間の世界から神々の世界への移行である。それは一つのロゴスの死であり、新しいロゴスの誕生であろう」。「この、一つのロゴス、一つの肉体の死と、新しいロゴス、新しい肉体の誕生、一つの世界の死と、一つの世界の誕生は、イデアからイデアへの遍歴であり、それは究極的なる善のイデアに至るまで繰り返されることになろう。ロゴスからイデアへの全ての遍歴は、究極的なるイデアとその展開であるロゴスの誕生へ向けての死の演習ということになろう」

つまり、ロゴスからイデアへの遍歴が演習であるならば、それは、「言葉の真なる意味において浄化、洗滌、排泄、選択ではなかろうか」「ロゴスからイデアへの遍歴は、当り前のものとしてロゴスが示すそのものを、吟味のシャワーで洗い浄めることによって、ロゴスの企みをあばくことから始まるのである」（内田克孝『哲学とカタルシス』昭和堂、一九八二年一三三－一三五頁）

門外漢としては憶測の域を出ないが、如上のやや長い引証は、すでにみたグラムシの「カタルシス」を一定程度説明していると思われる。ギリシヤ哲学のひそみにならっていえば、グラムシはロゴス＝実在を、我々の世界、「経済的（あるいは利己的・情欲的）な契機」と読み、イデアを「倫理的・政治的契機」と読んだのではあるまいか。そして、その「遍歴」（の旅）、「死の演習」を「高次の仕上げ」、つまり、「カタルシス」と呼んだものと思われる。以上で用語の説明は了解できるにしても、問題はグラムシの「死の演習」「カタルシス」の内実であり、その方法である。この事情を土台＝上部構造に関するマルクスの命題についてグラムシがいかに解（改）釈するか。これがグラムシ思想の中核であろう。

⑲　鈴木富久「ウェーバー社会学の行為論とグラムシ」（立命館産業社会論集第二六巻第二号、一九九〇年九月）

⑳　注⑴でも指摘されているが、Q11のこの節12は哲学に対する予備的な考察である。大衆（massa）にどのようにイデオロギーや哲学が受け入れられるかという文脈のなかにこの一文がでてくる。

したがって、グラムシのいわんとするところは、次の注㉑で指摘するような支配者集団によるヘゲモニー下の大衆の「順応主義」に基づく、「大衆迎合」主義＝ポピュリズムの謂では決してない。さまざまな曲折はあっても、究極的に圧倒的多数の人々にうけいれられていくイデオロギーないし、哲学だけが世にいわれる「真理」なのであって、初めから「真理」が存在し、あとから天才がそれを発見（追認）し、大衆に広めるというものではないというのがグラムシの真意である。この意味では「真理」とは、廣松哲学風にいえば、共同主観の物象化されたものといってもよいであろう。それはまた、人間なくして（人間の外に）物の存在はありえないという、本文で明らかにした「実践の哲学」とも合致する。

㉑　コンフォルミズモとは一般的には、一定の体制や規範への無批判的同調というように否定的意味で用いられる。グラムシの場合は必ずしもそうではなく、そのような「同調」がなぜ生じているのか、しかもそれは多くの場合に、決して一様な「同調」「順応」ではなく、多種、多様な具体的な諸契機が、まさに複雑にからみあいながら、体制的な「順応」を生み出している。しかし同時に、それに対する抵抗、闘いのあり方も同じように複雑な形態をとっていることにグラムシは注意を喚起している。つまり、グラムシのコンフォルミズモは如上のような状況を複眼的に洞察、分析して同調・順応の要因を見極めると同時に、対抗の面をえぐり出しそれを拡大・深化させていく、端的にいえば、支配者集団に対する対抗ヘゲモニーの創出と密接に関連させて、考察されているのがグラムシの「順応主義」の特徴である。

因みに、前出の松田博は「順応主義」概念の特徴を以下の四点に要約している。

1、それは「国家概念の刷新・拡張」および「永続革命批判」から導き出され、とくに社会構成体の強力にもとづく強制的契機を起因する「断絶」と「飛躍」（転覆主義）という社会変革のイメージ（像）を批判し、その「有機的発展における連続性」を強調する概念である。

2、それは「一国社会主義」にたいする批判的概念である。

3、それは「ヘゲモニー闘争」の別の表現である。ヘゲモニー闘争は「諸々の順応主義間の闘

争」として表出する。

４、それは『ノート』の後半において文化的概念として練り上げられる。(前掲松田書一二二頁)。

なお、松田は如上の要目を前掲書の第六章「コンフォルミスモ（順応主義)」概念の検討」においてQ６、Q８を中心に敷衍して考察されているが示唆に富む。

因みに、マリオ・マナコルダは大著*Il Principio Educativo in Gramsci. Americanismo e Conformismo,* 1970, Armandro Editore-Roma（上野幸子・小原耕一訳『グラムシにおける教育原理―アメリカニズムと順応主義』楽社、一九九六年）において「順応主義」をキーワードの一つにして、グラムシの教育思想を分析している。本書の私による紹介と若干のコメントについては、「ヘゲモニーと教育研究への序章―M・A・マナコルダ『グラムシにおける教育原理』を読む―」(拙著『国家・市民社会と教育の位相―疎外・物象化・ヘゲモニーを地場にして』御茶の水書房、二〇〇〇年、第Ⅱ部付論Ⅰ）を参照されたい。

本文中において、グラムシが繰り返し、大衆の「同意」、「不同意」に言及しているのは、「順応主義」の文脈で理解される必要があることはいうまでもない。

㉒　注⑯第三章。

長野大学紀要　第32巻第１号　75―92頁　2010

元末・明朝前期におけるマンチュリアの社会変動と地域秩序形成

The Social Change and Regional Order Formation in Manchuria during the End of Yuan Dynasty-early Ming Dynasty

塚　瀬　　進*
Susumu TSUKASE

目　次

はじめに
１　元朝治下のマンチュリア
２　紅巾の乱から洪武末年までのマンチュリア
　①ナガチュ（納哈出）の降伏まで
　②ナガチュの降伏以後
３　永楽帝によるマンチュリア政策
　①女真の招撫
　②朝鮮との関係調整
　③モンゴル情勢の影響
まとめにかえて

はじめに

本稿の目的は、元朝の衰亡、滅亡から明朝による統治が整った15世紀半ばまでの期間、マンチュリア(1)にはいかなる社会変動が生じ、どのような地域秩序が形成されたのかを検証することにある。

本稿であつかう期間のマンチュリアに関する研究は、これまで以下のような方向性で行われてきたとまとめられる。第一には、元朝が滅亡して明朝が成立するという中国王朝の交替が、マンチュリア統治に如何なる影響をおよぼしたのかという、中国史の推移からマンチュリア統治の特徴を考察する方向性があげられる（和田清1934年、1937年）。

第二には、朝鮮史との関わりから考察されてきた。元朝が衰亡したことから、その服属下にあった高麗は自立化をはじめる。高麗の自立化は元朝という後ろ盾を失うことにつながり、王権は不安定化してしまい、やがて有力武将（李成桂）による簒奪を余儀なくされる。こうした一連の歴史経過のなかで、マンチュリアをめぐり元朝・明朝と高麗・朝鮮王朝とがどう動いたのかを考察する研究が行われている(2)。

第三には、マンチュリアに住む女真の動向に焦点をあて、元朝の衰亡による女真の自立化、明朝統治下での女真の動向を考察するという、女真史の推移を重視した研究があげられる（園田一亀1948年、河内良弘1992年）。

第四に、モンゴリアの動向と関連させて、元明交替の動乱期にモンゴル人がマンチュリアにおよぼした影響を考察する研究が行われている（和田清1932年）。

近年出された新しい観点としては、明朝によるマンチュリア政策だけを取り上げるのではなく、明帝国全体の推移のなかからマンチュリア政策を理解する方向性が提唱されている（杉山清彦2008年）。

本稿は新たな一次史料を解読して新事実を提供するものではなく、これまでは明朝－マンチュリア、朝鮮－マンチュリア、女真－マンチュリア、モンゴル－マンチュリアとそれぞれに考察されて

＊環境ツーリズム学部教授

きた研究成果を統合し、元朝末から明朝前期にかけてマンチュリアに生じていた社会変動、地域秩序形成を総合的、多面的に考察する試みである。紀年は史料上の陰暦を、その年の大半を占める西暦年に換算して記した。なお月は史料上の陰暦をそのまま記している。

(1)　マンチュリアという地理認識が成立したのは19世紀であるので、本稿であつかう年代の人々には、マンチュリアという地理認識は存在しなかった。本稿では便宜的に、北辺はアムール川河口、南辺は長城、西辺は大興安嶺近隣、東辺は鴨緑江・豆満江近隣までの範囲をマンチュリアとする。

(2)　個々の研究論文については、以下の叙述を参照。

1　元朝治下のマンチュリア

モンゴル帝国の建国者であるテムジンは、1206年に即位してチンギス・カンと称し、勢力拡大のための軍事行動を継続した。チンギス・カンは金朝統治下のマンチュリアにも攻め入ったが、金朝を滅ぼすことはなく1227年に死去した。その後もモンゴル帝国は膨張を続け、1234年には金朝を滅ぼし、1259年には高麗をも服属下に置いた。以下では、元朝（1271年成立）のもとでのマンチュリア統治の様相と特徴について述べてみたい。

『元史』地理志には、1287年（至元24年）に遼陽等處行中書省（以下、遼陽行省）を設置し、その下に遼陽路、広寧府路、大寧路、瀋陽路、東寧路、開元路、合蘭府水達達等路の七路を置いたとある(1)。遼陽行省の北部に置かれた開元路と合蘭府水達達等路については史料が乏しく、治府の所在地や範囲管轄については諸説が乱立している(2)。遼陽等處行中書省の北辺は、アムール川河口にまでおよんでいたと推測できる。その理由は、元朝はアムール川下流域を統治するため、ティル（アムール川下流右岸）に東征元帥府（設置、廃止の年次不明）を置いていたからである（中村和之2006年）。中村和之は『遼東志略』の記述をもとに、元朝の管轄領域はサハリンにまで達していたと主張している（中村和之2008年、48頁）。

遼陽行省の南辺には大寧路が置かれ、長城までを範囲とした。遼陽行省の西辺には瀋陽路、遼陽路が置かれ、その領域はおおむね遼河以東であった。遼河以西はモンゴル諸王に分け与えられた場所であった（叢佩遠1998年、50～94頁）。

遼陽行省の東辺は高麗と接しており、東辺の状況を理解するには、モンゴル帝国（元朝）と高麗の関係をふり返らなければならない。モンゴル軍は1231年（高宗18年）に高麗への侵攻をはじめ、1259年（高宗46年）に服属下に置いた。このため、高麗の領域は南に引き下げられ、元朝の領域が拡大した。元朝と高麗の境界は、西側はピョンヤンの南にある慈悲嶺より北、東側は和州（雙城、永興）より北となった（津田左右吉1964年a、同1964年b）。元朝は1276年（至元13年）に東寧路を置き、高麗と接する場所を管轄した。

以上をまとめると、遼陽行省の管轄範囲は、北辺はアムール川河口、南辺は長城、西辺は遼河付近、東辺は朝鮮半島北部（北緯39度ぐらい）であったと推定できる。当然のことであるが、後の満洲国の領域とは重なる場所もあるが、重ならない場所もある。この領域を往来する使臣のため、元朝は交通路の整備にも力を入れていた（園田一亀1949年、叢佩遠1990年、郭毅生1980年）。

元代のマンチュリアにはさまざまな人間集団が暮らしていたが、その詳細については史料が少なく、判明する事実は限られている（楊茂盛1989年、叢佩遠1993年）。なかでも女真は多かったと推測される。邱樹森は元代のマンチュリアに暮らした女真を、①熟女真（遼陽以南に住む）、②生女真、③水達達女真の３つに分類している（邱樹森2003年）。元朝は女真を兵士の補充源にあてたり、毛皮を税として徴収したりしていた（楊保隆1984年、蒋秀松1997a）。

漢人の状況についてはよくわからないが、元代にマンチュリアは流刑地となっており、関内からの流刑者が暮らしていた。アムール川下流のヌルガンに流された流刑者は、厳しい気候風土のため自活は難しかった。それゆえ流刑地で消費する衣食の輸送費がかさみ問題となっていたことが明らかにされている（徳永洋介1996年、301～306頁）。

元朝は屯田政策を行い、農業生産を増やそうとしていた。屯田には軍士がおこなった軍屯と、農民がおこなった民屯の二種類があった（叢佩遠1998年、297～319頁、鄭川水1991年）。なかには

関内から送られた人もおり、例えば張成という湖北生まれの軍人は「黒龍江之東北極」で屯田に従事していた（岩間徳也1925年、王綿厚1981年）。一般田地の状況については史料不足のためよくわからないが、叢佩遠は遼陽行省での漢人による農業生産は、金代や明代と比べて、それほど劣っていなかったと主張している（叢佩遠1993年）。

北部の合蘭府水達達等路は「土地曠闊、人民散居」「逐水草為居、以射猟為業」（『元史』巻59地理志2）という状況であり、女真、クイ（骨嵬）、ギレミ（吉里迷）、ウジェ（吾者）などが暮らしていた（王頲1982年、増井寛也1982年）。元朝による統治を、『元史　地理志』は「故設官牧民、随俗而治」と述べ、現地の状況に合わせた間接的な統治であったと解釈できる記述をしている。しかしながら程尼娜は、元朝が合蘭府水達達等路に設置した万戸府、千戸所の長官は、部落の酋長などが世襲的に就任していた例もあるが、元朝が任命した地方官もいた可能性を指摘している。そして元朝統治の内容を、①徴税活動の実施、②災害や飢饉に際しての救荒、③屯田政策の実施、④交通機関の整備、⑤監察のための官吏派遣とまとめ、間接的な羈縻統治ではなく、地方行政的な側面を持っていたと主張している（程尼娜2005年）[3]。

元朝によるマンチュリア統治は、諸部族集団の動向（北辺）、モンゴル人の動向（西辺）、高麗の動向（東辺）、中原、関内の動向（南辺）による影響を受けていた。

北辺では部族間同士の抗争に元朝は介入した。アムール川下流域からサハリンにかけて暮らすクイ（骨嵬）がギレミ（吉里迷）を攻撃した事件に対して、元朝はギレミを援助する政策をとった。元朝はクイへの攻撃を1264年（至元元年）以降繰り返しおこない、元軍はクイとアムール川下流域、サハリンで戦闘を交えた。この紛争は、1308年（至大元年）にクイが毎年元朝に毛皮を献じる条件で終息した（大葉昇一1998年）。この時のアムール川下流域、サハリンでの元朝の軍事行動を、日本への侵攻（元寇）と連動させて、「もう一つの蒙古襲来」とも呼ぶべきだと解釈する見解がある（遠藤巌1988年、榎森進1990年）。これに対して中村和之は、元軍出兵はギレミを脅かすクイを討伐するという防御的色彩が強く、北海道への侵攻まで意図していなかったと反論している（中村和之1992年）[4]。

西辺ではモンゴル王侯同士の抗争に介入した。興安嶺方面に勢力を持つナヤン（乃顔）は、クビライの支配に不満を持ち、1287年（至元24年）にカイドゥの乱と呼応して、打倒クビライを掲げて挙兵した。ナヤンの反乱は元軍によりほどなく鎮圧されたが、同時に挙兵したカダアンの抵抗はしばらく続き、1292年（至元29年）に鎮圧された（張泰湘1986年、堀江雅明1990年、吉野正史2008年、同2009年）。

東辺での高麗との関係は、少しく複雑であった。高麗はモンゴル帝国に服属したため、その国王は元朝との関係を深め、元朝の意向による影響を受けていた[5]。忠烈王（1274～1308年在位）から恭愍王（1351～1374年在位）までの歴代国王のほとんどは、元朝の大カガン家の公主を娶っていた（森平雅彦1998年a、厳聖欽1995年）。元朝は高麗王と姻戚関係を結ぶだけでなく、1287年（至元24年）に征東行省という高麗統治の出先機関を設け、高麗への影響力を確保した（鴛淵一1929年、北村秀人1964年、程尼娜2006年）。また14世紀初めから後半にかけて、高麗王や高麗王族に瀋王という称号を与えていた。

瀋王をどう評価するかについては論争となっている。まず、瀋王は高麗帰順民が多数暮らす瀋陽地方の統治者としての役割を持っていたとし、14世紀初以降、高麗とマンチュリア南部の一体化が進められたという見解が主張された（丸亀金作1934年、岡田英弘1959年）。これに対して北村秀人は、瀋王は高麗王や高麗の王族に対する元朝の優遇措置として与えられた称号であること、並びに瀋王は高麗帰順民が多数暮らす瀋陽地方の統治者ではなかったことを主張した（北村秀人1972年）。北村秀人は、瀋王は名目的称号の性格が強い存在だと指摘したのだが、森平雅彦は瀋王が瀋陽路の統治に具体的にどう関わったかは不明としながらも、瀋陽路に所領を有していた可能性を指摘している（森平雅彦1998年b）。

モンゴル軍の高麗侵攻後、元朝に投降した朝鮮人や、流浪を余儀なくされた朝鮮人のなかには遼東で暮らす人もいた（方学風1989年、王崇時1991

年、呉松弟1996年、楊暁春2007年）。瀋陽や遼陽で生活する朝鮮人は多く、元朝はそうした朝鮮人を統治する機関として、瀋陽等路安撫高麗軍民総管府を設けていた（北村秀人1972年、112～117頁）。

元朝はクビライの死後、皇位継承をめぐり混乱が続いた。とくに「天暦の内乱」（1328年）による紛糾はひどく、元朝の勢力は低下した。マンチュリア北部に暮らした人々は、元朝の衰退を見て1343年（至正３年）から反乱を起こした。元朝は衰えはじめていたといえ、この反乱を鎮圧し、1355年（至正15年）には乞列迷等處諸軍萬戸府を置いて、北部の統治を強めようとしていた（和田清1934年、261～263頁、大葉昇一1998年、137～138頁）。そうしたなか、紅巾軍は1359年（至正19年）に遼東へも侵攻し、マンチュリアは混乱した状況に陥った。

女真、クイ、ギレミ、漢人、朝鮮人、モンゴル人などの多様な人々が元朝下のマンチュリアには暮らしていた。元朝の統治も、そうした多様性に対応する方向でおこなわれたと解釈できよう。元代のマンチュリアについては史料が少なく、不明な点が多いが、マンチュリアが一体的に推移していたわけではなかったことは指摘できる。

⑴ 『元史』巻59地理志２。チンギス・カンによる侵攻から元朝滅亡までのマンチュリアの状況については、叢佩遠1998年「元代東北編」を参照。遼陽行省については薛磊2008年、都興智2009年を参照。瀋陽路については薛磊2006年を参照。

⑵ 開元路の治府であった開元城の場所については、戦前以来論争が続いている。箭内亙1913年、同1923年は、元初は黄龍府（農安付近）にあり、後に咸平（開原付近）に移動したと主張した。景愛1979年、薛磊2005年もほぼ同じ見解を述べている。池内宏1922年は、元初は三姓付近にあり、元末に開原に移動したと主張した。和田清1928年、同1944年は池内の三姓説を批判して、綏芬河流域の東寧付近に比定した。李学智1959年は元初から現在の開原に開元城はあったと主張する。岡田英弘1961年は寧古塔付近を主張し、張秦湘1982年はロシア領ニコリスクに開元城はあったと主張する。

合蘭府水達達等路の問題点については、譚其驤1981年、蒋秀松1997年、董万侖1990年を参照。

⑶ 程尼娜が研究史上に新たな論点を主張した点は評価したい。しかし筆者は、元代においてもマンチュリア北部は中華王朝の直接統治下にあったことを主張したいかのような、やや「ナショナル」な史料解釈をしている点が気にかかる。

⑷ またこの時の元軍の出兵を、オホーツク文化の消滅と結び付け、元軍の出兵によりオホーツク文化の担い手は大陸から金属器の入手ができなくなり、その欠乏状態のなか擦文文化に吸収されたという、「元軍出兵による金属器の欠乏」→「オホーツク文化の滅亡」という見解が主張されている（海保嶺夫1987年、133頁）。しかし大葉昇一は、実際にそうした金属器の欠乏が元軍出兵を原因として生じていたかは疑問だとしている（大葉昇一1998年、138～141頁）。オホーツク文化の消滅と元軍出兵の間に、因果関係があったかどうかについては見解が分かれているが、元朝のマンチュリア統治がオホーツク文化圏の動向に何らかの影響を与えたと考えられる。それゆえ、日本の北方史の理解のためには、東北アジア、中国の情勢まで視野に入れて考察する必要性が主張されている（佐々木史郎1994年、338頁）。

⑸ 元朝による高麗統治の特徴としては森平雅彦の指摘に注目したい。森平雅彦は「元における高麗在来王朝体制の保全とは、中国伝統の華夷秩序や冊封体制の再現というより、相手国に対し一定の実質的影響力を保ちつつ、比較的高度な自律性と独自性を認めるというモンゴルの征服地支配の一般的方式が、冊封・賜印・頒暦など一部の形式において中国風の外皮をまとって表れたものとみるのが、実態に近いのではないだろうか」と主張している（森平雅彦2008年、161頁）。

2　紅巾の乱から洪武末年までのマンチュリア

本章では、紅巾の乱勃発（1351年）から洪武帝死去（1398年）までの期間、マンチュリアがどのような社会変動を経て、地域秩序を形成していったのかを考察する。その際、明朝によるマンチュリア占領、支配という明朝による統治拡大の方向性からだけではなく、明朝、高麗・朝鮮、故元勢力、北元（モンゴル人）の相互関係を重視して分析したい[(1)]。

①　ナガチュ（納哈出）の降伏まで

1351年（至正11年）に勃発した紅巾の乱は中国各地に拡大し、紅巾軍は1359年（至正19年）に遼東へも侵攻した。遼東に侵攻した紅巾軍は高麗北部にも侵攻し、首都ケソンが紅巾軍に一時占拠される事態も生じた。遼東、高麗に侵攻した紅巾軍は1362年には撃退されたが、元朝の衰退は著しく、1368年（洪武元年）にトゴン＝テムル（順帝）は大都を放棄して、モンゴリアへと逃亡した。元朝滅亡後、マンチュリアは明朝、北元（モンゴル人）、故元勢力（ナガチュら）、高麗の四つどもえ状態となり、その帰趨は混沌としていた。以下ではそれぞれの状況について見てみたい。

洪武帝は北元勢力の駆逐を第一にしたので、洪武初年の明軍の進撃先はマンチュリアではなく、大同、モンゴリア方面であった。1370年（洪武３年）の北征により明軍はモンゴル軍に打撃を与え、トゴン＝テムル（順帝）が死去したことを知った(2)。北元の凋落をうけて、1371年（洪武４年）にかつては遼陽行省平章の任にあった劉益が降伏してきた。洪武帝はこれを契機に遼東衛指揮使司を置き、劉益を指揮同知に任命した(3)。これは明朝がマンチュリアに設置した最初の衛所であった。同年洪武帝は馬雲、葉旺らの率いる明軍を送り込み、遼陽に定遼都衛指揮使司（1375年に遼東都指揮使司となる。以下、遼東都司）を置き、遼東経営に着手した(4)。明朝が遼東経営を始めた1371年（洪武４年）時点では、マンチュリアには依然として故元勢力が割拠していた。遼陽には高家奴、瀋陽には哈剌張、開原には也先不花が、そして金山（懐徳付近）を拠点とするナガチュは大きな勢力を有していた(5)。

1372年（洪武５年）は明朝によるマンチュリア制圧が頓挫し、方針転換を余儀なくされた年であった。その理由は、第一には、モンゴリア方面に出撃した明軍が北元に敗北したからである。これまで明軍による北征は順調に進んでいたが、この時の敗北をもって明軍の進撃はストップし、しばらく北征は控えられた（谷井陽子2009年、30～33頁）。第二には、11月にナガチュが牛家荘を襲撃して明軍を撃破し、その勢力の強大さを示したからである(6)。このため明朝はマンチュリアで故元勢力と武力対決し、その駆逐をおこなうという方向はとらず、遼東経営を固める方向をとった。

当初明朝は遼東に衛所と州県を置き、統治機構をつくろうとした。しかし、ナガチュの侵攻など緊迫した軍事情勢から、州県を廃止して衛所を中心とした軍事機構に重点を置く統治機構の形成につとめた(7)。衛所とは明朝が各地に置いた軍事組織であった。衛所には軍隊が駐留するとともに農業をおこなう兵士もおり、兵農一致を原則とした。衛所のトップの武官は世襲であり、明朝はその家系が途切れないようさまざまな優遇措置を講じていた（衛所制全般については川越泰博2001年を参照）。衛所の形態にはいくつかあり、徐仁範は内地衛所、沿辺衛所、沿海衛所にわけている（徐仁範1999年）。

遼東のような州県が存在しない場所の衛所は、地方行政的な職務もおこなった。管轄領域を持つことから、譚其驤、解毓才はこの種の衛所を「実土衛所」と呼んでいる（譚其驤1935年、解毓才1940年）。遼東都司および各衛所が軍事活動以外におこなった内容として、李三謀は①観農、②徴税、③教育、④商業の管理、⑤裁判の五点を指摘している（李三謀1989、同1996）(8)。

明朝は遼東の衛所の軍士に屯田をおこなわせ、食糧を確保しようとした。しかし、屯田だけでは不十分であり、海運により食糧を運んでいた(9)。洪武前半では、遼東への食糧供給は屯田と海運の併用でまかなっていた（清水泰次1937年a、25～28頁）。

明朝を衛所制度により遼東経営をすすめる一方で、軍事行動も展開した。1376年（洪武９年）ごろには、ナガチュの攻撃を撃退しただけでなく、鴨緑江付近まで軍隊を進めていた(10)。また、1381年（洪武14年）には内モンゴル東部の掃討をおこなった(11)。明朝の制圧領域が拡大したこと、衛所制度による遼東経営が進んだことから、1381年（洪武14年）以降、故元勢力は明朝への投降をはじめた(12)。1382年（洪武15年）にはナガチュの勢力圏をこえた、黒龍江流域に住むと推測される故元鯨海千戸の速哥帖木兒らが来帰した(13)。

その後もマンチュリア北部の故元勢力の投降は相継いだ。こうした状況を踏まえ、洪武帝は1387年（洪武20年）にナガチュ掃討の軍事行動をおこした。

以上、明朝の遼東経営について、北元（モンゴル人）、故元勢力の動向と関連させて述べてみた。以下では、高麗とのかかわりからマンチュリアの動向を考察したい。

元朝の衰退を見た高麗の恭愍王は、1356年（至正16年、恭愍王5年）に北辺に出兵し、元朝が統治する双城総管府を奪還した（北進政策）。恭愍王は元朝への武力抵抗に踏み切ったが、元朝が反撃に出るや恭順の意を表し、その許しを願った（池内宏1917年）。しかし、翌1357年（至正17年、恭愍王6年）には伊板嶺（磨天嶺、咸鏡南道の北境）を境界にすることを元朝に通告し、北進政策の継続を表明した(14)。

高麗が元朝統治からの離脱をはじめるなか、1359年（至正19年、恭愍王8年）に紅巾軍は高麗を侵攻し、1361年（至正21年、恭愍王10年）に都ケソンは紅巾軍に占拠された。恭愍王は紅巾軍を撃破して1363年（至正23年、恭愍王12年）にケソンへの帰還を果たすが、紅巾軍侵攻後、高麗には二つの変化が生じていた。

第一には、戦乱の影響を受けて、高麗王権が不安定化したことである。恭愍王は反元政策を志向したが、紅巾軍侵攻後に王権が不安定化したため、元朝の後ろ盾は国王権力の維持に必要であった。それゆえ、元朝から自由になろうとする政策の実施は難しく、露骨な反元政策はできなかった(15)。

第二には、高麗各地で有力武将の自立化が進んだ点である。なかでも東北境を地盤とした李成桂（朝鮮王朝の太祖）は、その勢力を拡大していた（池内宏1915年a、引用は池内宏1972年、29～34頁、浜中昇1986年）。李成桂は紅巾軍の侵攻により高麗が混乱していたさなかの1360年（至正20年、恭愍王9年）に、亡父を継ぎ咸興付近（東北境）の万戸となった。咸興近隣はおもに女真人が散居する区域であった。そして、女真人は生活に窮すれば高麗を侵攻するので、高麗にとっては悩みの種であった（西野幸雄1988年、蒋秀松1994年b）。高麗は女真人を高麗軍に編入するとともに、その村落を郡県制により把握しようとしていた。つまり、女真人を軍隊と郡県制に取り込むことで、北辺の安定化をはかろうとしていたのである（江原正昭1963年）。李成桂は女真人との混住地を地盤にしたので、その配下には女真人も多かった。

明朝が故元勢力の残るマンチュリアへ侵攻するためには、高麗を味方につけておく必要があった。明朝の動きはすばやく、創設翌年の1369年（洪武2年、恭愍王18年）に、洪武帝は恭愍王を高麗王として冊封した(16)。洪武帝は帰還する高麗の使者との問答のなかで、いまだ遼東を平定していない不安を述べていた(17)。

恭愍王にとっても、明朝と冊封関係を結ぶことにはメリットがあった。北進政策をとる恭愍王は、親明政策をとりつつ北方へ領域を拡大することが、高麗復興につながると考えていたと思われる。1370年（洪武3年、恭愍王19年）、恭愍王は鴨緑江以北に出兵し、遼東に残る故元勢力に打撃を与え、北辺の安定をはかる行動にでた（池内宏1918年b、孫衛国1997年、李新峰1998年）。故元勢力では最大のナガチュは、1362年（至正22年、恭愍王11年）に高麗を侵攻しており、ナガチュをたたくことは恭愍王にとっても必要な措置であった(18)。しかし政権内部には親明派と親元派の対立があり、恭愍王の王権は不安定であった。

明朝と高麗の友好的な関係は、1372年（洪武5年、恭愍王21年）のナガチュによる牛家荘の攻撃以後に崩れた。1373年（洪武6年、恭愍王22年）に明朝から帰国した高麗の使者は、洪武帝の意向を伝える書簡を持ち帰った。その内容は厳しく高麗の行動を譴責するものであり、以後遼東経由による朝貢は禁止された(19)。明朝の高麗に対する態度変更を末松保和は、洪武帝はナガチュによる牛家荘攻撃の背後には高麗の手引きがあったのではないかと疑い、高麗の使者が遼東を通過し、その状況をナガチュが知るのを回避するためであったと解釈している（末松保和1941年、153～167頁）。

明朝と高麗の関係が険悪化した翌1374年（洪武7年、恭愍王23年）9月に、恭愍王は親元派により殺害された。そして同年11月には、帰国する明使を護送する高麗の官吏が、明使を殺害して北元に投降するという事件が起きた。ここに洪武帝の高麗に対する不信はさらに高まった(20)。

恭愍王の後を継いだ禑王は、北元との関係改善にも注意を払った。禑王はナガチュや北元とも使者の往来をおこない、1377年（洪武10年、禑王3

年）２月には、北元の年号（宣光）を使う決定までしていた（翌1378年９月に再び洪武を使うことにした）[21]。禑王政権は即位から1380年（洪武13年、禑王６年）ごろまで、北元と明朝との間をさまよっていた（池内宏1918年c、王剣2006年）。

そうしたなかマンチュリア北部の故元勢力の明朝への投降・帰順がはじまった。大勢は故元の後退、明朝の拡大という方向に傾き、高麗と北元との往来も1380年（洪武13年、禑王６年）を最後とした。禑王は北元との連携はあきらめ、明朝との関係改善を選択した。そこで明朝に新国王としての冊封と、刺殺された恭愍王の諡号を賜ることを求めた。しかし洪武帝の不信感は強く、逆に馬匹や金銀などの歳貢を要求して高麗の誠意を問うてきた。最終的に禑王は1384年（洪武17年、禑王10年）にこれまでの歳貢すべてを進献し、ようやく高麗王としての冊封を許された。1385年（洪武18年、禑王11年）、洪武帝は禑王を冊封し、恭愍王の死以来10年あまりを経て、明朝と高麗の関係は落ち着いた[22]。

②　ナガチュの降伏以後

故元勢力の帰順が増えたこと、高麗との関係に一段落がついたことを受けて、洪武帝は1387年（洪武20年、禑王13年）にナガチュ掃討の軍事行動をおこした[23]。洪武帝はナガチュ掃討にそなえ、軍馬の供出を高麗や琉球に要求し、軍隊の増強に力を注いでいた（金渭顕1998年、蔭木原洋2008年）。明軍の進撃に対してナガチュは抵抗を試みたが、勝利はできないと判断し、降伏した[24]。翌1388年（洪武21年、禑王14年）には、明軍はマンチュリア北西のベイル湖付近まで進撃し、北元勢力を敗走させた[25]。この後、北元のトグス＝テムルはモンゴル人に殺され、クビライの皇統は途切れた[26]。ここにマンチュリアに残った北元、故元勢力は掃討された。

ナガチュの降伏後、明朝は領域の確定に乗り出し、北辺には三万衛を置いた。『明実録』によると、三万衛は1387年（洪武20年）12月に置かれ、翌1388年（洪武21年）３月に開原に移されたとある[27]。最初の設置場所について『明実録』には明確な記述がないことから、その場所がどこなのか、見解がわかれている[28]。

また明朝は高麗に対して、明朝の領域は鉄嶺より北側にするという通達を出した[29]。鉄嶺は咸鏡道と江原道の境あたりであり、かつて元朝が統治した範囲の南界であった。北進政策を推進し、北辺の領域を拡大していた高麗は明朝の要求に驚いた。高麗の受け止め方は、明朝は元朝と同じ範囲を要求してきたという理解であった（鉄嶺問題）（津田左右吉1964年c、同1964年d）。しかし、この時の明朝に鴨緑江以南にまでおよぶ領域を確保する力はなかった。明朝がしたことは、鴨緑江沿岸の黄城付近で立衛の施策をしたにとどまり、そして黄城でさえも遠すぎたため、鉄嶺衛は翌1388年（洪武21年、禑王14年）に奉集に設置され、さらに1393年（洪武26年、太祖２年）に鉄嶺へと移った[30]。

西方のモンゴル人への備えとしては、1387年（洪武20年）に大寧都指揮使司（大寧都司）を設置した[31]。もっとも大寧都司は1401年（建文３年）に保定へ移転したので、対モンゴル防衛拠点としての意義は低下した（（清水泰次1918年、郭紅2000年）。とはいえ、ナガチュが降伏した1387年（洪武20年）に設けられた点を重視したい。またモンゴル系のウリャンハイ（兀良哈）に対しては、1389年（洪武22年）に朶顔衛（興安嶺東方の洮児河上流付近）、福余衛（チチハル付近）、泰寧衛（洮南付近）という三つの羈縻衛所（後述）を設けて対応した[32]。

以上のような明朝による領域確定がおこなわれるなか、高麗の政権は大きく揺れ動いていた。禑王は明朝の冊封を受けたとはいえ、その政権内部には明朝に不満を持つ人々もいた。鉄嶺問題が高麗に伝わると、禑王は不当な決定であると考え、高麗軍に遼東攻撃を命じた。李成桂（朝鮮王朝の太祖）は遼東攻撃を無謀な試みだと考え、1388年（洪武21年、禑王14年）５月にクーデターを起こし、都ケソンを占拠した。李成桂は禑王を廃し、高麗政権の実権を握った。

末松保和は、明朝による高麗圧迫政策が鉄嶺問題により爆発し、遼東攻撃という挙をとらせたという理解はしりぞけている。高麗政権のなかには、かねてから対明屈従を続ける政権に不満を持ち、高麗再興のためには対明屈従からの脱却、遼東攻撃が必要だと考える人がいた（たとえば崔

瑩)。そうした高麗政権内部の対立の延長上に遼東攻撃が決断されたと考えている（末松保和1941年、192～194頁)[33]。遼東攻撃を決めた原因については見解がわかれているが、ナガチュ降伏後のマンチュリア情勢が、高麗政権の動向に影響をおよぼしたことは指摘できよう。

1392年（洪武25年）に李成桂は朝鮮王朝を創設したが、洪武帝は李成桂を朝鮮国王に冊封することは保留し、「権知国事」に任命するにとどめた。洪武帝は高麗に対してさまざまな要求をおこない、高麗を圧迫していたが、朝鮮に対してはやや突き放した対応をとった[34]。ナガチュが降伏し、遼東占領をはたした後では、洪武帝にとって朝鮮の重要性は低下したからである（末松保和1941年、209～210頁)。

明朝はナガチュの降伏後、遼東各地に衛所を設置し、州県制の導入ではなく衛所による統治という方法をとった。遼東都司が管轄した25衛のうち、24衛は洪武年間に設置された（張勝彦1976年)[35]。洪武年間の北限は、三万衛が置かれた開原であった。明朝は1392年（洪武25年）と1395年（洪武28年）に、開原以北に出兵しているが、この際には立衛はしていない[36]。北辺の安全のため出兵はしたが、作戦終了後は全軍すべて引き揚げ、駐屯はしなかった。

洪武帝は衛所による統治機構をつくりあげる一方、衛所に駐屯する軍士の食糧確保にも尽力した。曹樹基は、洪武年間の遼東には約13万人の軍士がいたとし、その内訳は故元勢力の軍士約３万人、謫戍による軍士約２万人、女真人や高麗人１万人、遼東土着人の軍士２万人、関内から移動した軍士５万人と推計している（曹樹基1996年)。こうした軍士の食糧を、洪武前半では屯田と海運の併用でまかなっていたことは既述したが、洪武後半になると明朝は海運への依存を低めようとした。1394年（洪武27年）に洪武帝は屯田による自給につとめ、海運は縮小するよう命令した[37]。とはいえ、遼東での農業生産はすぐには増加しなかったので、海運を止めることはできなかった。だが、1397年（洪武30年）には自給できる水準にまで農業生産は増えたので、海運はおこなわないことにした[38]。

洪武末年になると、洪武帝は明軍出撃により北辺の安定化をはかるのではなく、防御を固める方針をとった。その理由は、北辺に展開する明軍の状況を考えると、モンゴルと正面から戦っても勝算はないと判断していたからである[39]。北辺防御の主体になったのは親王であった。北辺への親王の配置は1397年（洪武30年）前後にはほぼ完了し、「分封親王を軸とした分鎮体制」とも表現される防御体制が形成された（佐藤文俊1999、38～58頁)。

洪武帝はマンチュリアにおける北元（モンゴル人)、故元勢力の軍事的掃討という目的をはたした。その一方で、衛所の設置による統治機構の形成、屯田の奨励などもおこない遼東経営の土台を固めた[40]。ナガチュの降伏後、広大な範囲を領域化しようとしたが、すぐにその不可能が明らかになり、三万衛、鉄嶺衛は当初の設置場所から撤退を余儀なくされた。洪武年間の統治範囲は、北は三万衛（開原)、東は連山関[41]、西は大寧都司までであり、マンチュリア北部にはまだおよんでいなかった。北部にまで影響力がおよぶのは、永楽帝が即位し、女真の招撫をはじめるまで待たなければならなかった。

(1)　明朝による北辺政策（主に洪武期）を検討した研究には以下がある（萩原淳平1960年、陳文石1967年、趙立人1994年、胡凡1998年、同2006年)。

(2)　『太祖実録』巻52　洪武３年５月辛丑（『明代満蒙史料　蒙古篇』１、39～40頁。以下『史料蒙古』と略す)。

(3)　『太祖実録』巻61　洪武４年２月壬午（『明代満蒙史料　満洲篇』１、９～10頁。以下『史料満洲』と略す)。

(4)　『太祖実録』巻67　洪武４年７月辛亥（『史料満洲』１、16頁)。

(5)　『太祖実録』巻66　洪武４年６月壬寅（『史料満洲』１、12～13頁)。

(6)　『太祖実録』巻76　洪武５年11月壬申（『史料満洲』１、25頁)。

(7)　州県制を廃した理由について、『遼東志』は「控制諸夷、非兵不能守国、非食無以養兵、罷郡県専置軍衛」と記している（「遼海東寧道題名記」『遼東志』巻２)。遼東における州県の廃止年次については、史料により記述が異なる。『遼東志』地理志は「十年革

所属州県、置衛」として、1377年（洪武10年）だとしている。『太祖実録』巻238　洪武28年４月乙亥（『史料満洲』１、135頁）と『明史』巻41地理志２は、金州などの州撤廃は1395年（洪武28年）だとしている（清水泰次1935年、131～133頁。和田清1934年、330頁の注26も参照）と。

⑻　近年の研究では、内地に置かれた衛所も軍事組織であると同時に、州県と同様に管轄領域を持ち、地方行政的なことをしたことが指摘されている（顧誠1989年〔この論文の翻訳は新宮学1998年a〕、鄭慶平2007年、于志嘉2009年）。

⑼　『太祖実録』巻87　洪武７年正月乙亥（『史料満洲』１、34頁）。

⑽　『遼東志』巻５、官師志、名宦「周鶚」。この時の出兵に関する記事は『明実録』にはない。

⑾　『太祖実録』巻135　洪武14年正月辛亥（『史料蒙古』１、149頁）。

⑿　『太祖実録』巻137　洪武14年４月壬午。同巻138　洪武14年７月甲午（『史料満洲』１、58～59頁）。

⒀　『太祖実録』巻142　洪武15年２月壬戌（『史料満洲』１、61頁）。

⒁　『高麗史』巻39　恭愍王６年８月。

⒂　デイビッド・ロビンソンは恭愍王の対外政策を改めて考察し、反元という方針一辺倒ではなく、「国内的にも対外的にも柔軟な、ある意味では日和見主義的な態度で臨み」、「できるだけ多くの選択肢を持とうと努力」していたと解釈している（デイビッド・ロビンソン2007年、167頁、171頁）。恭愍王の政策が反元のみでは表現できないことは、北村秀人が恭愍王は征東行省（元朝の高麗統治機関）を廃止しなかった点を論拠にして、すでに指摘している（北村秀人1964年、52～55頁）。

⒃　『太祖実録』巻44　洪武２年８月丙子。

⒄　『太祖実録』巻46　洪武２年10月壬戌。

⒅　『高麗史』巻40　恭愍王11年２月己卯。

⒆　『高麗史』巻44　恭愍王22年７月壬午。

⒇　『太祖実録』巻116　洪武10年12月。同巻145　洪武15年５月丁巳。

(21)　『高麗史』巻133　辛禑３年２月。

(22)　『太祖実録』巻174　洪武18年７月甲戌。

(23)　『太祖実録』巻180　洪武20年正月癸丑（『史料蒙古』１、162～163頁）。

(24)　『太祖実録』巻182　洪武20年６月丁未（『史料蒙古』１、167～168頁）。

(25)　『太祖実録』巻189　洪武21年３月甲辰（『史料蒙古』１、191頁）。

(26)　『太祖実録』巻194　洪武21年10月丙午（『史料蒙古』１、204頁）。

(27)　『太祖実録』巻187　洪武20年12月庚午、同巻189　洪武21年３月辛丑（『史料満洲』１、94、97～98頁）。

(28)　池内宏1915年bは三姓（依蘭）付近を主張している。董万侖1995年は池内説を批判して、会寧に設置されたと主張。李学智1956年、楊暘1980年は琿春付近に置かれたと主張している。

(29)　『太祖実録』巻187　洪武20年12月壬申（『史料満洲』１、94～95頁）。鉄嶺の位置については諸説があり、池内宏は鴨緑江岸の黄城、稲葉岩吉は平安北道の江界ではないかとしている（池内宏1918年a、稲葉岩吉1934年）。和田清、末松保和、張杰は咸鏡道と江原道の境あたりだとしている（和田清1934年、315～320頁。末松保和1941年、190頁、張杰2003年）。本稿では和田清らの主張する、咸鏡道と江原道の境あたりであったという見解をとりたい。

(30)　『太祖実録』巻189　洪武21年３月辛丑、同巻227　洪武26年４月壬午（『史料満洲篇』１、97、122頁）。

(31)　『太祖実録』巻184　洪武20年８月辛未（『史料蒙古』１、178頁）。

(32)　『太祖実録』巻196　洪武22年５月辛卯（『史料蒙古篇』１、208頁）。

(33)　張輝2003年も高麗政権内部の対立が出兵を決めた点を主張している。姜陽2006年、張杰2004年は、明朝による鉄嶺以北の要求に高麗が反発したためだと述べている。

(34)　例えば1398年（洪武31年）に、五軍都督府と兵部が朝鮮の討伐を主張したことに対して、まず礼部を通じてその改悛をうながし、それから討伐を考えてもおそくないと答えている（『太祖実録』巻257　洪武31年４月庚辰）。

(35)　各衛の設置年代は史料により異なることもある。『明実録』、『明史』などの各種史料を考証し、設置年度を検討した研究には以下がある（朱誠如1980年、楊暘1980年、徐桂榮1992年、馮季昌1998年）。

(36)　『太祖実録』巻220　洪武25年８月庚申。同巻236　洪武28年正月甲子。同巻239　洪武28年６月辛巳（『史料蒙古』１、228頁、『史料満洲』１、132頁、137頁）。

(37) 『太祖実録』巻233　洪武27年６月戊寅（『史料満洲』１、129頁）。

(38) 『太祖実録』巻255　洪武30年10月戊子（『史料満洲』１、157頁）。洪武年間の水運については、以下を参照（清水泰次1928年、219～226頁。星斌夫1963年、１～15頁、樊錤、2008年）。

(39) 『太祖実録』巻253　洪武30年６月庚寅（『史料蒙古』１、251～254頁）。

(40) 和田清は「洪武一朝の満洲経略は此の地に於ける元朝の勢力を覆へすことをのみ目的としたと云ひ得るのである」と述べているのは、筆者はやや言いすぎだと考える（和田清1934年、321頁）。

(41) 張士尊は『太祖実録』巻229　洪武26年７月辛亥と『太祖実録』巻230　洪武26年11月丙辰の記事に着目し、この時に連山関が設けられ、これより内側への朝鮮人の入境は禁止されたと解釈した。つまり、洪武帝は連山関を遼東の東端とみなしていたという見解を主張している（張士尊2002、59頁）。筆者もこの見解に同意したい。

3　永楽帝によるマンチュリア政策

永楽帝は洪武帝が末年にとっていた防御重視の方針を転換し、マンチュリアに明朝の統治力を拡大する試みをおこなった。永楽帝は洪武年間に統治力がおよんだ遼東をこえて、マンチュリア北部、東部、西部に明朝の勢力をのばした（黄文沁1981年）。以下では、女真の招撫（北部）、朝鮮との関係調整（東部）、モンゴル情勢の影響（西部）に分けて、永楽年間の特徴について考察したい。

①　女真の招撫

永楽帝は即位後すぐに女真の招撫をおこなった。『明実録』には記載されていないが、『殊域周咨録』には1403年（永楽元年）に邢枢が黒龍江下流域に派遣され、女真の招撫をしたとある(1)。女真の反応もはやく、同年５月には女真の首長が来朝した(2)。同年11月にはアハチュ（阿哈出）が来朝し、建州衛指揮使に任命され、女真の首長が初めて衛所の長となった(3)。以後、来朝する女真は絶えず、マンチュリア北部には続々と衛所が設けられた（楊暘1982年、榎森進2008年）。

明代の史書に記述される「女真」という語句には、広義と狭義との区別がある。明朝は建州女真、海西女真、野人女真の区分を使ったが（かかる区分の形成については増井寛也1996年を参照）、朝鮮の史書は女真、兀良哈、兀狄哈などと記述している。これらは狭義の女真を指す。広義には、マンチュリアに暮らすツングース系諸民族の総称とも解釈でき、後の満洲族の祖先だけを指す語句ではなかった（愛新覚羅烏拉熙春2009年、４頁、28頁）。

永楽帝による招撫以前の洪武年間において、マンチュリア北部に暮らした女真がいかなる状況であったのかについては、史料不足のためよくわからない。しかしながら、元末から明初にかけてマンチュリア北部では、ナガチュなどの故元勢力が衰退し、その圧迫下にあった諸集団が自立化するという社会変動が生じていたと推測される（河内良弘1992年、36～37頁）。

建州衛の長のアハチュや建州左衛の長のモンケ＝テムルらは、元末には三姓近隣の馬大屯という場所にいたと考証されている(4)。ところが、元末明初の社会変動を受け、彼らは南下を余儀なくされた。モンケ＝テムルは兀狄哈（兀者野人？）の圧迫を受け、1385年（洪武18年）ごろ朝鮮東北境の吾音会（会寧）へ移動したらしい(5)。アハチュの移動経路については不明だが、1403年（永楽元年）には輝発河上流の鳳州（山城鎮付近）に移動していた（河内良弘1992年、142～143頁）。

永楽帝は来朝した女真の首長に武職を授け、明朝の軍制組織である衛所の長に任じた。しかし女真により組織された衛所は、遼東に設置された衛所とは異なる点があった。第一に、明朝は首長が持つ特権を承認して衛所の運営をまかせ、その女真集団の統治に直接関与することはなかった。第二に、衛所の構成員に軍事的義務はなかった。第三に、首長は衛所官としての職官を与えられたが、俸禄は支給されなかった（江嶋壽雄1950年、17頁）。こうした特徴を持つ衛所は羈縻衛所と呼ばれており、明朝軍制の基本組織である衛所とは区別されている（蒋秀松1997b、彭建英2004年）。明朝は基本的には来朝すれば官職を授け、衛所の長に任命する方針をとっていた(6)。

女真の首長にとって、羈縻衛所に組織されることは大きな意味を持っていた。首長は明朝から勅

書、印璽を与えられ、衛所の長に任命された。この勅書は朝貢する際に、衛所の長であることを証明するものであり、勅書がなければ朝貢は認められなかった。つまり勅書は、衛所の長に任命された辞令であるとともに、朝貢する資格の証明書とも表現できるものであった。勅書を得た女真の首長は、朝貢により、さらには馬市[7]での取引により、大きな経済的利益を獲得した。

以上、①明朝が直接統治するではなく、女真の首長を衛所の長に任命して統治する、②衛所の長には勅書を与えて朝貢、馬市での取引を認めるという、明朝が実施していた措置を羈縻衛所制度と呼ぶことにする。

永楽年間におこなわれた女真の羈縻衛所制度への組み込みは、洪武年間において元朝に従っていた女真が明朝に投降、帰服したこととは、政治的、経済的な意義が異なる点を主張したい。

羈縻衛所の設立がすすめられるなか、明朝は1409年（永楽７年）に奴児干都指揮使司（以下、ヌルガン都司）の設置を決定した[8]。そして1411年（永楽９年）にイシハ（亦失哈）の率いる兵団が、松花江、黒龍江を下りながら女真を招撫し、黒龍江右岸のティルにヌルガン都司を開設した[9]。

ヌルガン都司の機能は遼東都司とは大きく相違した。その設置目的は招撫であり、ヌルガン一帯の直接統治をおこなう機関ではなかった。イシハらが派遣され、ヌルガン都司に滞在した期間は統治的機能を果たしていたが、その撤収後は常駐的な官吏はいなかったと考えられる。それゆえ、統治機能を維持するためには派遣活動を続ける必要があり、派遣中止は機能停止、名目化を意味した（杉山清彦2008年、114～115頁）。

ヌルガン都司の特徴として、恒常的な統治をおこなう行政機構ではなかった点と、その運営に携わった人たちにも特徴があった点を指摘したい。第一に、明朝に出仕した女真やモンゴル人という非漢人がその運営に携わったこと、第二に、内廷（宦官）と武官が主体となり運営された、という点である（杉山清彦2008年、128～129頁）。

永楽帝はヌルガン都司の設置とともに、その近接地に永寧寺を建設した。これは、おそらく明朝の権威がヌルガンにまでおよんでいることを示すためであったと考えられる。永楽帝はかかる寺院建設を、マンチュリア東部の長白山方面でもしていた。1417年（永楽15年）に永楽帝は張信を長白山方面に派遣し、寺院の建設をおこなわせた（和田清1937年、421～424頁。池内宏1916年～1920年、引用は1972年140～147頁、楊暘1995年）。永楽帝はマンチュリアの北辺と東辺に寺院を建設して、女真を慰撫する拠点にしていただけでなく、明朝の勢力がおよぶ範囲を示していたと指摘したい（杉山清彦2008年、121～127頁）。

②　朝鮮との関係調整

洪武帝は朝鮮の太祖（李成桂）を朝鮮国王に冊封することは保留していたが、永楽帝は即位後すぐに、朝鮮へ金印・誥命を渡し、太祖を朝鮮国王に封じた[10]。ここに、明朝は朝鮮を冊封し、朝鮮は明朝に事大を尽くすという関係性が正式に出来上がった。朝鮮朝廷は明朝との関係が「正常化」したことに安心したが、女真をめぐる問題が持ち上がり、難しい状況下に置かれた。

永楽帝は即位後すぐに女真の招撫をはじめたことは既述したが、朝鮮に対してもそのことを通知していた[11]。永楽帝から女真招撫の勅諭を受けた朝鮮は、対応に苦慮した。その理由は、元朝崩壊後、鴨緑江周辺の明朝と朝鮮の境域は政治的空白地となっており、そうした状況を高麗・朝鮮は利用して、北進政策をすすめるとともに女真の羈縻、懐柔をしていたからである。とくに李成桂の権力掌握後（1388年、洪武21年）、北辺の女真のなかには李成桂を慕い、方物の献上に来くるものがいた[12]。来朝した女真に対して、太祖（李成桂）は万戸、千戸の職を与えるなどの羈縻政策をおこなっていた[13]。朝鮮にとって女真への羈縻政策は、北辺の安定を保つために必要な政策であったが、永楽帝の女真招撫とは並存できない政策でもあった。

また領域問題も再度浮上した。洪武年間に明朝は鴨緑江までの確保を試みたが、それはできず、鉄嶺衛は撤退を余儀なくされたことは既述したが、永楽帝の女真招撫により、鴨緑江周辺にも明朝の影響力がおよぶことになった。朝鮮は「公嶮鎮」以南の領有を永楽帝に対して主張した[14]。永楽帝は朝鮮の主張を認め、朝鮮と領域確定で争う

選択はしなかった[15]。

永楽帝は金印・誥命の授与、領域の確定という案件では朝鮮に寛大であったが、他方では朝鮮に要求もしていた。その内容は、対モンゴル戦に必要な馬匹の献上（北島万次1995年、荷見守義2002年）、マンチュリアでの農業振興に必要な耕牛の献上（川越泰博1986年）、遼東から朝鮮に流入した人々の返還（「漫散軍」と呼ばれた）（末松保和1941年、249～264頁）などがあげられる。こうした要求に、朝鮮もできるだけ応じる姿勢を示していた。

永楽帝が女真の招撫をおこなったことから、それまで朝鮮に入朝していた女真のなかには、明朝に入朝するものが出ていた。1405年（永楽3年、太宗5年）以降、朝鮮東北境の女真は明朝への入朝をはじめ、モンケ＝テムルも1405年（永楽3年）か1406年（永楽4年）に明朝へ入朝し、建州衛都指揮使に任命された（河内良弘1992年、49～50頁）。ここにモンケ＝テムルは明朝の官職を得て、その臣となったので、朝鮮との関係を続けることはできなくなった。明朝から見て、女真のモンケ＝テムルも朝鮮も同じ朝貢者であり、明朝は朝貢するもの同士が互いに通交することは認めていなかった。明朝－女真、明朝－朝鮮という関係性は存在したが、女真－朝鮮という関係性は、明朝の冊封関係には存在しなかった。

永楽帝が推進したマンチュリアでの冊封関係の形成により、朝鮮は女真に対する方針の変更を余儀なくされ、女真との通交を縮小する方向性をとった。1406年（永楽4年、太宗6年）には女真との交易の場であった慶源市を閉鎖した[16]。またこの年には、明朝に派遣される使臣が、遼東で私交することも禁止した[17]。翌1407年（永楽5年、太宗7年）には、青州以北を往来する人物には印信の取得を義務づけて、その往来を制限した[18]。朝鮮北辺と遼東との交易は洪武年間にはおこなわれていたが（須川英徳2000年、76～77頁）、永楽年間には明朝による女真招撫、女真と朝鮮の私交禁止という新たな事態を受けて、相互の交易は縮小していたと指摘できよう。

交易縮小は、朝鮮との交易に依存することが深かった女真の生計を脅かした。女真のなかには交易の縮小を、掠奪により補うものもあらわれた。女真の掠奪に手を焼いた朝鮮は、1410年（永楽8年、太宗10年）に軍隊を東北境に派遣し、モンケ＝テムルら女真を攻撃、懲罰する行動にでた（河内良弘1992年、54～57頁）。攻撃を受けたモンケ＝テムルは、朝鮮との関係改善は難しいと判断し、1411年（永楽9年、太宗11年）に鳳州（山城子付近）へと移動し、朝鮮との軋轢を回避する行動を選択した。

朝鮮は軍事行動により女真の脅威を除くことに成功したが、朝鮮が攻撃したモンケ＝テムルは明朝の官職を持つ臣でもあったので、明朝への説明が必要であった。朝鮮は明朝に対して、この攻撃は「国家之命」ではなく「辺将」がしたものと説明し、朝鮮朝廷の決定ではなかったことを主張した[19]。

明朝と朝鮮は冊封関係を取り結んでいたため、国家レベルでの対応（例えば、馬匹や耕牛の献上など）では、朝鮮は明朝の要求に応じる姿勢を示していた。しかしながら北辺の安定確保という地域レベルの問題では、朝鮮は明朝が冊封する女真への攻撃を敢えておこなう選択をしていた。むろん、明朝へは周到に練られた弁明をしてはいたが、「明朝への事大」よりも北辺安定を優先していたのである。太宗以後も女真の北辺での跳梁はやまず、朝鮮は北辺の安定化をはかるために、「明朝への事大」と「女真の羈縻」という両立が難しい問題に悩まされた。かかる問題が生じた震源は、永楽帝によるマンチュリア政策にもとめられる。

③ モンゴル情勢の影響

永楽帝のモンゴルへの対応は、即位後すぐに対応した女真や朝鮮にくらべて、迅速ではなかった（永楽帝のモンゴル政策については和田清1932年、松本隆晴2001年、谷井陽子2009年）。

1408年（永楽6年）に永楽帝は、モンゴル高原で勢力を伸張していたオルジェイ＝テムル（本雅失里）に朝貢をうながした[20]。そして翌1409年（永楽7年）に使者を派遣したが、オルジェイ＝テムルはその使者を殺害し、明朝への敵対姿勢を示した[21]。ここに永楽帝はモンゴル遠征軍の派遣を決め、丘福を征虜大将軍に任命した。ところが丘福の率いる明軍は大敗してしまった。このため

永楽帝は親征の決断を下し、1410年（永楽８年）にモンゴル高原に出撃した。

永楽帝によるモンゴル攻撃はマンチュリア情勢にも影響を与え、女真や朝鮮の動向を左右した。朝鮮は1409年（永楽７年、太宗９年）に丘福がおこなったモンゴル攻撃について探知しており、明朝が敗れればモンゴルが朝鮮北辺にまで侵攻してくることを警戒していた(22)。そして、丘福が敗れて永楽帝が親征に乗り出し、明朝の関心がモンゴル情勢に傾くなか、既述したが、朝鮮は女真への攻撃をおこない、軍事行動により北辺の安定化をはかった。朝鮮が女真攻撃に踏み切るにあたって、どれだけモンゴル情勢を勘案したのか、詳細を記述する史料はない。とはいえ、モンゴル遠征による明朝の圧力低下に、朝鮮が乗じて出兵したのではないかという、その関係性の指摘はこれまでもされてきた（和田清1937年、409頁、末永保和1941年、263～264頁）。

永楽帝は1410年（永楽８年）の第一次モンゴル親征から、死去する1424年（永楽22年）まで、五回におよぶモンゴル親征をおこなっており、1410年（永楽８年）以降の関心はモンゴル政策にあったと考えられる。

表１は、楊暘らが明らかにしたヌルガン都司管轄下における羈縻衛所を、設置年次ごとにカウントしたものである(23)。これによると永楽４年は35箇所と最も多く、永楽７年まで多数の羈縻衛所が設置されたことを示している。永楽16年～22年の間は、羈縻衛所は設置されていない。こうしたヌルガン都司管轄下の羈縻衛所の設置年代から、永楽７年には女真の有力集団の羈縻衛所制への編入、女真の招撫は一段落ついたので、以後はモンゴル政策に力点を移したという解釈はできないだろうか。もとより、永楽帝によるモンゴル政策は明帝国の推移全体のなかから、その位置づけを解釈する必要はあるが、筆者はヌルガン都司管轄下の羈縻衛所設置とのかかわりから、以上のような仮説を主張したい。

1421年（永楽19年）から翌1422年（永楽20年）にかけて、モンゴルのタタル部は遼東を侵攻し、遼東は混乱に陥った（河内良弘1992年、59～60頁）。モンゴルの脅威が遼東におよんだことに、女真は不安を感じた。鳳州（山城子付近）に移動していたモンケ＝テムルはモンゴルの侵攻を警戒し、1423年（永楽21年）に再び朝鮮東北境の会寧に移動した。建州衛の李満住（アハチュの孫）も、1424年（永楽22年）に鳳州から鴨緑江支流の婆猪江流域へ移動した。こうした女真の有力集団の朝鮮北辺への移動により、再び女真と朝鮮との間には紛糾が生じてしまった（河内良弘1992年、60～62頁、143～144頁）。宣徳年間以降については続稿で検討する予定であるが、モンゴルの遼東侵攻→女真の動揺、移動→女真と朝鮮の軋轢増大→紛争へ、という関係性は、本稿で検討した明代前期だけでなく、中期・後期にも存在していたと筆者は考えている。

表１　ヌルガン都司管轄下の衛所の設置年次

年　次	設置数
洪武年間	3
永楽元年	2
2年	6
3年	10
4年	35
5年	23
6年	21
7年	14
8年	7
9年	1
10年	10
11年	2
12年	6
13年	3
14年	1
15年	3
合　計	147

出典；楊暘1982年、301-311頁より作成。

(1)　厳従簡『殊域周咨録』中華書局、1993、733頁（原本は1583年刊行）

(2)　『太宗実録』巻19下　永楽元年５月乙未（『史料満洲』１、175頁）。

(3)　『太宗実録』巻24　永楽元年11月辛丑（『史料満洲』１、181頁）。

(4)　箭内亙1913年、414頁。池内宏1916年～1920年（1972年へ所収、87～89頁）。和田清1937年、380頁。河内良弘1992年、34頁（馬大屯を支持しながらも、疑問点についても述べている）。近年では考古学

的に「馬大屯説」が確認されたという報告が出されている（実瑋2002年）。

⑸『朝鮮実録　太宗実録』巻９　太宗５年５月庚戌（『明代満蒙史料　李朝実録抄』１、166～167頁。以下『史料李朝』と略）。

⑹『宣宗実録』巻58　宣徳４年９月丙午（『史料満洲』１、424頁）。

⑺ 馬市は1406年（永楽４年）に正式に開設された。馬市の詳細については、江嶋壽雄、1999年、第三篇「遼東の馬市」を参照。

⑻『太宗実録』巻62　永楽７年閏４月己酉（『史料満洲』１、235頁）。

⑼ ヌルガン都司、イシハの派遣に関する研究は多数ある。詳細については、別稿「明代マンチュリア史研究の整理」で述べたい。

⑽『太宗実録』巻16　永楽元年２月甲寅。

⑾『朝鮮太宗実録』巻５　太宗３年６月己酉（『史料李朝』１、139頁）。

⑿ 例えば、後に明朝から建州左衛の長に任じられるモンケ＝テムルは1395年（洪武28年、太祖４年）に朝鮮に来朝していた（『朝鮮太祖実録』巻８　太祖４年９月己巳。『史料李朝』１、66頁）。

⒀『朝鮮太祖実録』巻８　太祖４年12月癸卯（『史料李朝』１、67～70頁）。北島万次1996年、166～168頁。

⒁『朝鮮太宗実録』巻７　太宗４年５月己未（『史料李朝』１、149～151頁）。「公嶮鎮」という地名は、朝鮮がその領域を広大に示さんがために作った虚構の地名であったことは、戦前以来指摘されている。以下の研究を参照されたい（津田左右吉1964年e、池内宏1919年、蒋秀松1997年c、劉子敏2003年）。

⒂『朝鮮太宗実録』巻８　太宗４年10月己巳（『史料李朝』１、154頁）。

⒃ 閉鎖に対する女真の反対は強く、鉄製品の取引は禁止という条件で再開された（河内良弘1992年、52頁）。

⒄『朝鮮太宗実録』巻11　太宗６年正月己未（『史料李朝』１、184頁）。

⒅『朝鮮太宗実録』巻14　太宗７年９月丁丑（『史料李朝』１、217～218頁）。

⒆『朝鮮太宗実録』巻19　太宗10年３月壬辰（『史料李朝』１、264～265頁）。

⒇『太宗実録』巻55　永楽６年３月辛酉（『史料蒙古』１、335～337頁）。

(21)『太宗実録』巻64　永楽７年６月辛亥（『史料蒙古』１、347頁）。

(22)『朝鮮太宗実録』巻18　８月壬戌（『史料李朝』1、241頁）。

(23) ヌルガン都司管轄下の羈縻衛所の設置年次は、『大明会典（万暦）』巻125や『明史』巻90兵志２にも記述はあるが、楊暘らの研究に依拠した。

まとめにかえて

洪武帝によるマンチュリア平定は高麗・朝鮮との関係、モンゴル情勢とのかかわりのなかでおこなわれた。明朝とマンチュリアという二者の関係性だけから、おこなわれたものではなかった点を強調したい。永楽帝は明朝の勢力をマンチュリア全域におよぼしたため、周辺のモンゴル、朝鮮、女真との関係性はより密接化した。以後明朝はマンチュリア政策において、これらの勢力との関係調整に苦しむ。

永楽帝はマンチュリア北部に羈縻衛所制度を拡大し、ヌルガン都司の管轄地は羈縻衛所制度により統治した。その結果、ヌルガン都司管轄地は羈縻衛所制度により、遼東都司管轄地は衛所制度により統治されることになった。明朝はマンチュリアを均質的には統治していなかったことを強調したい。また、明朝は遼東では屯田をおこない、人を常住させる政策をおこなったが、ヌルガンへは元朝がしたような屯田政策や犯罪者の流刑など、人を長期的に定住させようとする試みはしなかった（中村和之2008年、54～55頁）。むしろ明朝は、遼東からの出境は禁止する政策をとっていた(1)。この点からも、明朝は遼東とヌルガンを同一視していなかったことが見てとれる。

紅巾軍の侵攻、元朝の崩壊によりマンチュリアは混乱に陥ったが、洪武帝、永楽帝により新たな地域秩序がつくられた。遼東は衛所制度で治め、女真とは羈縻衛所制度により明朝との関係を保ち、朝鮮、モンゴルには冊封関係で対応したとまとめられよう。

永楽帝の死去、洪熙帝の短命な治世を経て、宣徳帝が即位した。宣徳帝は、マンチュリア政策については祖父永楽帝の方針を延長していた。女真の朝貢は無制限に受け入れるとともに、ヌルガン都司維持のためにイシハを二回派遣した（江嶋壽

雄1953年)。しかしながら、永楽帝の方針遵守は財政的に難しくなった。宣徳帝についで即位した正統帝は、即位後すぐに遼東総兵官、遼東都司らに造船や運糧の停止を命令した(2)。これにより、正統帝はヌルガン都司の維持を放棄したと解釈できる。さらに女真らの朝貢を制限する政策をおこない、永楽年間につくられた羈縻衛所制度は変容していった(3)。その変容過程については、続稿「遼東辺牆の時代」で考察したい。

(1)『太宗実録』巻143　永楽11年９月丙申（『史料満洲』１、267頁)、『太宗実録』巻204　永楽16年９月戊申（『史料満洲』１、298頁)。

(2)『英宗実録』巻１　宣徳十年正月甲戌（『史料満洲』１、529頁）

(3)　正統年間以降もヌルガン都司は存続し、マンチュリア北部は明朝により実効支配されていたという見解は、現在の領土問題との関係から主張されている部分が大きく、歴史の実体認識とは距離のある見解だと筆者は考える。ヌルガン都司は女真などの朝貢をうながす目的から設けられた。それゆえ正統年間に朝貢を制限するようになると、その存在意義は大きく低下したと考えられる。朝貢制限をおこなう時代に、ヌルガン都司を維持する政策を明朝がとるとは考えにくい、という杉山清彦の見解に筆者も同意したい（杉山清彦2008年、118頁)。また中国における研究でも、正統年間以降ヌルガン都司は機能喪失していたという見解が主張されている（張士尊2003年)。

参考文献

日本語

愛新覚羅烏拉熙春　2009年『明代の女真人』京都大学学術出版会

新宮　学　1998年a「明代の衛籍について」『東北大学東洋史論集』７

――――　1998年b「明清社会経済史研究の新しい視点－顧誠教授の衛所研究をめぐって－」『中国－社会と文化』13

池内　宏　1915年a「李朝の四祖の伝説とその構成」『東洋学報』5-2、5-3（1972年へ所収）

――――　1915年b「三万衛につきての考」『史学雑誌』26-5（1963年aへ所収）

――――　1916年～1920年「鮮初の東北境と女真との関係」『満鮮地理歴史報告』２、４、５、７（1972年へ所収）

――――　1917年「高麗恭愍王の元に対する反抗の運動」『東洋学報』7-1（1963年bへ所収）

――――　1918年a「高麗辛禑朝に於ける鉄嶺問題」『東洋学報』8-1（1963年bへ所収）

――――　1918年b「高麗恭愍王朝の東寧府征伐に就いての考」『東洋学報』8-2（1963年bへ所収）

――――　1918年c「高麗末に於ける明及び北元との関係」『史学雑誌』29-1～29-4（1963年bへ所収）

――――　1919年「公嶮鎮と蘇下江」『東洋学報』9-1（1963年bへ所収）

――――　1922年「元代の地名開元の沿革」『東洋学報』12-3（1963年bへ所収）

――――　1963年a『満鮮史研究　中世１』吉川弘文館

――――　1963年b『満鮮史研究　中世３』吉川弘文館

――――　1972年『満鮮史研究　近世編』中央公論美術出版

稲葉岩吉　1934年「鉄嶺衛の位置を疑う」『青丘学叢』18

岩間徳也　1925年「元張百戸墓碑考」『満蒙』第６年65冊、1925年

江嶋壽雄　1950年「明初における女直の遼東移住について」『東洋史学』１（1999年へ所収）

――――　1953年「亦失哈の奴児干招撫に就て」『西日本史学』13（1999年へ所収）

――――　1999年『明代清初の女直史研究』中国書店

遠藤　巖　1988年「応永初期の蝦夷の反乱－中世国家の蝦夷問題によせて－」北海道・東北史研究会編『北からの日本史』三省堂

榎森　進　1990年「十三～十六世紀の東アジアとアイヌ民族－元・明朝とサハリン・アイヌの関係を中心に－」羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館

――――　2008年「明朝のアムール政策とアイヌ民族」菊池俊彦、中村和之編『中世の北東アジアとアイヌ』高志書院

江原正昭　1963年「高麗の州県軍に関する一考察－女真人の高麗軍への編入を中心にして－」『朝鮮学報』28

大葉昇一　1998年「クイ（骨嵬、蝦夷）・ギレミ（吉里迷）の抗争とオホーツク文化の終焉－元朝の樺太出兵と水達達経営に関わって－」『学苑』701

岡田英弘　1959年「元の瀋王と遼陽行省」『朝鮮学報』14

――――　1961年「開原城新考」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社
鴛淵一「元の征東行省に就きて」『大谷学報』10-4，1929
海保嶺夫　1987年『中世の蝦夷地』吉川弘文館
蔭木原洋　2008年「洪武帝初期の対琉球政策－馬・高麗・納哈出を通して－」『東洋史訪』14
川越泰博　1986年「明代軍屯制の一考察－とくに朝鮮牛買付けをめぐって－」『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』刀水書房
――――　2001年「軍事行政－衛所を中心として－」『明代中国の軍制と政治』国書刊行会
河内良弘　1992年『明代女真史の研究』同朋舎
北島万次　1995年「永楽帝期における朝鮮国王の冊封と交易」田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館
――――　1996年「明の朝鮮冊封と交易関係」『中世史講座』11、学生社
北村秀人　1964年「高麗に於ける征東行省について」『朝鮮学報』32
――――　1972年「高麗時代の瀋王についての一考察」『人文研究（大阪市立大学）』24-10
佐々木史郎　1994年「北海の交易－大陸の情勢と中世蝦夷の動向」『岩波講座日本通史』10巻、岩波書店
佐藤文俊　1999年『明代王府の研究』研文出版
清水泰次　1918年「大寧都司の内徙につきて」『東洋学報』8-1
――――　1928年「明代の漕運」『史学雑誌』39-3
――――　1935年「明代の遼東経営」『東亜』8-1
――――　1937年a「明代満洲屯田考」『地友会雑誌』2-2
――――　1937年b「東蒙古に於ける明初の経営」『東亜経済研究』21-2
徐仁範　1999年「衛所と衛所軍－軍士の選充方法を中心に－」『明代史研究』27
末松保和　1941年「麗末鮮初に於ける対明関係」『京城帝大史学論叢』2（『末松保和朝鮮史著作集5　高麗朝史と朝鮮朝史』吉川弘文館、1996年へ所収）
須川英徳　2000年「朝鮮初期における経済構想」『東洋史研究』58-4
杉山清彦　2008年「明初のマンチュリア進出と女真人羈縻衛所制」菊池俊彦、中村和之編『中世の北東アジアとアイヌ』高志書院
園田一亀　1949年「元代南満洲の交通路について」『東洋学報』32-2
――――　1948年『明代建州女直史研究』国立書院
谷井陽子　2009年「明初の対モンゴル軍事政策とその帰結」『史林』92-3
津田左右吉　1964年a「元代に於ける高麗西北境の混乱」『津田左右吉全集』11、岩波書店
――――　1964年b「元代に於ける高麗の東北境」『津田左右吉全集』11、岩波書店
――――　1964年c「高麗末に於ける鴨緑江畔の領土」『津田左右吉全集』11、岩波書店
――――　1964年d「高麗末に於ける東北境の開拓」『津田左右吉全集』11、岩波書店
――――　1964年e「兀良哈と斡都里との住地、并に偽公嶮鎮の位置」『津田左右吉全集』11、岩波書店
デイビッド・ロビンソン　2007年「モンゴル帝国の崩壊と高麗恭愍王の外交政策」夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会
徳永洋介　1996年「金元時代の流刑」梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所
中村和之　1992年「『北からの蒙古襲来』小論－元朝のサハリン侵攻をめぐって－」『史朋』25
――――　2006年「金・元・明朝の北東アジア政策と日本列島」天野哲也、臼杵勲、菊池俊彦編『北方世界の交流と変容』山川出版社
――――　2008年「モンゴル時代の東征元帥府と明代の奴児干都司」菊池俊彦、中村和之編『中世の北東アジアとアイヌ』高志書院
西野幸雄　1988年「高麗朝における北方両界地域について－蒙古侵略期の対応から－」『専修史学』20
萩原淳平　1960年「明初の北辺について」『東洋史研究』19-2（改稿して「元朝の崩壊と明初のモンゴル人」『明代蒙古史研究』同朋舎、1980年）
荷見守義　2002年「辺防と貿易－中朝関係における永楽期－」『中央大学東洋史学専攻創設五十周年記念アジア史論叢』
浜中　昇　1986年「高麗末期政治史序説」『歴史評論』437
星　斌夫　1963年『明代漕運の研究』日本学術振興会
堀江雅明　1990年「ナヤンの反乱について（上）」『東洋史苑』34・35
増井寛也　1982年「『乞列迷四種』試論－元明時代のアムールランド－」『立命館文学』444・445
――――　1996年「明代の野人女直と海西女直（上）」『大垣女子短期大学研究紀要』37
松本隆晴　2001年「明代前期の北辺防衛と北京遷都」『明代北辺防衛体制の研究』汲古書院
丸亀金作　1934年「元・高麗関係の一齣－瀋王に就いて－」『青丘学叢』18
森平雅彦　1998年a「駙馬高麗国王の成立－元朝におけ

る高麗王の地位についての予備的考察－」『東洋学報』79-4
――――　1998年b「高麗王位下の基礎的考察－大元ウルスの一分権勢力としての高麗王家」『朝鮮史研究会論文集』36
――――　2008年「事元期高麗における在来王朝体制の保全問題」『北東アジア研究』別冊1
箭内　亙　1913年「満洲に於ける元の疆域」『満洲歴史地理』2
――――　1923年「池内博士の『元代の地名開元の沿革』を読む」『東洋学報』13-1（1930年へ所収）
――――　1930年『蒙古史研究』刀江書院
吉野正史　2008年「ナヤンの乱における元朝軍の陣容」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』54-4
――――　2009年「元朝にとってのナヤン・カダアンの乱」『史観』161
和田　清　1928年「元代の開元路に就いて」『東洋学報』17-3（1955年へ所収）
――――　1930年「兀良哈三衛に関する研究（上、下）」『満鮮地理歴史研究報告』12、13（1959年へ所収）
――――　1932年「明初の蒙古経略」『満鮮地理歴史研究報告』13（1959年へ所収）
――――　1934、1937年「明初の満洲経略（上、下）」『満鮮地理歴史研究報告』14、15（1955年へ所収）
――――　1944年「開元・古州及び毛憐」『北亜細亜学報』3（1955年へ所収）
――――　1955年『東亜史研究（満洲篇）』東洋文庫
――――　1959年『東亜史研究（蒙古篇）』東洋文庫

中国語

于志嘉　2009年「犬牙相制－以明清時代的潼關衛為例」『中央研究院歴史語言研究所集刊』80-1
王　剣　2006年「納哈出盤踞遼東時明朝与高麗的関係」『中国辺疆史地研究』2006-4（『黒水文明研究』黒龍江人民出版社、2007年へ所収）
王崇時　1991年「元代入居中国的高麗人」『東北師大学報』1991-6（『中朝関係史研究論文集』吉林文史出版社、1995年へ所収）
王綿厚　1981年「張成墓碑与元代水達達路」『社会科学輯刊』1981-3（『東北歴史地理論著匯編』3、吉林人民出版社、1987年へ所収）
王　頲　1982年「元代極東北三族雑考」『北方論叢』1982-1
解毓才　1940年「明代衛所制度興衰考」『説文月刊』2-9～2-12（『明史論叢4－明代政治』学生書局、1968年へ所収）
郭毅生　1980年「元代遼陽行省駅道考略（上、下）」『北方論叢』1980-2、1980-4
郭　紅　2000年「明代大寧都司沿革考実」『歴史地理』16
邱樹森　2003年「元代的女真人」『社会科学戦線』2003-4
姜　陽　2006年「明初鉄嶺衛設置与高麗関係述略」『韓国学論文集』15
金渭顕　1998年「高麗与明之間的貢馬問題」『韓国学論文集』7
景　愛　1979年「関于開原路若干問題的探討」『学習与探索』1979-3
厳聖欽　1995年「高麗与蒙元的政治軍事関係」『韓国学論文集』4
顧　誠　1989年「談明代的衛籍」『北京師範大学学報』1989-5（翻訳は、新宮学「明代の衛籍について」『東北大学東洋史論集』7、1998年）
胡　凡　1998年「論明代洪武時期的北部辺防建設」『東北師大学報（哲学社会科学版）』1998-4（趙毅と共著）
――――　2006年「明代洪武永楽時期北辺軍鎮建置考」『文史』77
呉松弟　1996年「蒙（元）時期朝鮮半島対中国的移民」『韓国研究論叢』2
黄文沁　1981年「明成祖時代遼東的経略」『明史研究専刊』4
実　瑋　2002年「満族第一発祥地斡朶里故城遺址的発現」『学習与探索』2002-2
徐桂榮　1992年「明代遼東都司諸衛轄所考」『遼寧大学学報』1992-1（劉正堃と共著）
朱誠如　1980年「明遼東都司二十五衛建置考弁」『遼寧師院学報』1980-6（『管窺集』紫禁城出版社、2002年へ所収）
蒋秀松　1997年a「元代的“合蘭府”」『東北民族史研究』3、中州古籍出版社
――――　1997年b「高麗末期的東、西女真」『東北民族史研究』3、中州古籍出版社
――――　1997年c「羈縻衛所和羈縻政策」『東北民族史研究』3、中州古籍出版社
――――　1997年d「関于公嶮鎮的地理位置」『東北民族史研究』3、中州古籍出版社
薛　磊　2005年「元代開原路建置新考」『元史論叢』10
――――　2006年「元代瀋陽路建置芻議」『歴史地理』21
――――　2008年「元代遼陽行省芻議」『内蒙古大学学報（哲学社会科学版）』2008-3
曹樹基　1996年「対明代初年田土数的新認識－兼論明

初辺衛所轄的民籍人口」『歴史研究』1996-1
叢佩遠　1988年「元代的野人、吾者野人、女直野人与北山野人」『史学集刊』1988-3
――― 1993年「元代遼陽行省境内的契丹、高麗、色目与蒙古」『史学集刊』1993-1
――― 1998年「元代東北編」佟冬主編『中国東北史』３、吉林文史出版社
――― 1990年「黒龍江下游地区古代的狗国与狗站」『中国史研究』1990-2
――― 1993年「元代遼陽行省的農業」『北方文物』1993-1
孫衛国　1997年「略論明初与麗末之中韓関係」『韓国学論文集』６
譚其驤　1935年「釋明代都司衛所制度」『禹貢半月刊』3-10（『長水集』上、人民出版社、1987年へ所収）
――― 1981年「元代的水達達路和開元路」『歴史地理』創刊号（『東北歴史地理論著彙編』３、1987年へ所収）
張　輝　2003年「鉄嶺立衛与辛禑朝出師攻遼」『中国辺疆史地研究』2003-1
張　杰　2003年「明初朱元璋経営鉄嶺以北元朝旧疆始末」馬大正主編『中国東北辺疆研究』中国社会科学出版社（王虹と共著）
――― 2004年「朱元璋設置鉄嶺衛于鴨緑江東始末」『遼寧大学学報（哲学社会科学版）』2004-1
張勝彦　1976年「明太祖時代遼東之主権的確立与政略」『食貨』5-11
張士尊　2002年「明代遼東東部山区海島開発考略」『遼寧大学学報（哲学社会科学版）』30-4
――― 2003年「奴児干都司職能分析」『遼寧大学学報（哲学社会科学版）』31-5
張秦湘　1982年「試論元初開元城的位置」『学習与探索』1982-1（1994年に所収）
――― 1986年「論乃顔之乱」『民族研究』1986-2（1994年へ所収）
――― 1994年『東北亜研究－東北考古学研究（三）』中州古籍出版社
張立凡　1983年「略論明代洪武期間与北元与戦和」中国蒙古史学会編『中国蒙古史学会論文選集』
趙立人　1994年「洪武時期北部辺防政策的形成与演変」『史学集刊』1994-4
陳文石　1967年「明代前期遼東的辺防（洪武四年－正統十四年）」『中央研究院歴史語言研究所集刊』37上
鄭慶平　2007年「衛所制度変遷与基層社会的資源配置－以明清蔚州為中心的考察」『求是学刊』34-6
鄭川水「元代遼河流域農業経済開発述論」『遼寧大学学報』1991-5
程尼娜　2005年「元朝対黒龍江下流女真水達達地区統括研究」『中国辺疆史地研究』2005-2
――― 2006年「元代朝鮮半島征東行省研究」『社会科学戦線』2006-6
都興智　2009年「元代遼陽行省的設置与治所変遷問題探討」『遼寧師範大学学報（社会科学版）』2009-1
董万侖　1990年「元代合蘭府水達達研究」『北方文物』1990-2
――― 1995年「明代三万衛初設地研究」刁書仁主編『中朝関係史研究論文集』吉林文史出版社
樊錞　2008年「明初南北転運重建的真相：永楽十三年停罷海運考」『歴史地理』23
馮季昌　1998年「明代遼東都司及其衛所建置考弁」『歴史地理』14
方学風　1989年「元代高麗人遷入中国境内的一些史料」韓俊光主編『中国朝鮮族遷入史論文集』黒龍江朝鮮民族出版社
彭建英　2004年「明代羈縻衛所制述論」『中国辺疆史地研究』2004-3
楊暁春　2007年「13－14世紀遼陽、瀋陽地区高麗移民研究」『中国辺疆史地研究』2007-3
楊保隆　1984年「浅談元代的女真」『民族研究』1984-3
楊茂盛　1989年「関于元代兀者的名称、分布与族属問題」『中央民族学院学報』1989-4
楊　暘　1980年「明代遼東都司及其衛的研究」『社会科学輯刊』1980-6（李治亭、傅朗云と共著。『東北歴史地理論著彙編』４、吉林人民出版社、1987年へ所収）
――― 1982年『明代奴児干都司及其衛所研究』中州書画社（袁閭琨、傅朗雲と共著）
――― 1988年『明代遼東都司』中州古籍出版社
――― 1995年「関于明成祖在東北辺陲実施以佛教“御辺”国策之我見」『博物館研究』1995-2（敬知本と共著）
李学智　1956年「朝鮮史籍中之『移闌豆漫』与明代三万衛考」『大陸雑誌』12-8
――― 1959年「元代設於遼東行省之開元路（上、中、下）」『大陸雑誌』18-2、18-3、18-4
李三謀　1989年「明代遼東都司、衛所的行政職能」『遼寧師範大学学報（社会科学版）』1989-6
1996年「明代遼東都司衛所的農経活動」『中国辺疆史地研究』1996-1
李新峰　1998年「恭愍王後期明高麗関係与明蒙戦局」『韓国学論文集』７
劉子敏　2003年「関于“公嶮鎮”位置的再考証」馬大正主編『中国東北辺疆研究』中国社会科学出版社

2009年　教員研究業績一覧

（１月～12月）

社会福祉学部

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月日	発行所、発表雑誌又は発表学会等の名称

伊藤英一

〔学術論文〕

１．文字を綴ることを支援する技術 ～情報通信技術（ICT）の活用	単	21年11月	三輪書店 『作業療法ジャーナル』Vol.43、No.12、pp.1320－1325.

稲木康一郎

〔学術論文〕

１．いきいきとした生活に向けての心理的援助の実際	共	21年３月	『介護保険対応版ホームヘルパー養成研修テキスト２級　第２巻　介護サービスのための基礎知識』 日本労働者協同組合連合会
２．多方向性テレビ電話コミュニケーションによる、過疎地居住の独居老人のメンタルケア・システムの開発	共	21年11月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.17－30.

〔学会発表〕

１．バーンアウト介入プログラム作成のための予備的研究３ －看護師の不合理な信念尺度の検討－	共	21年８月	日本心理学会 第73回大会
２．バーンアウト介入プログラム作成のための予備的研究４ －看護師の不合理な信念変容によるバーンアウト介入効果の検討－	共	21年８月	日本心理学会 第73回大会
３．看護師特有の不合理な信念を測定する質問紙の再検討 ―大規模集計データによる検討―	共	21年10月	第35回　日本 行動療法学会

上平忠一

〔学術論文〕

１．選択的セロトニン再取り込み阻害薬（SSRI）投与の初期に自殺した老年期うつ病の検討	単	21年３月	『長野大学紀要』第30巻第４号 pp.231－238.
２．精神障害者（うつ病者）のリハビリ出勤による職場復帰支援	単	21年３月	上田市医師会報　39（３）；21－23

３．職場のメンタルヘルスと精神障害者の職場復帰支援―うつ病者のリハビリ出勤を通じて―	単	21年６月	『長野大学紀要』第31巻第１号 pp.11－28.
４．障害者自立支援法と介護保険法の狭間で	単	21年12月	上田市医師会報　40（12）；12－14

〔学会発表〕

１．精神障害者（うつ病者）のリハビリ出勤を試みた１症例	単	21年２月	上田市医師会臨床懇話会（上田）
２．障害者自立支援法と介護保険法の狭間の症例	単	21年11月	上田市医師会臨床懇話会（上田）

神尾裕治

〔その他〕

１．関係機関等との連携による特別支援学校の教育の充実	単	21年３月	『長野大学紀要』特別号第１号 pp.1－22.

黒沢惟昭

〔著書〕

１．生涯学習とアソシエーション－三池、そしてグラムシに学ぶ	単	21年10月	社会評論社

〔学術論文〕

１．市民的ヘゲモニーの生成と展開－グラムシの思想と現代日本の主体形成	単	21年３月	『長野大学地域共生福祉論集』第３号 PP.9－24.
２．疎外論の再審－生涯学習体系論への序章－	単	21年６月	『長野大学紀要』第31巻第１号 pp.59－72.

合津文雄

〔学術論文〕

１．高齢者を取り巻く制度および福祉活動の現状と地域福祉―「共生型地域福祉」概念 構築の視点から―	単	21年３月	『長野大学地域共生福祉論集』第３号 PP.1－8.

越田明子

〔学術論文〕

１．社会福祉教育における科目「介護技術」の位置づけと授業目標－社会福祉士養成を中心として－	単	21年６月	『長野大学紀要』第31巻第１号 pp.73―82.

（調査報告書・研究報告書）

１．高齢者の支援と介護保険制度	共	21年10月	（社）日本社会福祉士養成校協会編『社会福祉士国家試験模擬問題集2010』

２．「共生福祉」概念の構築とまちづくりにみる「共生福祉」の実証的研究第２報	共	21年11月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.57―62.

田中祥貴

〔学術論文〕

１．青少年保護とその周辺	単	21年10月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.77－85.

〔その他〕

１．LEX/DB インターネット判例データベース	共	21年４月	株式会社 TKC

谷田林士

〔学会発表〕

１．囚人のジレンマにおける意思決定プロセス	単	21年10月	第５回長野大学社会福祉学会

野口友紀子

〔学術論文〕

１．社会福祉理論の源流にみる公的扶助と社会政策―大河内一男の場合―	単	21年３月	『長野大学紀要』第30巻第４号 pp.51－58.
２．第６章生活保護の動向と財源	共	21年３月	『みらい』pp.91－126.
３．社会福祉発達史キーワード	共	21年５月	有斐閣

〔調査報告書・研究報告書〕

１．高雄医学大学ならびに福祉施設訪問に関する報告	単	21年３月	『長野大学附属地域共生福祉研究所報』第４号 pp.5－8.
２．共生の多様なかたち：「べてるの家」の場合	共	21年11月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.59－60.

〔学会発表〕

１．社会事業本質論にみる非科学性の可能性―大河内理論との対比から―	単	21年５月	社会事業史学会第11回大会（於：東洋大学）
２．戦後社会事業の本質論の諸相―戦後から1950年までの理論から―	単	21年10月	日本社会福祉学会第57回全国大会（於：法政大学）

樋澤吉彦

〔その他〕

１．「同意」はパターナリズムを正当化できるか	単	21年２月	『談（特集「パターナリズムと公共性」）』（(財）たばこ総合研究センター）、83：37－58.

宮崎まさ江

〔著書〕

１．新・精神保健福祉士養成講座４ 精神保健福祉論	共	21年２月	中央法規　pp.393－396. pp.397－403.
２．新・精神保健福祉士養成講座７ 精神保健福祉援助演習	共	21年２月	中央法規　pp.183－187.

（学会発表）

１．自由がある、あたり前の生活とは―精神に障がいのある人の退院後の地域でのくらしに関する聴き取り調査を通して―	共	21年10月	第28回信州精神神経学会 （長野県精神障害者地域移行支援研究会）

（調査報告書・研究報告書）

１．平成20年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト　―精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する研究報告書―	共	21年３月	長野県精神障害者地域移行支援研究会

（その他）

１．学びの窓から　その35　注目しよう！わが国の「障害者の権利条約」批准の動きに!!	単	21年５月	長野県精神保健福祉士協会ニュースNo.38
２．学びの窓から　その37　もう一歩先の“地域でのあたりまえの暮らし”の実現に向けて	単	21年11月	長野県精神保健福祉士協会ニュースNo.40

環境ツーリズム学部

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月日	発行所、発表雑誌又は発表学会等の名称

大野　晃

〔学術論文〕

１．山村集落の現状と集落再生の課題	単	21年10月	日本村落研究学会編 『年報村落社会研究　45集』農文協刊 pp.45－87.

〔学会発表〕

１．人口減時代の社会学～限界集落と地域再生	単	21年６月	第57回関東社会学会大会 お茶の水女子大学
２．現代山村の現状と地域再生	単	21年６月	北海道社会学会大会 ＜地域再生と社会学＞シンポジウム
３．スウェーデンにおける住民自治と地域再生～オーレコミューン・フーソー集落の事例	共	21年８月	2009年度日本地方自治学会大会 フィンランド・バァーサ大学（大野晃・中道仁美）
４．地方再生の方策～地域社会の視点～	単	21年11月	2009年度日本地方自治学会大会 静岡大学
５．漁業地域の再生を考える	単	21年12月	第４回全国漁業・漁村研究大会 東京・発明会館

京谷栄二

〔学術論文〕

１．労働社会学者マイケル・ブラウォイの軌跡	単	21年12月	日本労働社会学会編『日本労働社会年報　第20号　労働者像のこの10年』東信堂　pp.109－121.

〔学会発表〕

１．労働社会学からパブリック・ソシオロジーへ：マイケル・ブラウォイの軌跡	単	21年10月	第82回日本社会学会大会、立教大学

久保木匡介

〔学術論文〕

１．イギリスにおける教育水準局の学校査察と教育の専門性（１）	単	21年６月	『長野大学紀要』第31巻第１号 pp.45－58.
２．自治体構造改革と公務労働の現在	単	21年11月	『月刊社会教育』649号 pp.５－15.
３．地方分権改革推進委員会の勧告を読む―第二次勧告「義務付け・枠付け」等関与の改革を中心に―	単	21年11月	東京自治問題研究所『地方分権改革の嘘と実』pp.27－49.

〔調査報告書・研究報告書〕

１．長野県上田市における新自由主義教育改革と対抗運動	単	21年10月	『住民と自治』558号 pp.30－31.

小林一博

〔学術論文〕

１．ティム・バートン試論―フリークスの孤独から家族の神話へ　その２	単	21年３月	『長野大学紀要』第30巻第４号 pp.21－29.

小長谷悠紀

〔著書〕

１．サーフィン文化の形成と空間というメディア	共	21年10月	神田孝治編『レジャーの空間』ナカニシヤ出版 pp.59－67.

〔学術論文〕

１．日本におけるブラジル国籍市民の余暇活動調査からの一考察	単	21年11月	日本観光研究学会全国大会発表論文集 No.24. pp.109－111.

斎藤　功

〔著書〕

１．日本の地誌　６　首都圏Ⅱ	編	21年３月	朝倉書店　全582頁。

〔学術論文〕

１．インペリアルバレーにおけるヒツジのアルファルファ畑放牧	単	21年３月	立教大学観光学部紀要、11、25－38.

〔その他〕

１．新しい野菜流通と農業法人	共	21年３月	田林明ほか編、『日本農業の維持システム』農林統計出版、162－180.
２．カリフォルニアにおける移民農業と環境利用―アルファルファ・酪農・羊―	単	21年３月	『長野大学紀要』特別号第１号 pp.23－50.

佐藤　哲

〔著書〕

１．テングハギの立派な角―ようやくわかった意外な使い方	共	21年３月	猿渡敏郎、西源二郎編、「研究する水族館」東海大学出版会　pp.162－178.
２．半栽培の環境社会学―これからの人と自然	共	21年10月	宮内泰介編『なぜ今「半栽培」なのか－自然と社会の相互作用』昭和堂、pp.22－44.
３．地域社会の中のレジデント型研究機関―土着的知識体系と科学知をつなぐもの―	共	21年12月	鬼頭秀一編、『環境倫理学』、東京大学出版会、pp.211－226.

〔学術論文〕

１．フナ米の食味評価と稲田養魚に対する一般意識	共	21年２月	日本水産学会誌75（１）、１－５

〔学会発表〕

１．エコツーリズムを通じた環境モニタリングと生態系サービス管理と活用の可能性・・・釧路湿原の事例から	単	21年３月	2009年日本地理学会春季学術大会 The Association of Japanese Geographers 講演
２．里山生態系サービス創出のためのツールキット作成の試み	共	21年６月	日本景観生態学会第19回大会 講演（佐藤哲・高橋一秋・高橋大輔・三上光一・外崎　健）
３．無線 LAN 環境整備による大学実習林の持続的な環境モニタリング	共	21年６月	日本景観生態学会第19回大会 ポスター発表（三上光一・高橋一秋・高橋大輔・外崎　健・佐藤　哲）
４．生物多様性をなぜまもるのか：生態系サービスと社会	単	21年６月	環境三学会合同シンポジウム パネラー
５．長野大学「森の生態系サービスの活用を学ぶ環境教育」が育成を目指す人材と特徴的な手法	共	21年７月	日本環境教育学会第20回大会 講演（高橋一秋・高橋大輔・三上光一・外崎　健・佐藤　哲）
６．森の生態系サービスの活用を学ぶ環境教育	共	21年７月	日本環境教育学会第20回大会 ポスター発表（外崎　健・高橋一秋・三上光一・高橋大輔・佐藤　哲）
７．人と自然の共生できる地域づくり	単	21年10月	兵庫県立コウノトリの郷公園開園10周年記念式典シンポジウム　パネラー
８．里山里海アクティビティに何を期待するか	単	21年11月	第１回能登総合シンポジウム （三井物産環境基金）講演

シモンズ・マーガレット

〔その他〕

１．Regional Identity in the Autonomous Community of Catalunya : History, Economy, Language, Political Self-determination and Ethnicity	単著	21年３月	*The Bulletin of Nagano University,* Special Issue１（特別番号１），pp.83－98.

臺　純子

〔学術論文〕

１．高山市におけるインバウンド振興	単	21年11月	日本観光研究学会全国大会　研究発表論文集　No.23.

高橋一秋

〔学会発表〕

１．長野大学「森の生態系サービスの活用を学ぶ環境教育」が育成を目指す人材と特徴的な手法	共	21年７月	日本環境教育学会
２．クマ棚下の光環境と液果植物の結実状況	共	21年３月	日本生態学会（盛岡大会）

高橋大輔

〔学術論文〕

１．フナ米の食味評価と稲田養魚に対する一般意識	共	21年２月	日本水産学会誌，75：１－５
２．Use of microsatellite DNA and otolith Sr : Ca ratios to infer genetic relationships and migration history of four morphotypes of *Rhinogobius* sp. OR.	共	21年12月	Ichthyological Research，56：373－380（日本魚類学会）

〔学会発表〕

１．潜在的な配偶候補者数によって変化するハゼ科魚類ヌマチチブの雌の配偶者選択性	単	21年３月	第56回日本生態学会大会・岩手県立大学
２．里山生態系サービス創出のためのツールキット作成の試み	共	21年６月	第19回日本景観生態学会大会・新潟大学
３．長野大学「森の生態系サービスの活用を学ぶ環境教育」が育成を目指す人材と特徴的な手法	共	21年７月	日本環境教育学会第20回東京大会・東京農工大学
４．長野大学「森の生態系サービスの活用を学ぶ環境教育」の評価システム	共	21年７月	日本環境教育学会第20回東京大会・東京農工大学

塚瀬　進

〔研究ノート〕

１．社会科（歴史）教育における実践と課題	単	21年３月	『長野大学紀要』第30巻第４号 pp.59－65.

〔書評〕

１．田中隆一『満洲国と日本の帝国支配』〈有志社、2007〉	単	21年３月	『東アジア近代史』12号

徳永哲也

〔学術論文〕

１．生命倫理学から安全・安心の議論をつくる試み	単	21年３月	『長野大学紀要』第30巻第４号 pp.43－50.

２．大学教育における哲学者の役割	単	21年３月	『哲学教育を考える』 名古屋大学高等教育研究センター発行 pp.141－171.
３．治安・管理への問いなおしと生命圏安全保障	単	21年12月	『安全・安心を問いなおす』 郷土出版社 pp.9－24.

長島伸一

〔その他〕

１．自由大学と上田小県地域の青年団運動―「社会的教養」をめぐって―	単	21年３月	『長野大学紀要』特別号第１号 pp.51－60.

比拉勒　伊力亜司

〔学術論文〕

１．中国語の発音練習を効率化する試み	単	21年６月	『長野大学紀要』第31巻第１号 pp.83－90.
２．中国語発音学習の難点を克服するための工夫	単	21年12月	『コンピュータ＆エデュケーション』vol.27　pp.18－23.

〔学会発表〕

１．CALL によるピンイン学習指導	単	21年８月	CIEC（2009PC　Conference　愛媛大学城北キャンパス）（2009PC　Conference　論文掲載）

三田育雄

（調査報告書・研究報告書）

１．過疎地の挑戦　川場村、全村公園化を目指す新治村（現みなかみ町）	共	21年３月	経済産業省「観光地の組織形成とネットワークマネジメント」

安井幸次

（学術論文）

１．「平成の大合併」による地方自治体の変化と協働の地域づくり	単	21年４月	『みんなのスポーツ』第352号 PP.12－14.
２．グローバリゼーションとフードセキュリティをめぐって―食料自給率と食の安全性の構図―	単	21年12月	『安全・安心を問いなおす』郷土出版社 PP.71－86.

〔調査報告書・研究報告書〕

１．長野県内の地域自治組織に関する事例的調査の報告（１）	単	21年３月	『長野県住民と自治研究所だより』第51号 PP.1－5.

企業情報学部

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月日	発行所、発表雑誌又は発表学会等の名称

禹　在勇

〔学術論文〕

１．分光的な光反射計測に基づいた物体の３DCG 再現	共	21年２月	Vol.８、No.３、pp.943－950.
２．GPU を用いた日本刀のリアルタイムレンダリング	共	21年５月	『日本色彩学会全国大会論文集』pp.20－21、2009
３．RGB カメラによる分光画像計測と IBL への応用	共	21年６月	情報処理学会 画像電子学会、 Visual Computing／グラフィックスと CAD 合同シンポジウム、CD、６pages（2009）
４．3D Digital Archive of The Japanese Sword Based on Spectral Reflection Model	共	21年10月	『IASDR2009』４pages、CD、2009
５．A Real-time Rendering Method of Art Objects Based on Multi-spectral Reflection Model	共	21年10月	『IASDR2009』４pages、CD、2009
６．物体表面の反射特性と分光反射モデルに基づいたリアルタイムレンダリング手法	共	21年12月	『日本感性工学会論文誌』Vol.９、No.３、９pages、2009
７．分光画像圧縮に基づいた分光ベースレンダリングの高精細化	共	21年12月	『日本感性工学会論文誌』Vol.９、No.３、10pages、2009

〔学会発表〕

１．計測データに基づいた日本刀のレンダリング手法	共	21年２月	情報処理学会研究報告、CG－134、pp.89－94.
２．RGB カメラを用いた分光ベース全方位画像計測法	共	21年２月	情報処理学会研究報告、CG－134、pp.95－100.
３．日本刀の分光的な反射特性計測と CG 再現	共	21年２月	日本色彩学会画像色彩研究会、pp.29－32.
４．Image Based Lighting のための分光画像計測の一手法	共	21年２月	日本色彩学会画像色彩研究会、pp.33－36.
５．マルチプラットフォーム型の分光ベースリアルタイム画像生成システムの開発	共	21年２月	日本色彩学会画像色彩研究会、pp.37－40.
６．分光的な環境光計測による実シーンと CG の合成手法	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、４pages、2009
７．分光情報に基づいた人間の肌と化粧品の CG 再現	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、４pages、2009

８．日本刀の光沢モデルの構築とCGへの応用	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、２pages、2009
９．反射特性計測に基づいた日本刀デジタルアーカイブ	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、２pages、2009
10．マルチバンドカメラを用いた物体表面反射特性推定	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、２pages、2009
11．化粧品の反射特性解析とCGへの応用	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、２pages、2009
12．分光ベース全方位光源分布を用いたレンダリング手法	共	21年５月	日本色彩学会学会誌、Vol.33、Suppl., pp.18－19.
13．GPUを用いた日本刀のリアルタイムレンダリング	共	21年５月	日本色彩学会学会誌、Vol.33、Suppl., pp.20－21.
14．GPUを用いた人の肌と化粧品の３DCG再現	共	21年５月	日本色彩学会学会誌、Vol.33、Suppl., pp.54－55.
15．マルチバンドカメラを用いた分光ベースの反射モデル推定	共	21年７月	情報処理学会研究報告CG－135、６pages
16．人間の肌の３次元反射特性計測とCG再現	共	21年９月	色彩情報シンポジウムin長野、pp.19－22.
17．マルチバンドカメラを用いた反射特性推定とCGへの応用	共	21年９月	色彩情報シンポジウムin長野、pp.27－31.
18．画像計測に基づいた日本刀の３次元デジタルアーカイブ手法	共	21年９月	色彩情報シンポジウムin長野、pp.33－36.
19．RGBカメラを用いた人間の肌の分光画像計測の一手法	共	21年９月	色彩情報シンポジウムin長野、pp.39－42.
20．Wiiリモコンによる日本刀のCG再現用ユーザインタフェイス	共	21年９月	色彩情報シンポジウムin長野、pp.45－48.
21．環境光源の分光画像計測とIBLへの応用	共	21年９月	色彩情報シンポジウムin長野、pp.49－52.

木村　誠

〔学術論文〕

１．チキンーエッグ問題に焦点を当てた原作－派生コンテンツの循環的構造モデル－ポケモンビジネスの事例分析からの示唆	共	21年５月	千倉書房『日本経営学会誌』第23号 pp.98－111.
２．反常識的経営の一対型内部モデル－間接的コントロールとコントロール放棄の事例分析－	単	21年７月	『長野大学紀要』第31巻第１号 pp.13－27.
３．非常識経営の動的安定性－「遊べる本屋」ヴィレッジヴァンガードの内部モデル分析－	単	21年11月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.1－15.

〔その他〕

１．ケーススタディ：ポケモンビジネスの10年間（1996～2007）	単	21年３月	早稲田大学IT戦略研究所ケース・スタディ、No.14
２．コンテンツ間疑似相補性の誘導レベル向上　ポケモンビジネス10年間のライフサイクル分析	単	21年７月	経営情報学会2009年春季全国研究発表大会予稿集、pp.77－80.
３．ケーススタディ：メガネ21の非常識経営	単	21年12月	早稲田大学IT戦略研究所ケース・スタディ、No.15
４．イオン　電子マネー「WAON」普及と利便性のためのオープン政策	共	21年12月	日経BPムック、早稲田ビジネススクール・レビュー、Vol.11、pp.102－109.

小高康正

〔学術論文〕

１．エンデのファンタジーにおける死のイメージと創造性	単	21年10月	梅内幸信編集『エンデ文学におけるファンタジー』（日本独文学会研究叢書64号、日本独文学会発行、pp.25－33.

河野良治

〔著書〕

１．人と組織を活かす経営管理論	共	21年４月	八千代出版
２．日本企業のイノベーション	単	21年９月	千倉書房

〔学術論文〕

１．起業家教育に関する一考察	共	21年２月	『高松大学紀要』

佐々木涇

〔研究ノート〕

１．アジア主義－竹内好の場合－	単	21年６月	『長野大学紀要』第31巻第１号 pp.91－106.

田中法博

〔学術論文〕

１．分光的な光反射計測に基づいた物体の表面反射特性推定	共	21年２月	『日本感性工学会論文誌』Vol.8、No.3、pp.943－950
２．3D Digital Archive of The Japanese Sword Based on Spectral Reflection Model	共	21年10月	『IASDR2009』 4 pages、2009
３．A Real-time Rendering Method of Art Objects Based on Multi-spectral Reflection Model	共	21年10月	『IASDR2009』 4 pages、2009

〔学会発表〕

１．計測データに基づいた日本刀のレンダリング手法	共	21年２月	情報処理学会研究報告、CG－134、pp. 89－94．2009
２．RGB カメラを用いた分光ベース全方位画像計測法	共	21年２月	情報処理学会研究報告、CG－134、pp. 95－100．2009.
３．日本刀の分光的な反射特性計測と CG 再現	共	21年２月	日本色彩学会画像色彩研究会予稿集、pp.29－32．2009.
４．Image Based Lighting のための分光画像計測の一手法	共	21年２月	日本色彩学会画像色彩研究会予稿集、pp.33－36．2009.
５．マルチプラットフォーム型の分光ベースリアルタイム画像生成システムの開発	共	21年２月	日本色彩学会画像色彩研究会予稿集、pp.37－40．2009.
６．分光的な環境光計測による実シーンと CG の合成手法	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、4 pages、2009.
７．分光情報に基づいた人間の肌と化粧品の CG 再現	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、4 pages、2009.
８．日本刀の光沢モデルの構築と CG への応用	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、4 pages、2009.
９．反射特性計測に基づいた日本刀デジタルアーカイブ	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、2 pages、2009.
10．マルチバンドカメラを用いた物体表面反射特性推定	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、2 pages、2009.
11．化粧品の反射特性解析と CG への応用	共	21年３月	日本感性工学会春季大会、2 pages、2009.
12．分光ベース全方位光源分布を用いたレンダリング手法	共	21年５月	日本色彩学会学会誌、Vol.33、Suppl., pp.18－19．2009.
13．GPU を用いた日本刀のリアルタイムレンダリング	共	21年５月	日本色彩学会学会誌、Vol.33、Suppl., pp.20－21．2009.
14．GPU を用いた人の肌と化粧品の３DCG 再現 （全国大会発表奨励賞受賞）	共	21年５月	日本色彩学会学会誌、Vol.33、Suppl., pp.54－55．2009.
15．RGB カメラによる分光画像計測と IBL への応用	共	21年６月	情報処理学会・画像電子学会合同 VC/GCAD シンポジウム2009 6pages、2009.
16．マルチバンドカメラを用いた分光ベースの反射モデル推定	共	21年７月	情報処理学会研究報告 CG－135、6 pages
17．人間の肌の３次元反射特性計測と CG 再現	共	21年９月	色彩情報シンポジウム in 長野、pp.19－22．2009
18．マルチバンドカメラを用いた反射特性推定と CG への応用	共	21年９月	色彩情報シンポジウム in 長野、pp.27－31．2009
19．画像計測に基づいた日本刀の３次元デジタルアーカイブ手法	共	21年９月	色彩情報シンポジウム in 長野、pp.33－36．2009
20．RGB カメラを用いた人間の肌の分光画像計測の一手法	共	21年９月	色彩情報シンポジウム in 長野、pp.39－42．2009

21．Wii リモコンによる日本刀の CG 再現用ユーザインタフェイス	共	21年９月	色彩情報シンポジウム in 長野、pp.45－48．2009
22．環境光源の分光画像計測と IBL への応用	共	21年９月	色彩情報シンポジウム in 長野、pp.49－52．2009
23．肌の分光テクスチャ計測と３DCG 再現	共	21年10月	計測自動制御学会中部支部シンポジウム2009講演論文集、pp.1－4．2009
24．全方位の分光画像計測と３DCG への応用	共	21年10月	計測自動制御学会中部支部シンポジウム2009講演論文集、pp.5－8．2009
25．2ショット型マルチバンドカメラを用いた物体表面の反射特性推定	共	21年10月	計測自動制御学会中部支部シンポジウム2009講演論文集、pp.19－22．2009
26．WiiRemote を用いたデジタルアーカイブ用ユーザインタフェイスの設計	共	21年10月	計測自動制御学会中部支部シンポジウム2009講演論文集、pp.23－26．2009
27．画像計測に基づいた物体の形状と分光反射率推定	共	21年10月	計測自動制御学会中部支部シンポジウム2009講演論文集、pp.23－26．2009
28．人間の肌の３次元反射計測と CG 再現への応用	共	21年10月	計測自動制御学会中部支部シンポジウム2009講演論文集、pp.23－26．2009
29．Rediscovering Japanese Sword-Its function and beauty to the next generation	共	21年11月	The 4th International symposium on Creation of Design Culture，pp.193－202.

〔その他〕

１．講演：画像データと分光反射モデルに基づいた物体の３DCG 再現－３次元デジタルアーカイブにおける色再現精度の向上－	単	21年11月	画像４学会合同研究会（画像電子学会、日本画像学会、日本印刷学会、日本写真学会）「画像再現の将来」－忠実を超える本物らしさを目指して－ pp.16－23．2009
２．解説論文：写真やカラーシミュレーション画像を刺激とする場合の画像編集作業	単	21年12月	『日本色彩学会誌』Vol.33、No.4、pp.347－353．2009

野原　光

〔学術論文〕

１．The same technology and its different function between Japanese and Swedish plants : The reemergence of the topic, 'technology choice' in the industrial history	単	21年６月	Paper presented to 17th GERPISA International Colloquium，17－19 June 2009，Paris.
２．現代日本自動車産業労働職場の実態調査研究の再検討その３	単	21年11月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.87－113.

〔研究ノート〕

１．第101回学内研究会を振り返って：福祉臨床研究における言語と社会・人文科学における言語	単	21年３月	『長野大学紀要』特別号第１号 pp.236－243.

〔学会発表〕

１．The same technology and its different function between Japanese and Swedish plants : The reemergence of the topic, 'technology choice' in the industrial history	単	21年６月	17th GERPISA International Colloquium（La Sorbonne Paris, Palais du Luxembourg Paris, France）
２．同じ製造技術の日本とスウェーデンにおける異なる社会的機能：産業史における技術の「社会的選択」問題の再出？	単	21年11月	社会政策学会第11回大会自由論題分科会（金城学院大学）

〔その他〕

１．長野大学紀要　特別号１号		21年３月	編集
２．領域を越えた対話的討論と大学コミュニティの形成：討論集会（07/10/11）の論点に応えて	単	21年３月	『長野大学紀要』特別号第１号 pp.248－269.

前川道博

〔著書〕

１．地域メディアが地域を変える	共	21年４月	日本経済評論社総281頁。（河井孝仁、遊橋裕泰［編著］、前川道博、長谷川圭、後藤洋樹、寺島英弥、藤代裕之、遊橋裕泰）

〔学術論文〕

１．参加型地域アーカイブ普及推進のためのサーバ開放支援策	単	21年７月	日本教育情報学会デジタル・アーカイブ研究会　教情研究 EI09－３（pp.１－９）
２．多方向性テレビ電話コミュニケーションによる、過疎地居住の独居老人のメンタルケア・システム開発	共	21年11月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.17－30.
３．地域に開かれた大学を実現する地域 SNS 活用の実践	単	21年11月	『長野大学紀要』第31巻第２号 pp.115－128.

〔学会発表〕

１．教材コンテンツ参加型モデル『森の恵み地域の恵み探検隊』	単	21年８月	日本教育情報学会第25回全国大会講演論文集（pp.328－329）
２．参加型地域アーカイブの普及推進に向けた課題	単	21年９月	日本教育情報学会デジタル・アーカイブ研究会（会場：長野大学）

森　俊也

〔学術論文〕

１．既存のイノベーション研究・戦略経営研究とそれらから導出される研究課題	単	21年５月	研究年報『経済学』東北大学経済学会、第70巻、第１号、pp.77－95.
２．イノベーション創出の要因に関する一考察	単	21年９月	日本経営学会編『日本企業のイノベーション』経営学論集第79集、pp.144－145. 千倉書房

和田　勉

〔学術論文〕

１．アンプラグドコンピュータサイエンスと板書講義を併用した大学でのアルゴリズムの授業	単	21年７月	情報処理学会コンピュータと教育研究会報告 IPSJ–CE09100005, ７ページ長.
２．新学習指導要領とこれからの情報教育	共	21年10月	情報処理学会『情報処理』、Vol.50、No.10（2009.10）、pp.996－1004.

〔その他〕

１．コンピュータを使わないコンピュータ科学の教育 「アンプラグドコンピュータサイエンス」	単	21年７月	ソフトウェア技術者協会（SEA）フォーラム「最新のソフトウェアの課題とその方策」 （開催地：中国上海市）
２．高等学校での情報教育の国際比較 ―日本・台湾・韓国	共	21年８月	2009PC カンファレンス （開催地：愛媛県松山市）

佐々木涇教授　略歴および主要著作

略　　歴

氏　　名　　佐々木涇（ささきとおる）
生年月日　　1944年11月20日
住　　所　　長野県南佐久郡佐久穂町

1963（昭38）年３月	長野県立野沢北高等学校　卒業
1968（昭43）年３月	立教大学文学部フランス文学科　卒業
1969（昭44）年10月	パリ大学文学部　登録（→1970年12月）
1971（昭46）年７月	八千穂夏季大学実行委員となり現在に至る
1973（昭48）年３月	立教大学大学院文学研究科フランス文学専攻修士課程修了（文学修士取得）
10月	本州大学経済学部兼任講師（フランス語担当）
1974（昭49）年４月	長野大学産業社会学部兼任講師（以後、フランス語担当）
1976（昭51）年７月	雑誌「黒斑」同人→1988年
1978（昭53）年４月	長野大学産業社会学部専任講師となる
	佐久総合病院看護専門学校兼任講師（文学担当）→1990年３月
	日本フランス語フランス文学会会員となる
1981（昭56）年10月	信州大学教養部兼任講師（フランス語担当）→1982年３月
1983（昭58）年４月	長野大学産業社会学部助教授
1984（昭59）年10月	信州大学教養部兼任講師（フランス語担当）→1985年３月
1988（昭63）年４月	長野大学産業社会学部（以後、文学も担当）
	長野県国語国文学会会員
1990（平２）年４月	長野大学産業社会学部教授
1992（平４）年４月	信州大学共通教育センター兼任講師非常勤（フランス語担当）→1999年３月
1995（平７）年６月	長野県日中学術交流委員会事務局長に就任
2004（平16）年４月	長野県立染谷丘高等学校非常勤講師（フランス語担当）→2010年３月
2007（平19）年４月	長野大学企業情報学部教授となる
2010（平22）年３月	長野大学企業情報学部教授 定年退職

主要研究業績

［著書］

発行年	書　名	収録誌	出版社
1992年７月	島崎藤村の海外体験	長野大学編『信州の国際化とは』	郷土出版社
1993年６月	芥川賞受賞作品にみる都市感覚	長野大学編『地方から都市を考える』	郷土出版社
1995年３月	愛と生の獲得		櫟(いちい)出版
1996年５月	ゴルフ場造成反対運動から	長野大学編『地域の暮らしと環境』	郷土出版社
1997年４月	地域での生涯学習二十九年を経た八千穂夏季大学を見る	長野大学編『地域づくりを考える』	郷土出版社
1998年４月	小説作品に見る戦争体験	長野大学編『戦後50年 大戦とその記憶』	郷土出版社

1999年３月　佐久にゆかりの文人たち　　『信州佐久平』　　佐久商工会議所
2006年３月　辻邦生のパリ滞在　　駿河台出版

［学術論文］
1972年12月　ポール・ニザンの原点　立教大学大学院文学研究科修士論文
1977年10月　ポール・ニザン論－その個人的理由－　長野大学紀要第７号
1978年10月、79年３月　スタンダール論－搭と変容－　長野大学紀要第８号、９号
1983年３月、８月、11月　辻邦生論－ものがたること－　長野大学紀要通巻第17号、18号、19号
（学術文献刊行会発行の『国文学年次則論文集－近代－』（昭和58年発行）に転載される）
1987年11月、88年２月、５月、８月、11月、89年５月、91年６月
『新生』から『夜明け前』へ
長野大学紀要通巻第34号、35号、36号、37号、38号、40号、50号
1990年３月　『新生』の意味するところ　日本フランス語フランス文学会中部支部研究報告集 No. 14
1991年６月　小説家辻邦生の原点　長野大学紀要通巻第49号
1996年６月　辻邦生の模索のとき　長野大学紀要通巻第67号
1996年９月　小説作品に見る戦争体験　長野大学紀要通巻第68号
1997年３月～2005年６月　辻邦生のパリ滞在　長野大学紀要通巻第70号～第102号（27回掲載）
2007年９月　竹内好と魯迅、毛沢東　長野大学紀要通巻第110号
2008年12月　竹内好と魯迅　長野大学紀要通巻第115号

［口頭発表］
1989年10月28日　島崎藤村の転換期としてのフランス滞在
日本フランス語フランス文学会中部支部秋季大会（於信州大学）
1996年11月22日　辻邦生のパリ滞在
平成８年度長野県国語国文学会研究大会　長野県国語国文学会
2003年12月　辻邦生の文体　パリ滞在中の模索初期作品から
平成15年度第２回研究大会　長野県国語国文学会

［評論・エッセー］
1976年７月　手塚治虫論　－生命・死・宇宙意識－　同人雑誌『黒斑』創刊号
1977年３～９月　アルベール・カミュ論－反抗について－　同人雑誌『黒斑』３号、４号、５号
1978年３月　小説に関する試論　同人雑誌『黒斑』７号
1988年２月～90年２月　棄ててておけぬもの－五味川純平『戦争と人間』を読む－
同人雑誌『構想』12、13、14、16号
1990年６月　失ってはならぬもの－住民運動展開の中で　同人雑誌『構想』（17号）

［研究ノート］
1995年９月　『ワイルド・スワン』の世界　長野大学紀要通巻第63号
2009年６月　アジア主義－竹内好の場合－　長野大学紀要通巻第117号

［資料］
1996年12月～2000年６月　辻邦生著作文献目録　長野大学紀要通巻第69号～82号（６回）

［講演など］

1997年10月11日　地域社会での生涯学習　諏訪市民大学　諏訪市民会館

1997年11月８日　日中戦争初期の従軍記

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

1998年４月18日　孤独に陥った『満州』生れの良識人－五味川純平『人間の条件』から－

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

1999年６月26日　『ワイルド・スワン』の意義

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2000年４月22日　『阿Ｑ正伝』を読む

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2002年１月26日　井上靖の『敦煌』を読む

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2002年３月23日　井上靖の『孔子』を読む

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2003年３月22日　井上靖の『天平の甍』を読む

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2004年４月24日　井上靖の『楼蘭』を読む

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2006年４月22日　井上靖の『蒼き狼』を読む

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2007年４月21日　竹内好と中国　日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2008年４月26日　竹内好と魯迅　日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2009年３月28日　アジア主義－竹内好の場合－

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

2010年３月27日　パール・バック『大地を読む』

日中関係を考える連続市民講座　長野県日中学術交流委員会

森源三郎教授　略歴および主要著作

略　　歴

氏　　名　　森源三郎（もりげんざぶろう）
生年月日　　1936年10月15日
住　　所　　石川県金沢市

(1) 学　　歴

昭和30年３月　大阪府立阿部野高等学校普通科卒業
昭和35年３月　大阪学芸大学（現大阪教育大学）小学校教員養成課程卒業
昭和36年３月　大阪学芸大学（現大阪教育大学）学芸専攻科修了
昭和37年４月　京都大学大学院文学研究科修士課程心理学専攻入学
昭和39年３月　京都大学大学院文学研究科修士課程心理学専攻修了（文学修士）
昭和39年４月　京都大学大学院文学研究科博士課程心理学専攻進学
昭和42年３月　京都大学大学院文学研究科博士課程心理学専攻単位取得満期退学

(2) 職　　歴

昭和42年４月　日本学術振興会奨励研究員（～昭和43年３月）
昭和42年４月　京都大学文学部研修員（～昭和45年４月）
昭和45年５月　東北大学教育学部助手（～昭和47年３月）
昭和47年４月　金沢大学教育学部講師
昭和49年６月　金沢大学教育学部助教授
昭和58年２月　金沢大学教育学部教授
平成４年４月　金沢大学教育学部附属中学校長併任（第１・２期）（～平成８年３月）
平成４年10月　平成４年度文部省在外研究員派遣（ロンドン大学音声科学部門で音声言語病理学及び障害児教育福祉研究（～平成４年12月）
平成10年４月　金沢大学教育学部附属中学校長併任（第３・４期）（～平成14年３月）
平成14年３月　金沢大学定年退官
平成14年４月　金沢大学名誉教授の称号授与
平成14年４月　長野大学社会福祉学部社会福祉学科教授
平成14年４月　長野大学図書館長併任（～平成16年３月）
平成15年４月　長野大学評議員（～平成16年３月）
平成19年４月　長野大学教職課程推進室長（～平成22年３月）
平成22年３月　長野大学社会福祉学部教授退職

学会、社会における活動等

昭和36年　関西心理学会会員
昭和36年　日本動物心理学会会員

昭和38年　日本心理学会会員（代議員５期、理事２期）
昭和45年　日本教育心理学会会員（理事２期）
昭和45年　日本特殊教育学会会員（学会誌編集委員）
昭和47年　北陸心理学会会員
昭和47年　石川県精神衛生協会会員
昭和51年　日本精神薄弱研究協会会員（現　発達障害学会）
昭和52年　日本音声言語医学会会員
昭和63年　石川県リハビリテーション研究センター構想審議委員（～平成元年）
昭和63年　石川県小児保健協会　参与
平成４年　日本職業リハビリテーション学会会員
平成６年　石川県適正就学指導委員会委員（第１・２期）（～平成９年）
平成10年　石川県適正就学指導委員会委員長（第１・２期）（～平成13年）
平成12年　石川県中高一貫教育研究会議委員
平成13年　石川県ビッジョン検討委員会委員（～平成14年３月）
平成13年　石川県立盲学校学校評議員（～平成14年３月）
平成13年　石川県特殊教育諸学校再編統合計画審議会会長（～平成14年３月）
平成14年　日本社会福祉学会会員（現在に至る）
平成17年　長野県上田養護学校学校評議員（～平成22年３月）
平成17年　長野県上小地区福祉有償運送運営協議会会長（～平成18年４月）
平成18年　長野県上田市福祉有償運送（セダン特区）運営協議会会長（～平成22年４月）
平成18年　長野県上田地域広域連合障害者介護給付費等審査会委員（～平成22年４月）

主要研究業績

〔著書〕
１．児童心理学試論（共著）昭和50年10月　三和書房
２．心身障害辞典（共著）昭和56年４月　福村出版
３．『講座　発達障害』第４巻　言語遅滞・学習障害（共著）昭和60年７月　日本文化科学社
４．ハンディキャップ教育・福祉辞典（共著）平成６年９月　福村出版
（学術論文）
１．シロネズミの自発的交替行動の研究（単著）昭和42年３月　京都大学大学院文学研究科博士課程研究論文要旨集（pp.28－31）
２．ネコ大脳皮質脳波覚醒の反応の Habituation（単著）昭和42年12月　動物心理学年報17（pp.89－94）
３．Efffects of psychotropic agents on Sidman avoidance response in good- and poor-performed rats.（共著）昭和44年11月　Jap. J. Pharmacol 19巻（pp.587－596）
４．知能障害児の言語－思考活動の力学的障害（単著）昭和46年12月　東北大学教育学部研究年報　20巻　（pp.253－270）
５．知能障害児の言語思考活動の障害病理類型（単著）昭和48年12月　金沢大学教育学部紀要（教育・人文・社会科学編）第22号（pp.89－100）
６．知能障害児の構音障害の心理学的分析（単著）昭和53年１月　金沢大学教育学部紀要　第26号（pp.1－11）
７．脳性麻痺児の視知覚学習障害とその訓練効果（共著）昭和54年２月　金沢大学教育学部教科教育研

究　第12号（pp. 131－145）

８．言語音の知覚と生成における弁別的特徴の役割（単著）昭和54年７月　精神薄弱児研究　第250号（pp. 72－79）

９．Follow-up Study of Developmentally Handicapped Pre-school Children After Entrance in School（共著）昭和57年２月　金沢大学教育学部紀要　第37号（教育科学編）（pp. 205－210）

10. 3歳児生活環境と健康問題に関する横断的研究（共著）昭和61年８月　北陸公衆衛生学会誌第13号（pp. 84－90）

11. Retrospective Study of Developmentally Handicapped Children After School Entry.（単著）平成４年10月　Wilpert. B.（Eds）Social, Educational, and Clinical Psycology. Vol. 3（pp. 241－242）

12. 脳性麻痺児及び難聴児の日本語母音発話の音響的分化と音声対比（共著）平成５年２月　金沢大学教育学部紀要（教育科学編）第41号（pp. 12－26）

13. 言語障害児教育の現代史と課題（単著）平成９年６月　発達障害研究　第18号

14. 難聴児、ダウン症児、自閉症児、知的障害児の音階唱能の障害比較（共著）平成10年３月　金沢大学教育学部紀要（教育科学編）第46号

15. 障害児の音声コミュニケーション障害の診断と支援（単著）平成20年11月　長野大学社会福祉研究第４号、37～47.

長野大学紀要編集規程

（名称および発行）
第１条　本誌を「長野大学紀要」(以下「本紀要」という。)と称し、年４回発行することを原則とする。
（目的）
第２条　長野大学において教員が行っている研究および本学で実施された共同研究や受託研究の成果を学内外に紹介し、長野大学の教育・研究活動の活性化に寄与することを目的とする。
（編集委員会）
第３条　長野大学図書館運営委員会のもとに、長野大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。)を置く。編集委員会委員長は図書館運営委員会委員長が兼ねる。
２．本紀要の原稿の募集・編集は編集委員会が行う。
（投稿資格）
第４条　投稿できる者は原則として本学の専任教員および実習助手とする。ただし、本学の非常勤講師等も投稿することができる。
（投稿原稿）
第５条　本紀要に掲載する原稿は他に未発表のものに限り、種類は次の各号に掲げるものとする。
⑴　論　文
⑵　研究ノート
⑶　書　評
⑷　その他の編集委員会の認めたもの
（著作権）
第６条　本紀要に掲載された論文等の著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。
⑴　著作権は著者に帰属する。
⑵　著者は著作物の複製権と公衆送信権の行使を大学に委託する。
（論文等のネットワーク上での公開）
第７条　本紀要に掲載された論文等は、原則として電子化し、長野大学ホームページ等を通じてネットワーク上に公開する。
（配布）
第８条　発行された紀要は専任教員、実習助手および非常勤講師等へ配布する。
（抜刷）
第９条　執筆者には抜刷50部を配布する。ただし、50部をこえる分については執筆者がその費用を負担するものとする。
（執筆要領）
第10条　原稿は別に定める執筆要領にしたがうこととする。
（改廃）
第11条　この規程の改廃は、評議会の承認を得なければならない。
附則
本規程は平成５年７月１日から施行する。
本規程は平成17年４月１日から施行する。

編集委員会
委員長　　佐藤　　哲
委　員　　旭　洋一郎，野原　光

2010年７月31日　発行

長野大学紀要　　第32巻第１号（通巻第120号）

編　集　長野大学紀要編集委員会
発行所　長　　野　　大　　学
長野県上田市下之郷658－1
ＴＥＬ　(0268)39－0005
印　刷　蔦友印刷株式会社
長野市平林１－34－43
ＴＥＬ　(026)243－2351

BULLETIN OF NAGANO UNIVERSITY
Vol.32, No.1, July 2010

CONTENTS

La séquelle favorable de la guerre civile en Espagne
—sur les cent nouvelles de Kunio TSUJI : “Les sept endroits d’ Une vie”—
Thoru SASAKI ····· 1

Methods and Problems in Degree Assessment of Disabilities on Educational and Vocational Guidance in Special Support High School
Genzaburou MORI ····· 15

Articles

U.K. Parliament and Delegated Legislation
—Contemporary Evolution of Scrutinising Statutory Instruments—
Yoshitaka TANAKA ····· 29

A.Gramsci’s “filosofia della prassi” and Hegemony
—a Theory of the Unity of Subjects and Objects—
Nobuaki KUROSAWA ····· 59

The Social Change and Regional Order Formation in Manchuria during the End of Yuan Dynasty-early Ming Dynasty
Susumu TSUKASE ····· 75

Overview of Research Achievements

2009 Faculty Research Achievements ····· 93

Others

Biography and Major Publications of Professor Thoru SASAKI ····· 109

Biography and Major Publications of Professor Genzaburou MORI ····· 113